

国土強韌化地域計画策定ガイドライン(第7版) について

令和2年5月

内閣官房国土強韌化推進室



都道府県による積極的な支援等もあり、市町村における地域計画策定は進展。

市町村での地域計画策定や策定済団体での不断の見直しが一層図られるよう、これを後押しすることを目的としたガイドラインの改訂を実施。

また、地域計画策定済団体の事例等から得られた知見など、策定や不断の見直しの参考となる事項について充実。

【主な改訂内容】

(1) 市町村策定への都道府県の積極的な支援が引き続き行われるよう、都道府県における支援の取組事例を充実

・策定に関する説明会の実施、策定マニュアルや市町村版素案(ひな形)の作成・提供、都道府県計画策定時の資料・データ等の提供 等 <策定・改訂編89頁ほか> (本資料2頁参照)

(2) 市町村策定の参考となる、具体的な策定事例等を充実

(例)

① 策定に係る全体像の把握に役立つよう、策定体制や策定作業等の一連の流れをイメージで図示等 <策定・改訂編57頁ほか> (本資料3頁参照)

② 複数市町村による合同策定や共同策定の取組事例(策定の経緯等) <基本編33頁ほか> (本資料4頁参照)

③ 地域計画策定の効果の事例(新規事業化等) <策定・改訂編70頁ほか> (本資料5頁参照)

(3) 地域計画の策定負担軽減等を図るため、地域計画策定支援ツールの機能を追加

<資料編14頁ほか> (本資料6頁参照)

(4) その他(時点修正等)

【主な改訂内容(1) 関係】

● 岩手県の場合

- 全市町村の担当者等を集めて説明会を実施したほか、国の職員を講師に招き勉強会を実施
- 県内の広域振興圏ごとに、市町村の担当者等を集めて意見交換会を実施
- 計画策定の意向を示した市町村に対しては、勉強会の講師を派遣したり、県の計画策定の際のツールを提供するなどの支援を実施

● 京都府の場合

- 府内市町村担当者向けに「国土強靱化セミナー」を開催
- 府内市町村長を対象とした「国土強靱化意見交換会」を開催
- 計画の策定に向け、府内市町村担当者を対象とした説明会を開催
- 計画策定に係る府の相談窓口を部局横断型で設置
- 計画策定の一助となるよう国土強靱化地域計画のひな形として府の計画をデータ提供するとともに「京都府版国土強靱化地域計画策定の手引き」を配布
- 国予算「重点化」の動きを踏まえ、計画策定の必要性等を文書にて通知
- 計画の策定に向け、府内副市町村長を集めた説明会を開催

(意見交換会の風景)



● 兵庫県の場合

- 国土強靱化推進室を招聘し、全市町の強靱化計画担当者を対象に説明会を開催
- 各市町の首長を訪問し、策定の必要性等を説明
- 取組が進んでいない地域での強靱化計画担当者向け説明会の開催
- 改定作業中の県計画の情報、データを提供
- 各市町への個別対応(電話・メール・来課対応)

● 和歌山県の場合

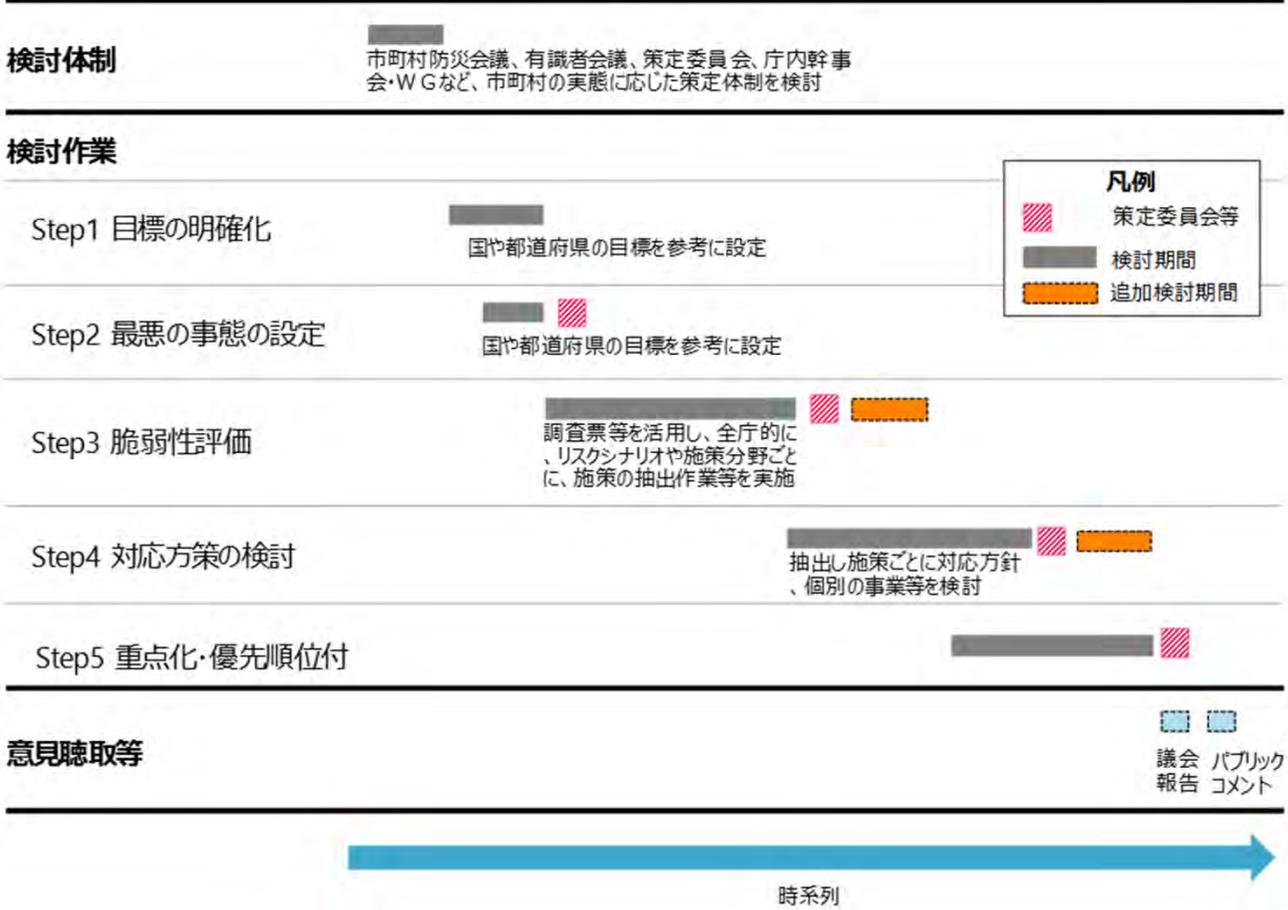
- 和歌山県・和歌山市国土強靱化共同本部を設置
- 県内市町村・民間事業者合同意見交換会の開催
- 副町村長研修会、国土強靱化連携会議、市町村担当課室長会議等で国土強靱化の必要性等を説明
- 県計画策定後に、市町村計画の策定を知事名で依頼
- 振興局長が市町村長を訪問し策定を依頼
- 全市町村を対象として計画策定の意向について調査を実施

【主な改訂内容(2) ①関係】

6. 策定に係る事務の一連の流れ

(1) 策定に係る事務の一連の流れ

ここでは、本ガイドラインでこれまでに示してきた策定に係る事務についての全体像を把握できるよう、一連の流れとして下図のように整理しました。なお、これは、あくまで標準的な流れとして示したものであり、このとおりに行えば計画策定が円滑に進められるということではありません。策定体制や各ステップの手順などの詳細については、画一的に行うのではなく、自団体の状況に応じて柔軟に取り組むことが重要です。



(注)住民によるワークショップの開催や、地区別懇談会などの開催を取り入れ、複数年度にわたって計画策定に取り組んだ事例もあります。

【主な改訂内容(2) ②関係】

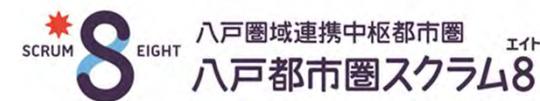
● 合同策定の例(八戸圏域連携中枢都市圏)

八戸圏域連携中枢都市圏を形成する八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町が合同で「八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画」を策定(平成31年3月)。

① 合同策定にいたった経緯・背景

八戸圏域8市町村は、気候・風土を共有し、藩政時代から一体的なまとまりがある地域として歴史を刻み、通勤・通学や買い物、医療といったあらゆる面で結びつきがある。また、ごみ処理やし尿処理、消防や水道などさまざまな事務を共同で行ってきた。このような歴史的・日常的な結びつきを背景に、平成21年に定住自立圏、平成29年には連携中枢都市圏に移行し、その中で、危険空き家対策や福祉避難所の相互利用、ドクターカーなど、防災・災害対策に関わる取組を行ってきた。

近年は、自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあり、圏域においても地理的なつながりから津波や洪水といった共通のリスクがあるため、8市町村がさらなる連携のもと災害対策に取り組むことが安全・安心な圏域の実現につながるという共通認識から合同策定にいたったもの。



② 合同策定の手順

策定体制

専門的見地からのご意見等を聴取するため、外部有識者により構成される「検討会議(有識者)」を設置し、計画内容の検討を実施した。また、市町村担当課長会議を設け、市町村間の調整・連携を図った。各市町村の内部では、庁内策定会議を設置するなどして庁内での検討が進められた。

(検討会議)



(市町村担当課長会議)



【主な改訂内容(2) ③関係】

策定済団体における地域計画策定の効果：④青森県むつ市(平成27年12月策定)

地域計画策定において「市民満足度調査」の分析から優先施策の4分野を抽出

- むつ市では、平成27年12月に「むつ市国土強靱化地域計画 ～孤立化を防ぎ犠牲者ゼロを目指す～」を策定した。施策分野の設定にあたり青森県と合同ワーキングにより検証を行い、「市民満足度調査(平成26年度実施)」において要望の高かった分野に視点を置き、優先順位の高い以下の4分野を施策分野として位置付けた。
- これらの4分野については、ハード事業とソフト対策のベストミックスによる優先的かつ着実な事業の推進を図ることとした。

1. 主要幹線道路ネットワークの健全化「交通・物流」分野
2. 防災公共の推進(避難所の機能確保)
3. 新体育館、むつ総合病院耐震化構想
4. リスクコミュニケーション

ハード事業とソフト対策を組み合わせた国土強靱化の推進

- 平成27年6月のむつ市総合体育館の用途廃止を受け、防災機能の強化、地域戦略による地域振興を図るため、以下の構想の下、新体育館の早期建設を平成30年より進めているが、同構想の策定には、地域計画策定時に行った救援物資集積所及び救護所に関する「脆弱性評価」における二次集積所機能を有する既存施設の欠如、被災者を受け入れる救護所スペースの確保が必要であるとの結果が活かされている。

1. 救援物資の二次集積所及び救護所等の防災機能を有する施設
2. 子供、高齢者、障がい者など多くの市民が利用できる施設(競技スポーツ拠点、健康づくりの拠点)
3. 教育の向上に繋がる施策(むつ市の将来を担う子供たちのための施策)



【主な改訂内容(3) 関係】

Ⅱ 策定支援ツール(機能追加版)

ここでは、実際に策定を進めるために活用できるツールのうち、ガイドライン(第7版)から掲載した「策定支援ツール(機能追加版)」について紹介します。

これは原則、市町村での策定を前提とします。

また、ツールはあくまでも参考ですので、策定にあたっては自団体での創意工夫をお願いします。

自団体での事情等に応じて、この策定支援ツール(機能追加版)とⅠの策定支援ツールのいずれか活用しやすい方を活用ください。

なお、電話等でご連絡いただければツールをお送りいたします。

1. 策定支援ツール(機能追加版)を作成した目的

地域計画を策定する人手が足りない(事務作業の負担が大きい)、ノウハウが不足している(どのように都道府県計画と調和を図れば良いかわからない、マトリクスまで作成することは難しい)という課題に対し、実際の策定手順を進めるための策定支援ツールを作成し活用できるようにしてきましたが、さらなる事務負担の軽減や作業効率の向上を図れるよう、策定支援ツールに自動集計機能や地域計画素材の出力機能を付加した「策定支援ツール(機能追加版)」を作成しました。

手順にしたがいツールに必要事項を入力していくことにより、複数部局にまたがる計画内容が整理できるとともに、煩雑な事務作業を自動化することで、担当者の工数を削減するだけでなく、手作業によるミスを防止します。

国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第7版)
基本編(案)

令和2年●月
内閣官房国土強靱化推進室

目 次

	(頁)
はじめに.....	3
I 国土強靱化とは	5
1. 国土強靱化の理念	5
(1) 理念と基本目標	5
(2) 防災との違い.....	6
(3) 「わがまちの強靱化度」簡易チェックシート	8
(4) 国土強靱化地域計画策定の「七つ道具」.....	11
2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等.....	13
(1) 基本的な方針	13
(2) ソフト対策とハード対策の組み合わせ	15
(3) 「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせ	16
(4) 平時における利活用	17
3. 基本的な進め方	18
(1) PDCA サイクルの徹底.....	18
(2) 脆弱性の評価.....	19
II 国土強靱化地域計画とは	20
1. 国土強靱化地域計画の位置付け.....	20
(1) 国土強靱化地域計画の性格.....	20
(2) 策定の必要性.....	22
(3) 国の基本計画との調和について.....	23
(4) 都道府県等の地域計画との調和について.....	24
2. 地域の強靱化を推進する3つの主なメリット.....	25
(1) メリット1 事前の取組で被害を縮小.....	25
(2) メリット2 施策(事業)のスムーズな進捗	26
(3) メリット3 地域の持続的な成長	29
3. 国土強靱化地域計画の策定にあたって.....	30
(1) 定める事項.....	30
(2) 策定主体.....	31
(3) 計画の対象区域と取組.....	38
4. 他の計画との関係	39
(1) 総合計画等との関係	39
(2) 地域防災計画との関係.....	44

(3)	地方創生(地方版総合戦略)との関係	47
(4)	インフラ長寿命化基本計画(公共施設等総合管理計画)との関係	51
(5)	他の分野別計画との関係	52
III	国への相談等	53
IV	国土強靱化地域計画関連 Q&A	55

はじめに

我が国は、豊かな自然に恵まれた風光明媚な国で、春夏秋冬の四季、温泉、美味しい食べ物があります。豊かな自然は、地域の住民や来訪者等に多くの恵みをもたらし、地域の活力の源となっています。

一方、この豊かな自然は、台風、大雨、大雪等の気象災害や、地震、火山、津波等の地象災害の原因ともなり、地域、個人からそれまで培ってきた一切のものを一瞬にして奪ってしまうこともあります。

人間の一生の長さとは地震、火山噴火等大災害の発生間隔には隔たりがあり、現在の地域や住民単位でみれば災害経験がないと、ややもすると災害に対する警戒心が欠如しやすい場合もあるのではないのでしょうか。しかし、気候変動により局所的短時間豪雨災害等はますます頻発化・激甚化することや南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の巨大地震の発生が懸念されています。

土砂災害、竜巻災害等市区町村内の一部の地域へ大きな被害を与える局所災害も毎年のように発生しています。こうした災害への対応は第一義的に市区町村に求められます。また、社会活動が複雑化している中、他地域での災害により、大きな影響を受けることも懸念されます。

人口減少、少子高齢化をはじめ、地域を取り巻く社会経済環境も大きく変化する中、災害が全国どこでも起こりうるとの認識のもと、安心・安全な地域づくりは、地方公共団体に課せられた最も重要な課題の一つではないのでしょうか。

我が国は、東日本大震災において、未曾有の大災害を経験しました。この教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）」（以下「基本法」という）が制定されました。この中で、基本理念において、国土強靱化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資するとされています。また、地方公共団体の責務として、「第四条 地方公共団体は、（中略）国土強靱化に関し、（中略）地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ、「第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、（中略）国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされています。

このことから、地方公共団体が国土強靱化を進める第一歩として、国土強靱化地域計画（以下省略の際は「地域計画」という）を策定することは、その責務に鑑みても、合理的であり、意義あることではないでしょうか。想定外の事態をも想定して、いわば将来への投資として事前の備えを積み重ねていく、同時に、それを地域の活性化につなげていくというチャレンジが、国土強靱化です。法定計画である国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものです。

国土強靱化施策は、新しい施策であり、地域計画策定も、多くのご担当者にとっては初めての経験になると思われます。そのため、国としても、本ガイドラインの提供、説明会の開催や出前講座などにより、計画の必要性や策定手法の周知を図っています。また、地域計画に基づく取組の推進に向け、関係府省庁において関連する交付金や補助金で支援しています。

本ガイドラインは、有識者を構成員としたワーキンググループのご指導をもとに第1版（平成26年6月）、第2版（平成27年6月）を作成し、その後、第3版（平成28年5月）、第4版（平成29年6月）、第5版（平成30年6月）、そして国の「国土強靱化基本計画」の改訂を受けて第6版（令和元年6月）を作成しました。

第7版は、市区町村が策定に取り組みやすくするため、複数市区町村の合同策定・共同策定の事例の例示や、総合計画や総合戦略との同時策定・一体策定の事例の例示に加え、策定に係る一連の作業の標準的な流れを策定済団体の事例と合わせて例示するとともに、各都道府県による効果的な支援が実施された事例や策定済団体における地域計画の策定や地域計画に基づく取組の推進による効果事例の追加、地域計画策定に活用できる策定支援ツールを充実するなどの改訂を行いました。

各地域において、本ガイドラインを参考に、地域計画の意義をご理解いただき、計画を策定して取組を推進し、後の世代に誇れる豊かで安全・安心な地域を受け継いでいかれることを期待しています。

¹ 「区」は東京都特別区を意味しています。なお、本文では、基本法に合わせ、「市町村」と記述していますが、東京都特別区も含まれます。

I 国土強靱化とは

はじめに、国土強靱化に関する基本的な事項をご理解いただくために、「国土強靱化の理念」、「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、「基本的な進め方～PDCA サイクルの徹底～」等について、国の「国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)」(以下「基本計画」という)をもとに説明します。

1. 国土強靱化の理念

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

ここでは、国土強靱化の理念と基本目標、また、今までの「防災」と何が違うのかについて説明します。

(1) 理念と基本目標

基本計画においては、概ね以下の通り記載されています。

- 我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返り、さいなまれてきました。そして、規模の大きな災害であればある程に、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。
- 大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要です。
- 東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、**予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き**、従来の狭い意味での「**防災**」の**範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応**を、いわば「国家百年の大計」の国づくり、地域づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要です。

○そして、この地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域、国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要があります。

○このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① **人命の保護**が最大限図られること
- ② 国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けず維持**されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧復興**

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものです。

(2) 防災との違い

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、以下のような違いがあります。なお、国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係については、後述します（44頁）。

○「**防災**」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「**そのリスクに対する対応**」をとりまとめるものです。したがって、例えば、防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、**リスクごとに計画が立てられています**。

○一方、**国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではありません**。それは、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも**最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとする**ものです。そのため、基本計画では、事前に備えるべき目標として、以下の8つを設定しています。

- i 直接死を最大限防ぐ
- ii 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- iii 必要不可欠な行政機能は確保する

- iv 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- v 経済活動を機能不全に陥らせない
- vi ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- vii 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- viii 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

○つまり、**基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）¹」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるとこのアプローチです。**国土強靱化は、そうした最悪の事態を起こさない、（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）**強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするものです。**そして、そうした強靱化の取組の方向性・内容をとりまとめるものが、強靱化の計画です。

○さらに、国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方をリスクマネジメントの観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものです。実施主体も、地域においては、**地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず、自治会や住民、商工会議所等の経済団体や交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携・協力しながら進める**ものです。

○このようにして、大規模自然災害時に、**人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」**を備えた国土、経済社会システムを平時から構築することを目指すものです。

(3) 「わがまちの強靱化度」簡易チェックシート

そもそも、自地域はどのくらい強靱なのか理解することからはじめましょう。今まで十分に防災に取り組んできた市町村であれば、改めて強靱化に取り組む必要性を感じられないかもしれませんが、「わがまちの強靱化度」簡易チェックシートを使って、自らの取組は十分なのか、また、自地域の弱点はどこにあるのかを確認してください。

(1) 総論

チェック項目	該当の欄に○をつけてください			
自地域で起こった過去最大の災害を上回るような規模の災害の発生を想定したことがあるか	わからない	やっていない	ある程度やっている	十分できている
国土強靱化地域計画に基づく取組への国の支援リスト(補助金・交付金のリスト)を確認したことがあるか (資料編IV参照:問い合わせ先は資料8、支援リストは資料9)	わからない	やっていない	ある程度やっている	十分できている

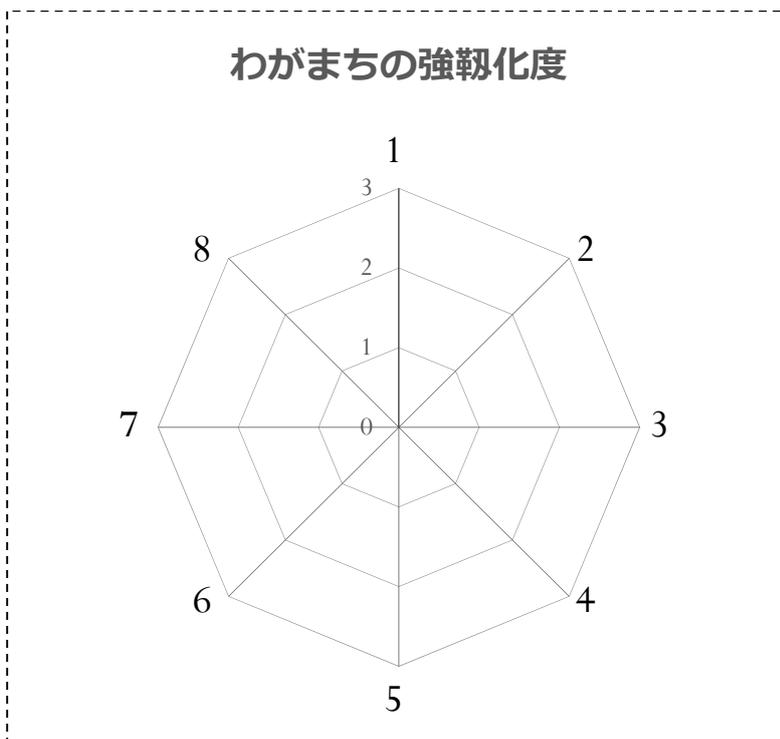
(2) 各論 (8つの事前に備えるべき目標ごと)

基本目標	チェック項目		該当の欄に○をつけ、その点を右に記入してください				点数	平均点
	No.	内容	わからない	やっていない	ある程度やっている	十分できている		
1 直接死を最大限防ぐ	1	自地域内の建物の耐震化率についてタイプごと(公共施設、一般住宅など)に把握し、耐震化を進める対策を行っているか	0点	1点	2点	3点		
	2	自地域での大規模自然災害を想定し、その災害に対応したハザードマップや避難計画を作成しているか	0点	1点	2点	3点		
	3	台風による水害・火山の噴火などの各災害に対し、堤防や砂防施設等の必要な施設の整備は行われているか	0点	1点	2点	3点		
	4	逃げ遅れなどを発生させないよう、多様な手法(防災行政無線や緊急メール配信など)を取り入れて、すべての住民・観光客等に対する防災情報の確実な周知が可能となっているか	0点	1点	2点	3点		

基本目標	チェック項目		該当の欄に○をつけ、その点を右に記入してください				点数	平均点
	No.	内容	わからない	やっていない	ある程度やっている	十分できている		
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	5	都道府県が定めている警察・DMAT等の運用計画の内容を把握しているか	0点	1点	2点	3点	
		6	避難所、帰宅困難者向けの一時滞在施設などは、発生が予想される避難者・帰宅困難者の人数に対して十分な準備がなされているか	0点	1点	2点	3点	
		7	医療について、発災時の域外・域内の人員・物資の輸送や医療機能維持のためのインフラ整備・エネルギー確保対策を行っているか	0点	1点	2点	3点	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	8	庁舎など行政機能の維持に必要な施設の整備(耐震化、耐水化等)は行われているか	0点	1点	2点	3点	
		9	BCP(業務継続計画)の策定は進んでいるか	0点	1点	2点	3点	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	10	住民・観光客等への情報発信を確実に行うための対策を考えているか	0点	1点	2点	3点	
		11	テレビ・ラジオ等のマスコミ情報が途絶えた場合の情報収集のための対応策は考えているか	0点	1点	2点	3点	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	12	自地域の企業に対してBCP策定支援を行っているか	0点	1点	2点	3点	
		13	主要な交通ネットワークが寸断した場合の対応策(都道府県や建設業協会への要請等)は考えているか	0点	1点	2点	3点	
		14	自地域への食糧の供給が途絶えた場合の対応策(都道府県に対する緊急物資輸送の要請等)は考えているか	0点	1点	2点	3点	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	15	発災時にも電力・ガス等の供給が途絶えないよう、関係事業者との協力体制の構築は進んでいるか	0点	1点	2点	3点	
		16	上下水道の耐震化対策は進んでいるか	0点	1点	2点	3点	

基本目標	チェック項目		該当の欄に○をつけ、その点を右に記入してください				点数	平均点
	No.	内容	わからない	やっていない	ある程度やっている	十分できている		
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	17	二次災害(沿線・沿道の建物倒壊による幹線道路の閉塞、津波や土砂災害による有害物質の大規模拡散など)への対策は行っているか	0点	1点	2点	3点		
	18	被害が拡大しないために、農地・森林の荒廃対策を行っているか	0点	1点	2点	3点		
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	19	被災後、大量に発生する災害廃棄物処理への準備(災害廃棄物処理計画の策定等)ができていますか	0点	1点	2点	3点		
	20	早期に復旧・復興に取り組めるよう、緊急輸送道路等の橋梁等の維持管理を適切に行っているか	0点	1点	2点	3点		
	21	地域の強靱化や自助・共助に資する地域コミュニティ構築の取組(地区ごとの防災訓練、防災コーディネーターの育成など)を行っているか	0点	1点	2点	3点		

○上記で○を付けた点数について、1～8の目標ごとに平均点を算出して右端の欄に記入し、その平均点を下記のチャートに転記し点を結びます。八角形が大きいほど強靱化が進んでおり、小さいと強靱化が進んでいないということになります。



(4) 国土強靱化地域計画策定の「七つ道具」

実際に国土強靱化地域計画を策定する際に参考となる情報源、資料等について記載します。

その一 本ガイドライン

基本的なことをコンパクトにまとめています。法律の抜粋等も記載しています。

その二 内閣官房のホームページ

国土強靱化に関する多様な情報を掲載しています。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/

その三 出前講座

内閣官房職員が説明に伺います（54 頁参照）。

※出前講座の詳細は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/201904_demaekouzapr.pdf

その四 国が策定した「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化年次計画（アクションプラン）」

その五 国土強靱化地域計画策定モデル調査事例集¹

平成 26 年度、平成 27 年度のモデル事業団体の地域計画について、概要をまとめたものです。

その六 自団体の総合計画、地域防災計画等各種計画

その七 市町村の場合は都道府県の地域計画

なお、国で作成した「その四」及び「その五」は、冊子を地方公共団体に配布しておりますが、「その四」については上記内閣官房ホームページでも入手可能です。また、冊子について、余部があるものについてはご提供できますので、お問い合わせください。「その七」についても、上記内閣官房ホームページから各地方公共団体のホームページにリンクを貼っています。ご利用ください。

〔参考〕大災害の教訓

日本は、その地理的、地質的特性から、度重なる大規模自然災害により、様々な被害がもたらされてきました。

1923年の関東大震災は、M7.9の巨大地震が近代化した首都圏を襲った初めての大災害であり、広い範囲で被害が生じたことに加え、大規模火災が発生し、死亡者の約9割の方が火災で亡くなりました。

1959年の伊勢湾台風（台風第15号）は、台風被害としては死者・行方不明者数が明治以降最多の5,098名に及ぶ被害を引き起こしました。

1995年の阪神・淡路大震災は、観測史上最大の震度7の直下型地震が初めて大都市を直撃し、死者数の約8割が家屋の圧壊等によるものとなりました。また、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的・物的被害が発生しました。

2011年の東日本大震災は、観測史上最大のM9.0の巨大地震と最大の遡上高が40mを超える大津波が発生し、防潮堤などは津波を遅らせる等の効果がありましたが、完全に防ぐことができず、多くの方が死亡・行方不明となる大災害となりました。また、帰宅困難者の発生、ガソリン不足などが深刻な問題となりました。一方、「釜石の出来事」のように日ごろからの防災教育に基づいた避難行動が命を救った例もありました。東日本大震災は、これまでの「防護」という発想によるインフラ整備中心の防災対策だけでは、限界があることを教訓として残しました。

このような大規模自然災害の歴史を顧みると、これまで種々の災害対策を講じてきたものの、「大規模自然災害の発生→甚大な被害→長期間にわたる復旧・復興」を繰り返してきました。この現実を目をつぶることなく、これを避けるためには、過去の教訓に学び、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土利用、経済社会システムを平時から構築しておくという発想が重要です。こうした発想に基づく持続的な取組こそがより安心・安全な国づくりに資するといえましょう。



関東大震災での火災
(写真提供：国立科学博物館)



伊勢湾台風の被害状況
(写真提供：愛知県)



阪神高速道路の高架橋の倒壊
(写真提供：神戸市)



消防局職員と消防団員による行方不明者の捜索活動
(写真提供：仙台市)

2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等

国が基本計画において定めた「基本的な方針」の概要と、その中の3つの方針「ソフト対策とハード対策の組み合わせ」、「『自助』、『共助』、『公助』の組み合わせ」及び「平時における利活用」について説明します。

(1) 基本的な方針

1で述べた国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりについて、東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する風水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針（ここでは全17の方針のうち主なものを記載。全項目は資料編IV資料2参照）に基づき国土強靱化を推進します。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ・各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民、民間事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

○また、基本計画においては、この他に、官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備の促進や地方公共団体等における体制の構築など「特に配慮すべき事項」（資料編IV資料3参照）についても定めています。

○各地域においては、これらの基本的な方針等との調和の確保に留意しつつ、地域の特性を踏まえ、地域の強靱化の基本的な方針を定めることが望まれます。

○なお、地方公共団体、特に市町村は、基本的な方針を定める際には、都道府県の地域計画との調和に留意が必要です。また、類似の地方公共団体の地域計画を参考とすることも有効です。

※基本計画及び各国土強靱化地域計画へのリンクは、内閣官房のホームページにおいて掲載（地域計画はリンク）しています。

(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/)

(2) ソフト対策とハード対策の組み合わせ

基本的な方針にもあるように、国土強靱化はハード対策だけではなく、ソフト対策との適切な組み合わせが求められます。

○基本目標である人命の保護等のためには、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、訓練・防災教育、国土利用の見直し等の「ソフト対策」を、災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するものです。

○例えば、ハザードマップの作成や避難訓練といった「ソフト対策」は、限られた財政の中で、短期間に一定の効果を得るための有効な対策となり得るものです。一方、「ハード対策」は、堤防の整備や施設の耐震化のように、対策の実施や効果の発現までに長期間を要するものや、老朽化対策のように、時期を逸することなく着実に対応することが求められるものがあります。従って、**長期的な視野の下で、全体の工程を念頭に置きつつ、ソフトとハードを適切に組み合わせ、多重防御の考え方により、計画的に施策を推進**していくことが重要となります。

〔参考〕水害・津波対策の例



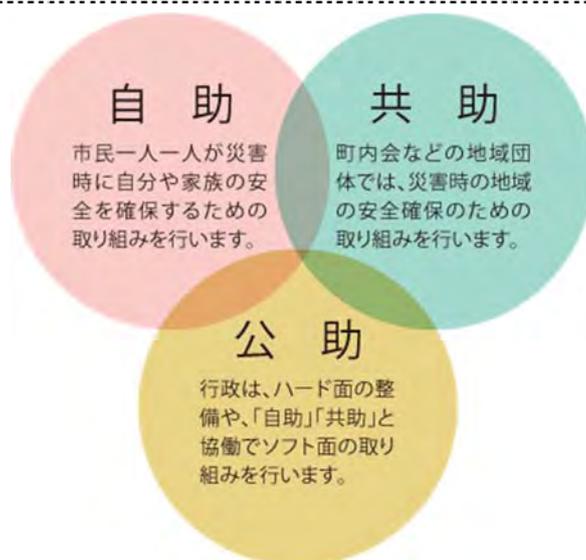
○策定された地域計画では、実際にハード施策に加え、避難行動要支援者への配慮、自主防災組織の育成、消防団員の確保、風評被害対策、防災訓練の実施、防災教育の実施などの多くのソフト施策が盛り込まれています。

(3) 「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせ

国土強靱化においては、自助、共助、公助を適切に組み合わせることが求められます。

- 大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを実現するためには、基本法にあるように、国のみならず、地方公共団体・民間事業者・国民を含め、全ての関係者の^{えい}叡智を結集し、国家の総力をあげて取り組むことが不可欠です。
- そして、連携と同時に、**地域における民間事業者、住民一人一人が**、行政任せではなく、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、**主体的に行動し、実践することが取組の基礎**となります。
- このため、行政は国土強靱化が正しく理解され、民間事業者や住民の行動規範に広く浸透するよう努めるとともに、行政・民間事業者・住民それぞれが、様々なかたちで周りと連携・協力しながら強靱化の取組を実践し、その輪を広げ、重ねていくことが**重要**です。
- 上記のような役割分担と取組を地域計画に反映させることが望まれます。

〔参考〕 自助・共助・公助の概念



出典：仙台市

(4) 平時における利活用

国土強靱化では、非常時に効果を発揮するのはもちろん、平時からの国土・土地利用や経済活動にも資する取組を推進します。

○例えば、無電柱化（災害時：電柱倒壊防止等、平時：景観向上等）や海岸防災林（災害時：潮害防備、津波エネルギー減衰等、平時：景観維持等）のように、**平時においても利活用等が図られ、住民にとっての利便性の増進が期待できるかという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点について留意**することが必要です。

〔参考〕 平時における利活用（延焼防止に資する緑地の確保の場合）

木造住宅が密集する地域において地震による倒壊と火災の発生が重なると、延焼により地域一帯に大規模な被害が生じる恐れがあります。そのような延焼を防ぐために、幅の広い道路や公園を整備したりする対策が取られています。このように、非常時を想定して幅広の道路や公園を整備することが、一方で、平時の市民生活を向上させるというような、相乗効果を狙った取組が望まれます。



3. 基本的な進め方

ここでは、国土強靱化の推進に重要な「PDCA サイクルの徹底」と「脆弱性の評価」について説明します。

(1) PDCA サイクルの徹底

国土強靱化は計画を策定して終了ではなく、策定後に PDCA サイクルを回して取組を推進していくことが重要です。

- 基本計画では、国土強靱化は、いわば国・地域のリスクマネジメントであり、
 - ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
 - ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
 - ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
 - ④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に推進
 - ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善
- という PDCA サイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、国全体の強靱化の取組を推進することとしています。

(2)脆弱性の評価

脆弱性の評価¹は、国土強靱化の取組の中で最も特徴的と言えます。これを出発点とし、対応すべき課題を洗い出します。

○国土強靱化の取組は、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状の**どこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み計画を策定し推進している**点に特徴があります。

○特に「脆弱性の評価」は、国土強靱化の取組、基本計画における最大の特徴と言えます。「脆弱性の評価」については、基本法の第九条第五号及び第十七条に定められています（詳細は資料編IV資料4参照）。なお、国の脆弱性評価においては、以下の手順で評価を行いました。

- ① リスクとして大規模自然災害を想定
- ② 施策分野について12の個別分野・5の横断的分野²を設定
- ③ 8つの事前に備えるべき目標と45の起きてはならない最悪の事態を設定
- ④ 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策群を「プログラム」として整理し、現状の脆弱性を分析・評価
- ⑤ ④の分析・評価を踏まえ、施策分野ごとに現状の脆弱性を分析・評価

¹ 「起きてはならない最悪の事態」を避けるためにどのような施策を実施しているか・実施している施策は十分かについて、プログラムごと・施策分野ごとに評価すること。

² 地域計画において、部局横断的に取り組む必要のある施策分野を想定。また、将来にわたって取り組む予定である施策等を横断的分野に配しておいて、将来の地域計画の見直しの際に検討するなどの活用も考えられます。

Ⅱ 国土強靱化地域計画とは

国土強靱化地域計画とは、地方公共団体の策定する国土強靱化計画です。ここではその位置付け、計画を策定するメリット、定めるべき内容や地方公共団体の他の計画との関係などについて説明します。

1. 国土強靱化地域計画の位置付け

地域計画の法律上の位置付けや策定の必要性、国の基本計画との関係、市町村の場合には都道府県の地域計画との関係について説明します。

(1) 国土強靱化地域計画の性格

地域計画は、基本法第十三条に規定されており、他の計画の指針となることが定められています。

○地域計画は、**国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる**ものであり、国における基本計画と同様に、地域における**国土強靱化に係る計画等の指針（いわゆる「アンブレラ計画」（21 頁図））としての性格を有する**もの（以下「国土強靱化に係る指針性」という）です。

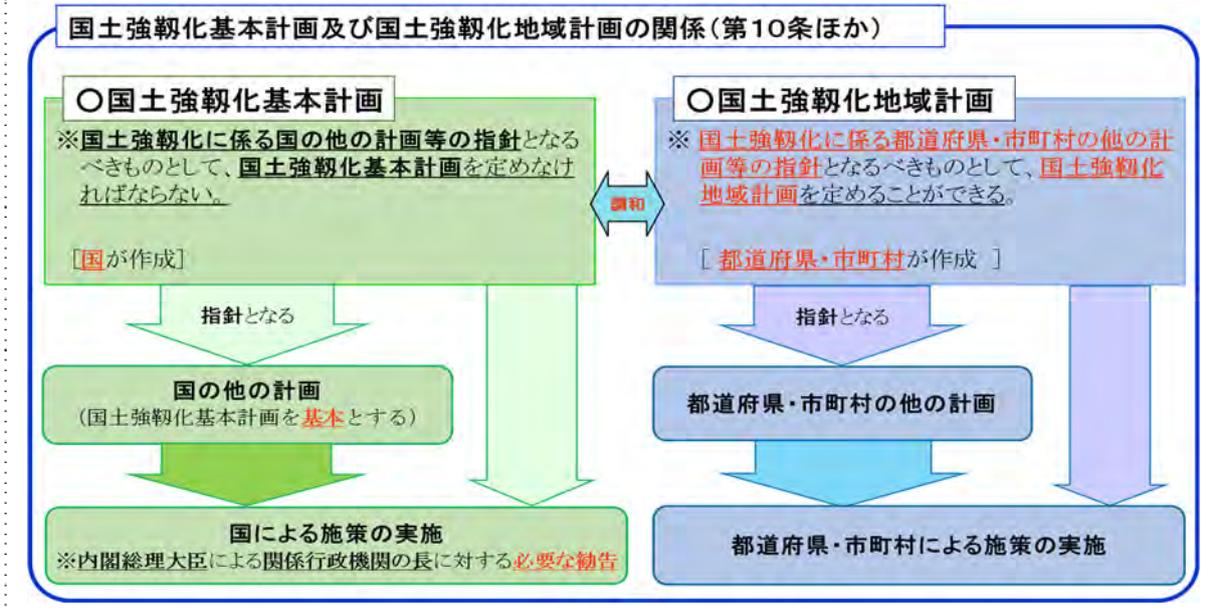
○すなわち、地方公共団体の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な見直しを行うものです。

基本法第十三条（国土強靱化地域計画）

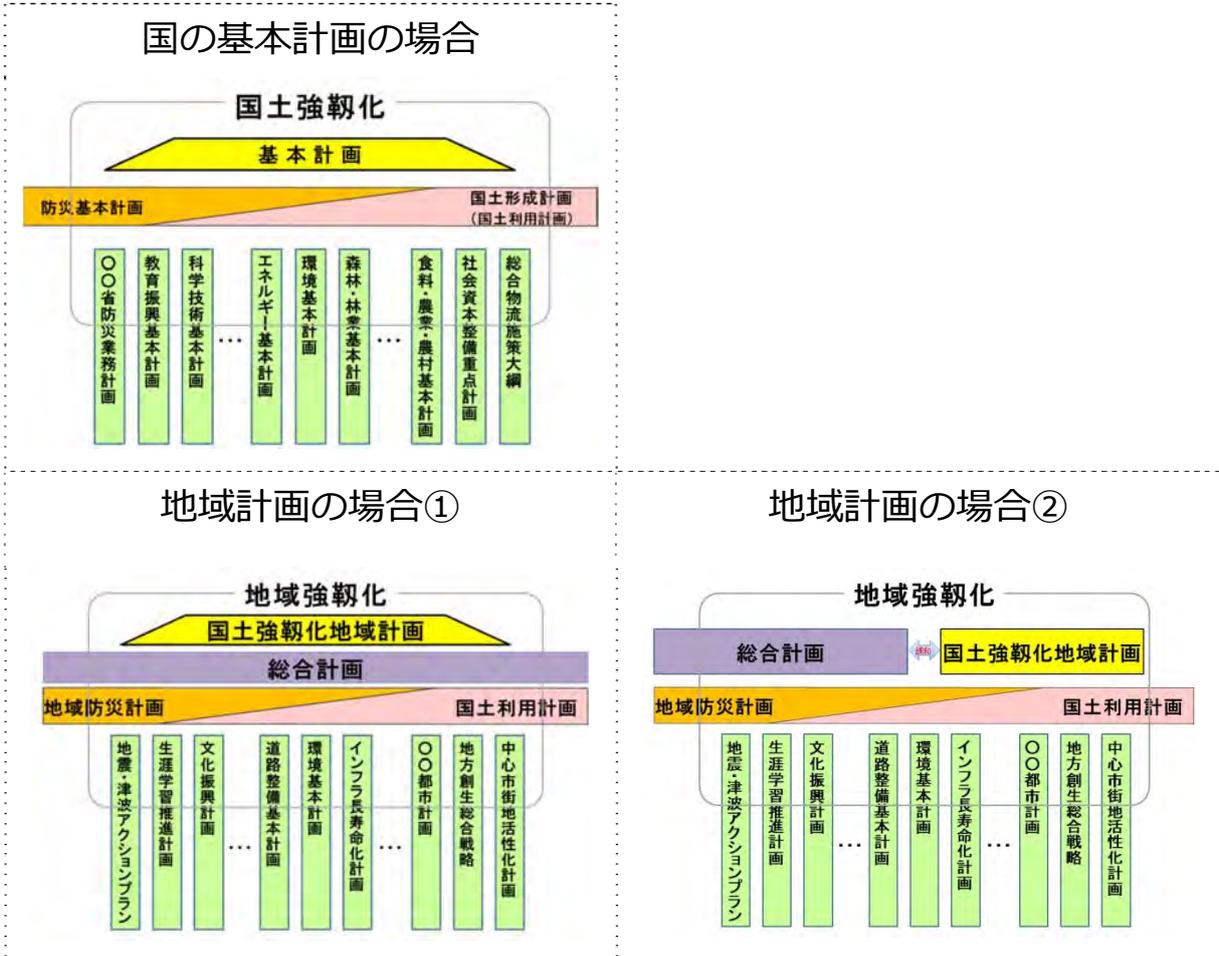
都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

○また、各種計画等における修正が地域計画の策定や見直しにつながる場合もあります。

〔参考〕 国土強靱化に関する計画の体系



〔参考〕 アンブレラのイメージ



(2) 策定の必要性

地域計画の策定は法律上、義務規定とはなっていませんが、地域の強靭化を総合的・計画的に実施することは、地方公共団体の責務として定められています。

○地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が地域の強靭化を総合的かつ計画的に推進することは、**住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するもの**であり、極めて重要なものです。

○なお、地域強靭化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、**地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて積極的に取り組むことが不可欠**です。

○また、基本法においては、地方公共団体の**国土強靭化に関する責務**として、

基本法第四条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靭化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その**地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。**

とされており、**地域計画の策定はこの責務を果たす有効な手段**です。

(3) 国の基本計画との調和について

地域計画は、基本計画との調和を求められているため、基本計画に定められている基本目標、基本方針などに留意する必要があります。

○基本法において、基本計画は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画であり、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとされており、具体的には、

- ① 基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- ② 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- ③ 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとされています（基本法第十条第一項及び第二項）。

○そして、基本法においては、**地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならない**こととされています（基本法第十四条）。

○地域計画の策定にあたっては、特に、国の基本計画における下記事項について、**調和を保つよう留意**することとします。

① 「基本目標」

いかなる災害等が発生しようとも、

- i 人命の保護が最大限図られること
- ii 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- iii 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- iv 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

② 「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、「基本的な進め方～PDCA サイクルの徹底～」及び「特に配慮すべき事項」

ただし、調和を保ちつつ、地域の状況に応じ地方公共団体の独自の目標の設定（追加）等を検討することも必要です（独自の目標の設定例については策定・改訂編 I 3. (2)参照）。

(4) 都道府県等の地域計画との調和について

市町村において地域計画を策定する場合は、都道府県の策定した地域計画を参考にし、調和を図っていくとより効果的です。

○基本法においては、地域計画間の調和規定は設けられていません。

○しかしながら、地域計画間の調和が図られれば、その取組もより効果的に推進されることが期待されます。

○基本法第六条の趣旨も踏まえ、**都道府県と市町村が十分に対話・相談を重ね、各々の役割分担を踏まえ十分な連携を図り、関係する地域計画相互の調和が確保されることが望まれます。**

特に、これから策定を行う市町村については、当該地域の都道府県が既に策定している地域計画を参考にし、調和を図ることが、効率的・合理的です。

○隣接する市町村の地域計画相互の調和の確保も同様です。

基本法第六条（関係者相互の連携及び協力）

国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念（＝国土強靱化の基本理念）の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

〔参考〕策定済団体の例

● 札幌市の場合

「札幌市強靱化計画は、札幌市の総合計画である『札幌市まちづくり戦略ビジョン』で示す地域防災力が強く災害に強いまちを実現するための計画であり、様々な分野別個別計画の指針となるものです。また、札幌市の強靱化を北海道・国の強靱化につなげるため、『国土強靱化計画』及び北海道における強靱化推進の基本的指針である『北海道強靱化計画』と調和した国土強靱化地域計画として策定しています。」（札幌市強靱化計画より）

2. 地域の強靱化を推進する3つの主なメリット

地域計画を策定し、重点化・優先順位付けを行いながら計画的に強靱化を推進することで、主に(1)被害の縮小、(2)施策(事業)のスムーズな進捗、(3)地域の持続的な成長の3つのメリットが考えられます。

(1) メリット1 事前の取組で被害を縮小

災害発生時の被害を小さくすることは、強靱化の取組の主たる目標であり、強靱化の取組の最大の効果です。

○発災前(=平時)に取り組む施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とする地域計画を策定し、当該計画に基づく取組を発災前に実践して地域が強靱化されれば、**大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできます**。また、被害を小さくできれば、より迅速な災害復旧・復興にもつながります。

〔参考〕策定済団体の例

- 地域の防災力強化
防災人材の育成が進んだ／防災士が増加した／自主防災組織との連携・連絡が進んだ／防災メールの登録者が増加した、など
- 企業のBCP¹策定促進
BCP認定企業数が増えた／BCPを策定する企業が増えた／企業へBCP策定研修を実施した、など
- 民間事業者との連携促進
民間事業者との災害時応援協定の締結件数が増加した／計画策定に際して設置した会議体に参画した民間事業者が、策定後に他の事業者との連絡窓口として協力してくれるようになった／継続性のある合同防災訓練を行うようになった、など

「国土強靱化地域計画策定効果に関するフォローアップ調査」より

¹ 事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)。災害等が起こっても速やかに事業を継続・復旧させることができるようにあらかじめ立てておく計画。地方公共団体の場合には「業務継続計画」ともいいます。

(2) メリット 2 施策（事業）のスムーズな進捗

地域計画の策定、進捗を管理することによって、庁内の意識の共有や推進力の出現、関係府省庁の交付金・補助金の活用などにより、各種の施策（事業）のスムーズな進捗が期待できます。

○法定計画である地域計画を策定し、施策（事業）の優先順位を「対外的」に明らかにすることで、**国土強靱化に係る新規・既存の各種の施策（事業）が、より効果的かつスムーズに進捗**することが期待できます。

○地域計画策定の際には部局横断的に脆弱性評価や対応方策の検討に取り組むため、策定後は各部局が「強靱化」という共通の目標を意識しながら所管施策（事業）を実施できるようになります。また、部局間の相互理解や庁内の情報共有が進み、施策（事業）をスムーズに推進できるようになります（策定・改訂編 I 3. (4) の策定済団体担当者の声参照）。

○関係府省庁においては、『**国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について**』を決定し、地域計画に基づく取組等に対して**関係府省庁所管の交付金・補助金による支援**が行われています（資料編IV資料9参照）。支援の具体的な事例については、活用事例（資料編参照）を参照してください。

〔参考〕主な関係府省庁所管交付金・補助金の交付要綱等における記載（抜粋）

地方創生整備推進交付金：

「令和2年度地方創生整備推進交付金の重点配分について」（令和元年9月10日付け事務連絡）

8月2日に開催された第21回国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議（別添1）決定により、国土強靱化地域計画に基づき又は同計画に明記され実施する地方創生整備推進交付金に係る地域再生計画に対して、重点配分を行うことになりました。

このため、「地方創生整備推進交付金の活用に向けた地域再生計画作成の手引き」を別添2のとおり改正いたします。

「地方創生整備推進交付金の活用に向けた地域再生計画作成の手引き」（令和元年9月）第一部Ⅱ2（1）、（2）、（3）

④ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

（略）令和元年8月2日に開催された第21回国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議での決定に基づき、国土強靱化地域計画に基づき実施される道、污水处理施設、港の整備に対して、重点的な支援を行いますので、地域再生計画書の「5 地域再生を図るために行う事業【事業が先導的なものであると認められる理由】」に国土強靱化地域計画に基づき実施される路線、施設がある場合には、その旨を記載してください。

都道府県警察施設整備費補助金（警察施設整備関係）：

「都道府県警察施設整備費補助金交付要綱運用上の留意事項について」（令和元年12月26日付け事務連絡）

1 施設の整備における留意点

（略）当該施設の整備が「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づき策定した国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）に基づいたもの（令和3年度以降は、地域計画に明記されたもの）である場合は、補助金交付の判断に当たって、重視することとするので、参考となる資料（地域計画の抜粋等、当該施設整備と地域計画の関連性が分かる資料）を添付すること。

なお、地域計画に明記された施策とは、補助金交付申請書に記載する事業の概要が地域計画上にも記載されていることを想定しており、例えば、「災害発生時の拠点機能を確保するため、県下警察施設の建替え、耐震化等を実施する。」等、国土強靱化に資する目的、その事業概要等が記載されていることを意味する。（略）

農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策：

「農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準」（令和2年4月1日付け元農振第2660号）

第1の2の（2）

ウ 別紙による優先採択ポイントについて、3ポイントを限度として加算する。
別紙 優先採択ポイントの考え方

7 国土強靱化施策

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている事業であるもの

〔参考〕策定済団体の例

● 強靱化に係る施策の推進

避難施設建設事業を実施することになった／ハード部門とソフト部門によるプロジェクトチームを創設した／各部局が防災・減災対策を取り入れるようになった／施策の総合的な進捗管理及び推進が可能となった／国・県が実施主体となるハード事業で特に重要なものが明確となった／中長期的視点による防災の総合戦略が明らかになった、など

● 優先順位の明確化

施策（事業）の重点化が図れた／議会等に必要性を説明しやすくなった、など

● 予算の確保

関係課が補助金・交付金の申請を行いやすくなった／補正予算など計画に絡めて予算要求の説明がしやすくなった／予算規模が大きいハード対策に着手できていなかったが計画に位置付けた耐震化診断を予算化することができた／地域高規格道路の未着手区間の予算配分がなされ新規事業化が決定した／これまで要望して

いた国による砂防事業の実施について、地域計画に記載し事業の重要性を明確にしたことが国による事業実施を決定する際の検討要素の一つとなった、など

- 他機関との連携強化

県と市による合同ワーキンググループが立ち上がった／これまで個別に計画推進がされていた国の事業についても、地域計画において統一的に位置付けたことで他の行政機関と一体的な推進が可能となった、など

「国土強靱化地域計画策定効果に関するフォローアップ調査」より

(3) メリット 3 地域の持続的な成長

強靱化の推進によって地域の防災力と災害対応力が高まることが、住民や民間事業者の地域に対する安心・安全感を高め、それが地域を成長させるという発想も重要です。

○地域の強靱化は、大規模自然災害等の被害の軽減のみならず、被災による様々な地域の変化に対する対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長も促すものです。さらに、地域計画及びそれに基づく取組を国内外に周知・広報することを通じて、当該地域が内外から適正に評価され、結果として投資を呼び込むことにもつながります。

○強靱化と地域活性化が連動し、相乗効果を上げることが期待されています。詳細と、地域計画と地方創生の関係については後述します（47 頁参照）。

○独自の施策分野として「地域振興」や「若者定住」などを掲げ、強靱化の取組と地域活性化の取組を併せて推進する市町村もあります（策定・改訂編 I 3. (3)③参照）。

○強靱化の取組により地域が災害に強くなることは、地域住民や地域に展開する民間事業者にとっても有益となります。地域計画を策定した暁には、地域の内外へアピールしていくことも地域の成長にとって重要です。

〔参考〕策定済団体担当者の声

—地域産業のためにも強靱化を推進します—

「当市は農業生産額で県内 1 位、全国でも 5 位以内に入っています。そんな当市の農産物の販売先は主に首都圏です。当市に災害が起こったときはもちろん、首都圏に起こったときにも、当市からの農産物が滞りなく首都圏へ運ばれることが期待されていると思っています。そのため、輸送路の確保や津波避難道の整備など、有事の際にも交通網が維持されることを重点施策として実施していきます。それが消費者からの信頼につながり、地域産業の興隆にもつながると思っています。」

—防災への備えを地域経済の活性化につなげます—

「当県には、過去の災害経験や南海トラフ巨大地震への備えを通じて磨き上げてきた技術やノウハウがあります。これを地域の防災対策に活用するとともに、防災関連産業の創出へとつなげています。具体的には、地域で優れた防災製品を開発してそれを地域外へ販売したり、CLT 工法（Cross Laminated Timber。建材に向いていない木材でも活用でき、建物を軽量化できる）の普及による新たな木材需要の創出を図ることで、森林の荒廃を防ぎつつ林業の活性化につなげたりしています。」

3. 国土強靱化地域計画の策定にあたって

ここでは、地域計画の策定にあたって基本的な項目（定める事項、策定主体、計画の対象とする区域と取組）について説明します。

(1) 定める事項

国の基本計画との調和を保ちつつ、地域特性を十分考慮することが望まれます。

○基本法においては、地域計画で定める事項について具体的に定められてはいません。

○しかしながら、基本計画については、基本法第十条第二項において、対象とする施策分野、国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めるものとされています。

○そこで、国の基本計画との調和が保たれるべき地域計画においては、地域の強靱化を推進する上で対象とする施策分野、当該施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めることが考えられます。

なお、国の**基本計画との調和が確保される範囲内であれば、地域計画にいかなる事項をどの程度定めるのかについては**、例えば、施策分野にとどまらず、個別の事業についても具体的に定めるなど、**地域の特性を十分に踏まえ、策定主体が創意工夫を講じることが重要**です。

(2) 策定主体

策定主体は、都道府県及び市町村です。複数の地方公共団体で策定することも可能です。

○**地域計画は、都道府県又は市町村が主体となり策定**します（基本法第十三条）。
なお、東京都特別区の各区も策定主体となります。

○南海トラフ巨大地震のように非常に広範囲に、あるいは、水害のように河川の上流の降雨により下流域に被害が及ぶことが想定される災害については、一の地方公共団体の枠の中だけでは評価や対策が完結しないことが想定されます。特に、このような場合には、例えば、国の地方支分部局と関係都道府県等が共同で基本的な方針等を検討する場を設けたり、既に方針等が出ていればこれを各地方公共団体の地域計画の検討に反映したりする等、**国の地方支分部局や関係する地方公共団体と相談、連携等を図る**ことが有用です。

○地域の状況等を踏まえ、**複数の市町村、又は一の都道府県と複数の市町村で一つの地域計画を策定**することが合理的な場合には、協議会を設けるなどにより、策定することができます（合同策定）。

その際、都道府県内の市町村をいくつかのブロックに区分けし、都道府県がリーダー役となってブロック内の市町村とともに地域計画の内容を検討するなど、**都道府県が市町村の地域計画の策定を積極的に支援**することが望まれます（策定・改訂編Ⅲ 1. 参照）。

○複数の市町村で一つの地域計画を策定（合同策定）する際は、その記載内容がすべての市町村に共通する場合と、一部の市町村に適用される場合があると考えられます。一部の市町村に適用される場合は、どの記述がどの市町村に関するかが明確に区分する必要があります。

○また、複数の市町村で最悪の事態の設定、脆弱性の評価、対応方策の検討などの策定作業を共同で行い、市町村ごとに地域計画を策定することもできます（共同策定）。

〔参考〕策定済団体の例

- 合同策定の例（鳥取県西部 7 町村）
鳥取県日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町が合同で「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画」を策定（平成 30 年 3 月）。

①合同策定にいたった背景・経緯

西部 7 町村では、避難計画の共有や避難所設置訓練の合同実施等を通じて、防災担当者の連携が強く、防災・減災対策における広域連携の有効性について理解があった。また、平成 12 年の鳥取県西部地震を経験し、ライフラインや施設等を相互に補完しながら災害対応にあたった教訓が現在まで共有されていた。さらに、防災面以外でも、広域事務等において日常より連携があった。

こういった土壌を活かした地域計画の合同策定について県から提案を行い、防災担当者会議及び副町長会での合意を得て、策定に着手した。

②合同策定の手順

策定体制

テーマ（保健・医療分野、国土・交通分野、行政、住宅、産業）ごとに各町村の担当課長級が参加する WG において協議した。協議事項は、WG 後に、各町村に持ち帰り、それぞれの庁内で検討した。

リスクシナリオの設定

県全体の自然災害を網羅した県計画のリスクシナリオを活用し、各町村が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。

脆弱性評価の実施

県が実施した脆弱性評価結果を援用し、各町村で実施した。

KPI の設定

県計画で設定している 227 の指標で、市町村で該当するものを県が抽出し、WG で町村に提供し、各町村はそれぞれの実態に応じ、これ以外の KPI も独自に設定した。また、県は保有データの提供を行った。

③合同策定による変化・効果（県及び町村担当者の意見）

他の行政機関との関係における変化・効果

- 県の指導のもと、策定段階から近隣の町村と情報共有を行ったことで、連携・情報共有体制が強固になり、策定後も継続している。
- 他町村と横並びで脆弱性評価を行うことで、より客観的な評価が可能となった。
- タイムラインの共有や避難所運営訓練の合同実施など、連携可能な施策がより効果的に行われるようになった。
- 関係機関との長期的な連携、目標共有について今後の取組のきっかけとなった。

庁内における変化、効果

- 脆弱性を数値化することにより全部局での横断的な取組の促進ができた。
- 各課で目標が明確化し、意識醸成のきっかけとなった。
- これまで耐震化診断等を行えていなかったが、計画策定により必要性の認識ができたことで、優先的に着手しようということになった。
- 計画策定を行ったことで、予算要求がしやすくなった。

鳥取県内ではこのほかに、東部の 4 町村（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）、中部の 4 町村（三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）でも、それぞれ合同で「鳥取県東部 4 町国土強靱化地域計画」、「鳥取県中部 4 町国土強靱化地域計画」を策定

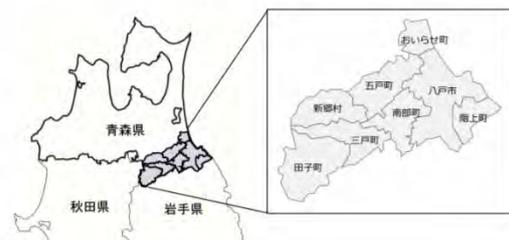
- 合同策定の例（八戸圏域連携中枢都市圏）

八戸圏域連携中枢都市圏を形成する八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町が合同で「八戸圏域 8 市町村国土強靱化地域計画」を策定（平成 31 年 3 月）。

①合同策定にいたった背景・経緯

八戸圏域 8 市町村は、気候・風土を共有し、藩政時代から一体的なまとまりがある地域として歴史を刻み、通勤・通学や買い物、医療といったあらゆる面で結びつきがある。また、ごみ処理やし尿処理、消防や水道などさまざまな事務を共同で行ってきた。このような歴史的・日常的な結びつきを背景に、平成 21 年に定住自立圏、平成 29 年には連携中枢都市圏に移行し、その中で、危険空き家対策や福祉避難所の相互利用、ドクターカーなど、防災・災害対策に関わる取組を行ってきた。

近年は、自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあり、圏域においても地理的なつながりから津波や洪水といった共通のリスクがあるため、8 市町村がさらなる連携のもと災害対策に取り組むことが安全・安心な圏域の実現につながるという共通認識から合同策定にいたったもの。



八戸圏域連携中枢都市圏 エイト
八戸都市圏スクラム8

②合同策定の手順

策定体制

専門的見地からのご意見等を聴取するため、外部有識者により構成される「検討会議（有識者）」を設置し、計画内容の検討を実施した。また、市町村担当課長会議を設け、市町村間の調整・連携を図った。各市町村の内部では、庁内策定会議を設置するなどして庁内での検討が進められた。

（検討会議）



（市町村担当課長会議）



リスクシナリオの設定

県全体の自然災害を網羅した県計画のリスクシナリオを活用し、各町村が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。

推進方針の設定

各リスクシナリオに対する推進方針は、施策レベルの取組（住宅の耐震化など）を設定し、該当する市町村について、白丸で表記した。

「連携項目」の設定

八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき実施している 10 項目（危険空き家対策のための合同研修会等の開催、福祉避難所の設置及び圏域での相互利用など）を設定した。

③独自の取組

「連携項目」の設定

圏域全体の国土強靱化の推進に向け、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき実施している 10 項目（危険空き家対策のための合同研修会等の開催、福祉避難所の設置及び圏域での相互利用など）を設定した。

「協定に基づいて実施している取組」の設定

八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援協定に基づき、大規模災害時における各市町村の相互応援体制の連携及び強化を図るため、支援要請の手順や情報伝達機器の使用方法等を確認する訓練実施を明記した。

「今後検討していく連携項目」の設定

近年の頻発化・激甚化する災害に対しては、これまで以上に広域連携で取り組んでいくことが有効であるという認識とともに、今後も各市町村において予算や人的な制約が強まっていくことが予想されている中で、類似事業の共同化や資源の相互補完等により効率化を図るという観点から、新たに「今後検討していく連携項目」として、12 項目を設定した。これらは、計画策定後に 8 市町村で検討していくこととした。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 避難体制の検証・強化 | 7. 防災拠点の整備 |
| 2. 住民向け防災研修会の開催 | 8. 消防団員の確保に向けた広報・周知 |
| 3. 外国人のための防災教室の開催 | 9. 自主防災組織情報交換会の実施 |
| 4. 合同防災訓練の実施 | 10. 住民等への情報伝達手段の研究 |
| 5. 防災教育の推進 | 11. 防災関係職員合同研修会の開催 |
| 6. 集落の孤立防止対策 | 12. 防災関連マニュアルの共有 |

③合同策定による変化・効果

他の行政機関との関係における変化・効果

【事務の軽減】

有識者会議の運営や市町村間の調整等を担った八戸市での事務負担増はあったが、それ以外の市町村では単独で策定するよりも事務の軽減が図られた。

【広域の視点で捉えることによる防災力の向上】

例えば、想定最大規模の洪水浸水想定区域について、単独の市町村で避難場所を確保できない場合には、8 市町村で広域避難の検討を行うことも予定されており、広域の視点で捉えることによる防災力の向上につながる。

【顔の見える関係強化】

計画を策定する過程及び今後 12 の連携項目を具体化していくにあたり、8 市町村で何度も協議する機会を通じて顔の見える関係強化につながる。実際、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の際、岩手県の久慈市や普代村に対し、「大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援協定」に基づく物資支援を実施したが、八戸圏域 8 市町村の対応を取りまとめるに際しても、平成 30 年度中の計画策定の過程で培われた顔の見える関係により、スムーズに役割分担が図られた。

【各市町村のノウハウ共有による災害対応力の向上】

例えば、12 の連携項目の 1 つである「防災関連マニュアルの共有」について、それぞれの市町村が作成している避難勧告等の発令マニュアルを共有し、どのようなタイミングで避難勧告等を発令すればよいのかといったノウハウを共有することで、各市町村の災害対応力の向上につながる。

【安全・安心な圏域への貢献】

計画に記載した 12 の連携項目の具体化と具体化していく過程で培われる信頼関係、それぞれの市町村が持っているノウハウが共有されることで「安全・安心な圏域への貢献」につながる。

庁内における変化、効果

【強靱化に向けた役割分担の明確化及び方向性の共有】

計画策定の過程でそれぞれの課の役割分担が明確化されたことや、脆弱性評価及び対応方策の検討を庁内部局横断的に実施したことで、課題を共有するとともに今後の方向性を共有することができた。

● 共同策定の例（北海道檜山振興局管内）

北海道檜山振興局管内の江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町の7町が共同で策定作業に取り組み、7町それぞれで国土強靱化地域計画を策定（平成30年10月1日に全町で同日施行）

①共同策定にいたった背景・経緯

檜山管内7町は、1993年（平成5年）に北海道南西沖地震を経験した地域として自然災害への意識が高く、近年、多発するゲリラ豪雨による土砂災害や台風・地震による被害の発生に加え、国・道による国土強靱化に向けた取組を機に地域計画の策定を検討することとなった。

地域計画の策定については、基本理念を町の施策に反映し、実施することで国土強靱化の取組が推進され、人命の保護など基本目標を達成するうえで効果的と判断。また、国の基本計画及び北海道強靱化計画との調和を図るとともに隣接する各町との地域計画とも相互に調整を図ることが地域の強靱化に必要と考え、檜山地域として統一的な計画とすべく管内7町で検討することとなった。

（上ノ国町内の夷王山上空から写真）



（江差町内のいにしえ街道の町並み）



②共同策定の手順

【北海道（振興局）が共通の課題・取組内容を提案】

北海道強靱化計画のうち檜山管内にも該当する部分をマーカーし、共通の課題・取組内容を提案した。

【地域計画の構成】

地域計画の構成については、管内7町に共通の、一体的に取り組む必要がある項目（共通項目）と各町独自施策を柔軟、効果的に実施するための項目（独自項目）で構成することとした。

また、地域計画の推進管理が効率的・効果的に行えるよう、町総合計画との一体化も視野に入れ策定することとした。

【リスクシナリオ等の選定】

北海道強靱化計画におけるリスクシナリオ等を活用し、檜山地域の実情に応じた内容により推進方針、脆弱性評価の考え方、リスクシナリオ等を抽出、各町にあてはまる項目を選定した。

【KPIの設定】

北海道強靱化計画における指標を参考に、町総合計画において定められている指標及び各個別計画における指標により各町それぞれの実態に応じ設定した。

③共同策定による変化・効果

【他の行政機関との関係における変化・効果】

- 北海道（振興局）の調整により、策定段階から管内各町と情報共有、議論を行ったことで、国土強靱化の取組はもとより、地域振興、地域課題への連携、情報共有体制が強まった。
- 檜山地域以外の自治体との協力の必要性について、日本、北海道全体としての必要性を考慮することができるようになった。

【庁内における変化、効果】

- 各リスクシナリオに対応する施策を抽出することにより、あらゆる分野（福祉・教育など）から最悪の事態を回避するための対策を検討する意識の醸成が出来た。
- また、最悪の事態を回避するため、各部署間の連携、協力体制強化のきっかけとなった。

(3) 計画の対象区域と取組

地域計画の対象区域は原則として当該地方公共団体の区域ですが、区域外との連携・協力もあり得ます。同様に、対象となる取組も他主体の取組との連携・協力があり得ます。そこで、これらの連携・協力を地域計画に明記することも可能です。

○地域計画は、策定主体となるそれぞれの地方公共団体の区域における住民や来訪者の生命・身体・財産の保護、住民生活・経済活動への被害等の最小化を図るものであり、この意味において、**地域計画の対象とする区域は、原則、当該地方公共団体の区域が基本**となります。

○一方、以下のようなケースでは、**当該地方公共団体の区域外も視野に入れて地域計画を策定することがあり得る**と考えられます。

ケース 1 策定主体の行政機能のバックアップなど、重要な機能を、当該策定主体以外の区域に設ける

ケース 2 策定主体の区域と、当該策定主体以外の区域を一体的に整備する必要のあるインフラの取組を推進する

ケース 3 策定主体の区域を超えて事業活動を行っている大規模民間事業者の事業継続や策定主体の区域を越える大量の通勤・通学者の安全対策等に関する対策を行う

ケース 4 策定主体の区域外で発生する災害（津波、火山噴火災害等）に起因する広域的な交通・物流ネットワークの途絶や食料・エネルギーの途絶などによる、策定主体の区域内における産業活動や住民生活への影響の低減に向けた対策を行う

○また、このようなケースにおいては、**関係する地方公共団体や、必要に応じ国等の関係機関とも十分に連携・協力しながら、地域計画を策定する必要**があります。

○地域の強靱化は、地方公共団体のみによって成し得るものではないことから、地域計画においては、地方公共団体の取組だけでなく、**住民、経済団体、民間事業者、他の地方公共団体、国等の関係者との連携・協力による取組についても取り入れる必要**があります。

4. 他の計画との関係

ここでは、地域計画と他の計画（総合計画等、地域防災計画、地方創生（地方版総合戦略）、インフラ長寿命化基本計画及び行動計画等）との関係について説明します。

(1) 総合計画等との関係

地域計画と行政全般に関わる既存の総合的な計画（総合計画等）はともに指針性を有する点で共通するため、その位置付けについてはあらかじめ整理しておく必要があります。

① 地域計画の指針性と総合計画等との整合

○地域計画は、地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であり、地方公共団体において、**総合計画等や関連する他の計画を有している場合には、これも十分に踏まえ地域計画を策定**していくのが効率的・合理的です。

○地域計画の地方公共団体内における計画体系上の位置付けについては、地方公共団体により異なりますが、**どのような位置付けであっても、地域計画は、国土強靱化に係る指針性を有することに留意が必要**です。

○そのため、地域計画策定後においては、地域計画を指針として、強靱化の観点から既存の総合計画等の見直し等について適切に対応することが期待されています。

○なお、地方公共団体の国土強靱化への取組の足掛かりとして、総合計画等に地域計画を策定する旨を位置付けている地方公共団体もあります。

② 総合計画等との同時策定や一体的な策定

○総合計画等と地域計画は、どちらも指針性を有し、分野ごとの施策を示し、施策の進捗を管理していくなど親和性があります。従って、同時に策定、又は一体的に策定することで以下のようなメリットが考えられます。

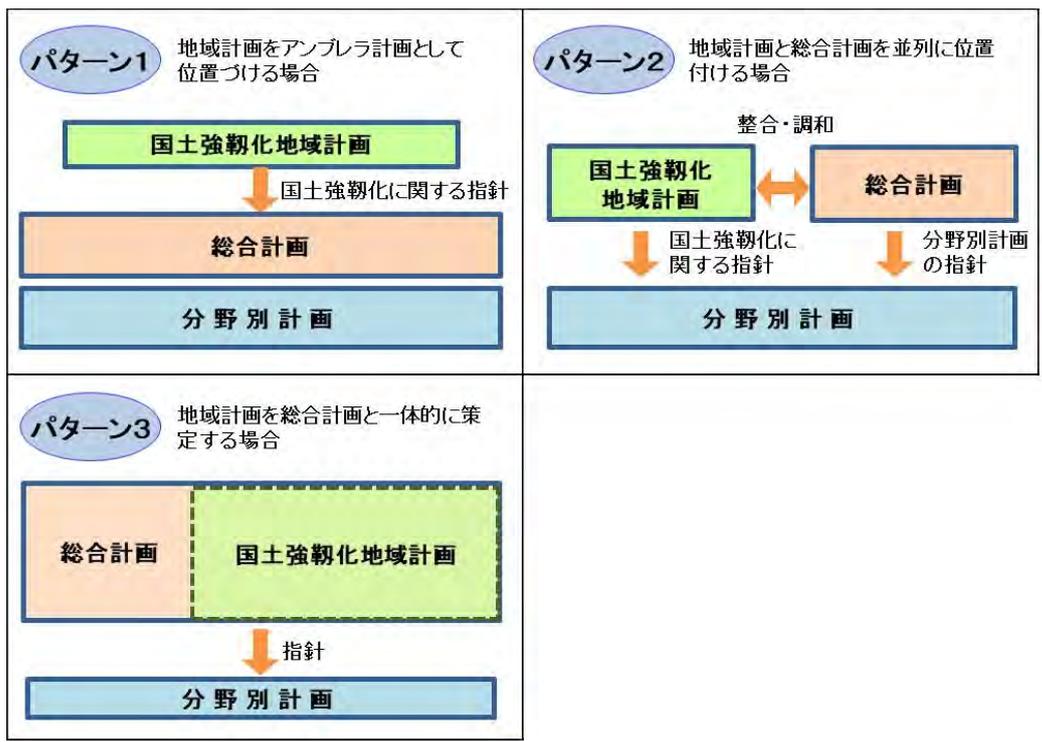
- ・ 共通の指針性を持たせることができる
同じ地域において指針性を持つ両計画を、同じ方向を向くように策定できる

- ・ 進捗管理（KPI の確認）が同時にできる
 施策の進捗管理やKPI の管理も、総合計画等と同時に行うと効率的・効果的である

○総合計画等と一体的に策定する場合には、基本法第十三条の規定により「国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされていることから、**基本法第十三条の地域計画であることを明らかにすることが必要**です。

〔参考〕策定済団体の例

- 地域計画を国の基本計画と同様に、いわゆるアンブレラ計画として位置付け策定した例があります。
 - また、地域計画を総合計画と整合・調和を図り策定した上で、各分野別計画に対して、地域計画と総合計画を並列の上位計画とした例もあります。
 具体的には、地域計画を「国土強靱化に関する指針」、総合計画を「分野別計画の指針」と位置付け、地域計画に「国土強靱化地域計画は、各分野別計画の強靱化に関する部分の指針」と明記しています。
 - 地域計画を総合計画と一体的に策定した例もあります。
 - 整理すると、以下のようなパターンとなります（パターン 1 は東京都荒川区ほか、パターン 2 は新潟県新潟市ほか、パターン 3 は埼玉県春日部市ほか）。
- （イメージ図）

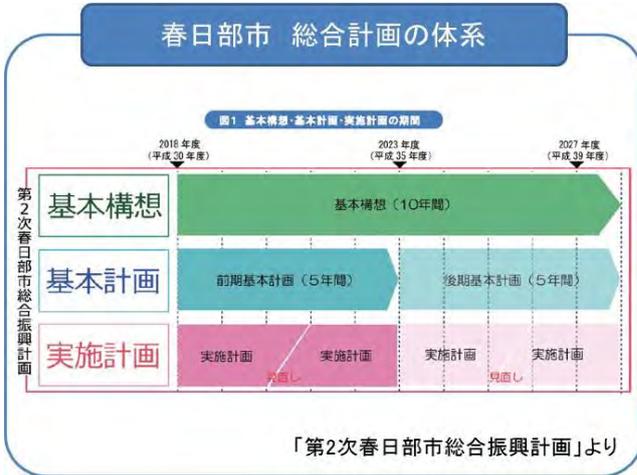


〔参考〕総合計画との一体策定の例

埼玉県春日部市の例

「春日部市総合振興計画」の改訂に合わせて、地域計画を総合振興計画と一体的に策定（平成30年3月）しました。

（春日部市総合振興計画より）



総合振興計画 目次

I 総論
計画の位置づけ
（地域計画として一体的に策定と明記）

II 基本構想

III 基本計画
第1章 前期基本計画の概要
第2章 重点プロジェクト
第3章 分野別計画
（国土強靱化に位置付けられる取組を明示）

第4章 国土強靱化
1. 国土強靱化の概要
2. 脆弱性の評価
3. 強靱化に向けた取組
「第2次春日部市総合振興計画」より

各分野（まちづくりの基本目標）における施策と脆弱性評価で設定した24の「起きてはならない最悪の事態」の関係を次表の通り整理しました。

強靱化の推進に向けた取組は各施策のページに記載し、（ゆらりん）マークをつけることで表現しました。

起きてはならない最悪の事態

「起きてはならない最悪の事態」と「分野別施策」との整理対照表マトリクス

			被害の発生抑制により人命を保護する				救助、救急、医療活動により人命を保護する			
			a-1	a-2	a-3	a-4	b-1	b-2	b-3	
			すり火、災、多、建、多、死、倒、等、生	すり浸、多、土、砂、災、死、傷、等、生	備、被、列、車、等、の、死、傷、者、が、生、ず、る、事、態、の、死	発、災、害、対、応、の、遅、延、等、に、よ、り、多、数、の、死、傷、者、が、生、ず、る、事、態、の、死	発、救、生、し、・、遅、延、す、る、事、態、に、よ、り、大、量、に、死、傷、者、が、生、ず、る、事、態、の、死	止、す、る、事、態、の、死、傷、者、が、生、ず、る、事、態、の、死	る、地、域、の、衛、生、状、態、が、悪、化、す	
各分野 （まちづくりの基本目標）	分野	政策	施策							
1. 子育て・教育 2. 福祉・保健・医療 3. 市民参加・文化・スポーツ 4. 環境・防災・生活 5. 観光・産業・経済 6. 都市基盤 7. 行財政	基本目標1 子育て・教育	1-1 安心して子どもを産み、楽しく子育てできるまちをつくる	1-1-1 出産や育児に希望が持てる地域社会の確立 1-1-2 仕事と子育ての両立支援					●		
		1-2 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育てるまちをつくる	1-2-1 「生きる力」を育む学校づくりの推進 1-2-2 一人ひとりを大切にしたい教育の推進 1-2-3 充実した学校環境づくりの推進					●		
		1-3 思いやりの心と夢をもった青少年を育てるまちをつくる	1-3-1 青少年教育の推進 1-3-2 青少年健全育成事業の推進					●		

〔参考〕 総合計画と一体した進捗管理の例

● 札幌市の例

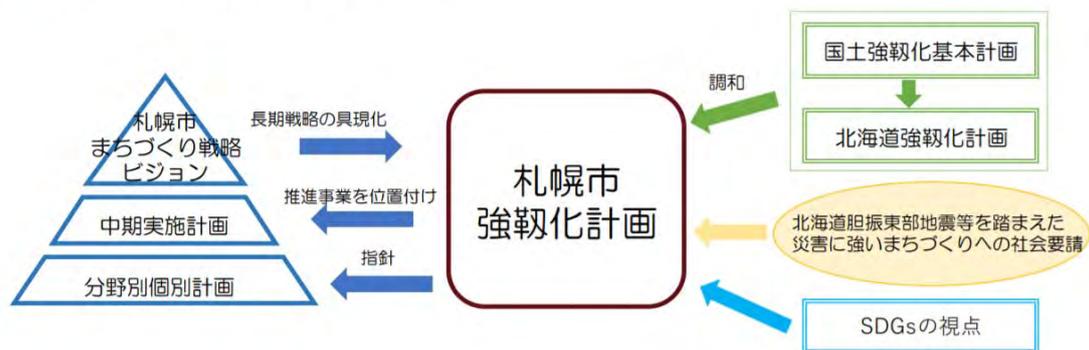
札幌市では令和元年 12 月に改定した札幌市強靱化計画において、総合計画との一体的な進捗管理ができるよう工夫している。

①総合計画との連携に関する概要

札幌市では、総合計画である「中期実施計画」との連携を図りながら、「札幌市強靱化計画」の改定を行った。

札幌市強靱化計画で示した 143 の「推進事業」を中期実施計画に位置付け、具体性を持った着実な取組とするとともに、推進事業の「事業指標」の設定についても、中期実施計画との整合を図ることで、双方の計画を一体的に進捗管理できることとした。

◆札幌市強靱化計画の概念図



(出典：札幌市強靱化計画)

②総合計画との連携による効果

計画の実行性の担保

札幌市強靱化計画における推進事業を、地域計画に加え中期実施計画にも位置付けることで、一体管理による事務作業の負荷軽減だけでなく、財源の裏付けを持った実行性のある計画としている。

● 横浜市の例

横浜市では、平成 31 年に横浜市強靱化地域計画と総合計画を整合・連動して策定し、一体的な進捗管理や強靱化対象事業費の確保を進めている。

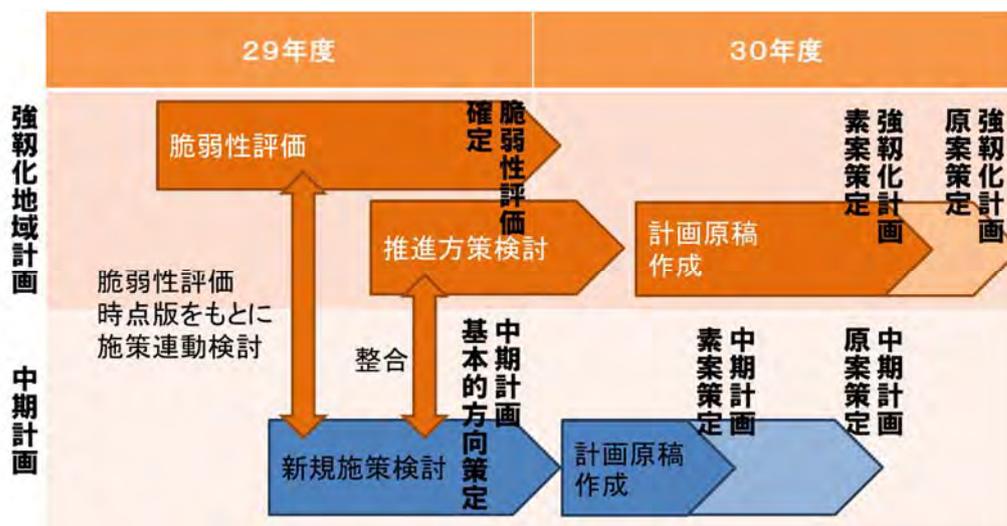
①総合計画との連携に関する概要

横浜市では、「横浜市強靱化地域計画」を、総合計画である「横浜市中期4か年計画2018～2021」と整合・連動して策定した。

強靱化地域計画の策定にあたり、対応方策の検討を、総合計画における新規施策検討とあわせて実施することで、総合計画と施策を連動させ、強靱化地域計画対象事業を総合計画にも位置付けた。

また、強靱化地域計画は、“強靱化に関する取組の方向性を示す計画”として位置付け、進捗管理は総合計画等にて実施している。

なお、計画の推進のため、計画策定時の会議体は、推進強化等に関する情報を庁内共有や議論する場として継続・活用している。



②総合計画との連携による効果

進捗管理に係る各部局の負担軽減

市では複数の計画の進捗管理を実施しており、各部局の管理作業に係る負担が増大している。そのような中、強靱化地域計画に係る事業については、進捗管理を総合計画等に一元化することで、負担軽減を実現した。

厳しい財政状況下での計画対象事業費の確保

厳しい財政状況の中、新規拡充施策についての予算確保は困難となる傾向にあることから、総合計画と連動した策定・進捗管理を行うことで、毎年度の計画対象事業費の確保し、事業を着実に推進している。

(2) 地域防災計画との関係

「国土強靱化」と「防災」の違いについては前述（6頁）の通りですが、地域計画と地域防災計画の違いについてここで説明します。

○**地域計画は**、国土強靱化に係る指針性を有することから、国土強靱化に関しては、災害対策基本法に基づく**地域防災計画に対しても指針**となります。従って、地域計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があります。

○地域計画は、地域防災計画との比較において、以下の特徴があります。

① 検討のアプローチ

- ・国土利用や経済社会システムの強靱性に着目し、**地域を、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できる体質・構造に変革していく視点**から検討する

② 対象とするフェーズ

- ・**発災前における（＝平時の）施策を対象**とし、発災時及び発災後の対処そのものは対象としない（ただし、発災時の対処（応急対策）、発災後の対処（復旧・復興）を効果的に行うための事前の備えは対象となる）

③ 脆弱性の評価に基づく対策の検討

- ・あらゆるリスクを想定しながら「**リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）**」を明らかにする
- ・**目標を明確化し、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定して脆弱性の評価**を行った上で、これに基づき対策を検討する。その対策は、防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対策を内容とするものである

④ 重点化と進捗管理

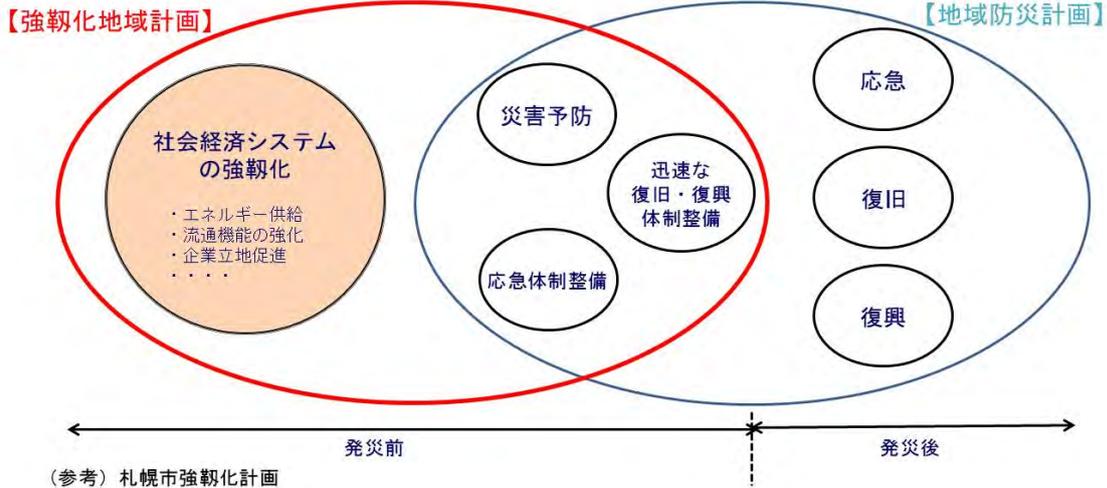
- ・**施策の重点化・優先順位付け**を行い、**進捗管理**を適切に実施できるようにする。なお、**個別の事業を記載した場合は、事業についても同様である**

○防災基本計画において求められている、地方公共団体の業務継続計画策定等による業務継続性の確保は、国土強靱化の観点からも重要な取組です。必要に応じて業務継続計画を地域計画の策定に活用してください。

- 「地震・津波対策アクションプログラム」等、防災・減災に関する計画等を定めている場合は、必要に応じて地域計画の策定に活用してください。

(地域防災計画との比較)

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—



〔参考〕策定済団体の例

- 地域計画と地域防災計画との関係について、策定済、策定中の地方公共団体から、次のような例が示されています。
 - ・ 施策の範囲に関し、地域防災計画には防災対策を盛り込み、検討中の地域計画においては、防災の他、産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の総合的な対策を盛り込むこととしている。
 - ・ 地域計画については、発災前における（平時の）施策を記載するとともに、発災時・発災後の対応を円滑に行うための備えとしての位置付けとしている。
 - ・ 想定するリスクに関し、検討中の地域計画においては、バックアップの観点から当該地方公共団体区域外の大規模自然災害についても対象としている。
 - ・ 地域計画は、施策の重点化、目標設定を行い、進捗管理を実施することとしているが、地域防災計画の場合は、災害対応や情勢変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを実施することとしている。

- 地域防災計画そのものではありませんが、地域防災計画の実施計画を地域計画と同一の年度に策定する予定であること、また具体的な数値目標の設定等に係る検討の進め方等が両方の計画において概ね同様であることを理由に、地域防災計画の実施計画に盛り込むべき内容と調和を保ちながら、地域計画の策定に向けた検討を進めた例があります。

(3) 地方創生（地方版総合戦略）との関係

多くの地方公共団体で地方創生に取り組まれていることと思います。ここでは、地域の強靱化と地方創生の関係等について説明します。

- 地域の強靱化は、**大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進**をもたらし、地域の**持続的な成長**を促すものであり、地域の強靱化を進めることは地域の活性化に寄与するものです。すなわち、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムの確保は、災害等から住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、国・地方公共団体・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであると捉えることが可能であり、中長期的に持続可能な地域の成長を後押しするものでもありと考えられます。
- こうした観点から、**地域の強靱化を進めることは、地域の活性化に結びつくもの**であるといえ、この点を十分に意識して、**地方創生と連携して取り組むべき方向性**を見定めつつ、**地域の強靱化に向けた取組を進めることが肝要**です。
- なお、国では、「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」の下に設置された「地域活性化連携ワーキンググループ」において、国土強靱化と地域活性化の連携についての基本的考え方等に関して討議が行われ、平成 27 年 3 月、「地域活性化と連携した国土強靱化の取組について」が同懇談会の提言としてとりまとめられました。
- 当該提言では、基本的な考え方として、国土強靱化の取組と地域活性化の取組は、双方とも、地域の豊かさを維持・向上させるという点で同じであり、地域の強靱化の取組の効果を同時に地域活性化に結び付けることが必要である、と記載されています。そのためには、（1）東京一極集中からの脱却、（2）地域での担い手確保と地域コミュニティの役割、（3）産業の創出、活性化と技術開発～国土強靱化は成長戦略そのもの～、の 3 つの柱で連携の取組を推進する必要がある、と記載されています。併せて、地域における国土強靱化の取組を検討する際に参考となるよう、国土強靱化と地域活性化の連携の具体的内容について、非常時と平時に期待される効果を整理した連携事例集がまとめられました。
- 地域計画を策定する際には、**国土強靱化と地方創生を効率的・効果的に連携させるよう**、当該提言や連携事例集等を踏まえ、**地域における非常時と平時の課題を**

同時に解決する「一石二鳥」の発想を持つことが大切です。このため、連携の取組の検討にあたっては、当該事例を参考にしつつ、非常時と平時の両方の視点から効果を検討し、連携の効果の高い取組を地域計画に盛り込み、国土強靱化、地方創生双方の取組を調和しながら推進することが重要です。

○なお、地方創生と国土強靱化が相乗効果を高めるためには、地方創生の地方版総合戦略と地域計画が、調和しながら策定されることが効果的である旨について、平成 27 年 7 月 7 日付事務連絡（国土強靱化地域計画と地方創生の地方版総合戦略について）にて各都道府県及び市町村に情報提供しています。

※「地域活性化と連携した国土強靱化の取組について」及び「事務連絡（国土強靱化地域計画と地方版総合戦略について）」は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。

（「地域活性化と連携した国土強靱化の取組について」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/index.html>

「国土強靱化地域計画と地方版総合戦略について（事務連絡）」

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/h27_jimurenraku.pdf

〔参考〕策定済団体の例

- ある都道府県では、地域計画策定のための脆弱性評価の総括として、各種推計で人口減少が予測されていることから「このまま少子化対策を打たなければ、中山間地域の荒廃と水害の増加、インフラの維持管理水準の低下、若年者の減少による担い手不足など、人口減少は県土の脆弱性を加速させる要因となる。『県内から消滅可能性都市をゼロに』を目指す元気づくり総合戦略と国土強靱化地域計画が調和した計画となり、相乗効果を発揮することが不可欠である。」としている例もあります。
- 地域計画の中に「今後のまちづくり」という章立てを行い、その中で、「国土強靱化」と「地方創生」を二本の柱とし、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開する旨を述べている例もあります。

〔参考〕 総合戦略との一体策定例

● 千葉県旭市の例

千葉県旭市は国土強靱化地域計画と総合戦略との一体策定を行った（令和2年3月改訂）

①背景・経緯

東日本大震災で甚大な被害を受けたことに伴い、平成27年3月に全国の自治体や千葉県に先駆けて「旭市国土強靱化地域計画」を策定し、これまで、地域の特性にあった防災施設・資機材等のハード整備や防災教育等のソフト対策を組み合わせ、強さとしなやかさを備えた地域づくりを推進してきた。

また、平時から備えのできたまちづくりを行うために策定した「旭市国土強靱化地域計画」を市の最上位計画として位置付け、さらにまちづくりの総合的な指針とするために策定した、旭市総合戦略の将来都市像の実現に向けて取り組むことで、「地方創生」と「国土強靱化」を二本の柱とした、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開してきた。

令和元年度の両計画の見直しにあたっては、国土強靱化地域計画、総合戦略及び行政改革アクションプランを新たに一体化させることにより、旭市のまちづくりの最上位の指針とし、第2期総合戦略として再整理を行った。

第1期旭市総合戦略の策定にあたっては、総合戦略に後期基本計画期間中であった総合計画をスライドさせ、基本施策に行政改革アクションプランの一部を溶け込ませて一体化させた総合的な新たなまちづくりの指針として策定している。そのため、第2期総合戦略は、国土強靱化地域計画、総合戦略、総合計画及び行政改革アクションプランを溶け込ませて一体化したものになった。

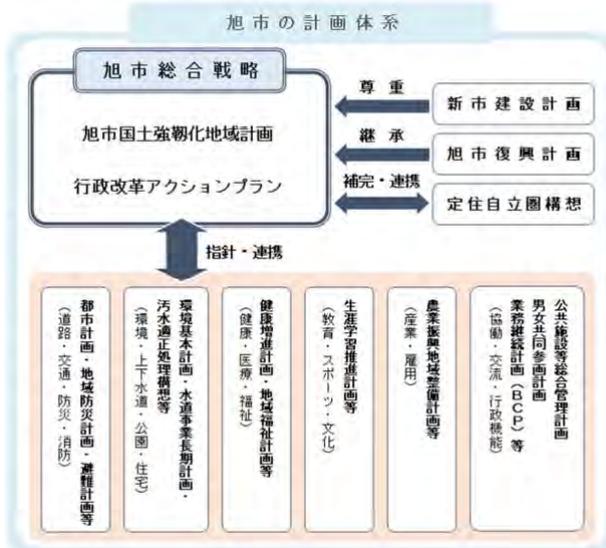
②一体策定の意義

国土強靱化地域計画の「アンブレラ計画」という指針性と、総合戦略をまちづくりの最上位計画とする方針の両方を満たすことができ、かつ、地方創生との連動の更なる強化が期待できる点が挙げられる。

総合戦略に国土強靱化という視点を加え、国土強靱化と連携しながら地方創生の取組を進めるとともに、これらの計画について一体的に進捗管理を行い、効果的かつ効率的に効果検証等を実施することが可能となることで、地方創生と国土強靱化に関する施策の推進及び進捗管理の効果的・効率的な展開を図っていくことが期待される。

また、市の方針や取組状況など、市民や事業者に知ってほしいことを1冊でコンパクトに取りまとめることができた。情報が市民に広く伝わり、広く市民や地域のまちづくりの指針となることが期待される。

（旭市第2期総合戦略より）



③計画の掲載方法

総合戦略の一編に組み込み

- 第5編「国土強靱化」では、これまでの地域計画を継承し、国の基本計画や県の地域計画との調和を図りながら、国土の強靱性を確保する上で事前に備えるべき8つの目標、27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、脆弱性評価結果、推進方針をとりまとめた。

国土強靱化に位置付けられる取組の明記方法

- 第3編「総合戦略」に記載のある施策（重点戦略及び基本施策）について、第5編の「国土強靱化」に関連した取組に「あさピーマーク」を明示した。あさピーマークは、国土強靱化地域計画としても位置付けられる取り組みを示すこととした。



マトリクスの作成

- 総合戦略における施策（重点戦略及び基本施策）と、第5編「国土強靱化」における脆弱性評価で設定した27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との関係をマトリクスとして整理した。
- 横軸が総合戦略における施策、縦軸がリスクシナリオとなっており、リスクシナリオ回避に資する取り組みが含まれる施策については「●」を記した。また、全てのリスクシナリオに対して、漏れなく施策を配置するために、総合戦略には明示されていない、国土強靱化独自の取組については「□」を記している。

(旭市第2期総合戦略より)

総合戦略 国土強靱化		重 点 戦 略				基 本 策 略														
		重点戦略①	重点戦略②	重点戦略③	重点戦略④	総則「旭市」のまちづくり							総則「出雲・子育ての希望がかなない誰も生きがいを持ってまちづくり							
		プロパティ	プロパティ	プロパティ	プロパティ	総則1	総則2	総則3	総則4	総則5	総則6	総則7	総則8	総則9	総則10	総則11	総則12	総則13	総則14	
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生			●						●	●			●	●				
	1-2	広域にわたる大規模津波の発生及び河川等河口部からの津波流入による多数の死者の発生			●						●	●			●	●				
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水			●	●					●				●	●				
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生			●						●				●	●				
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	●	●	●					●		●	●	●	●					
	1-6	避難路における通行不能			●															
大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止	●		●						●	●								
	2-2	想定を超える大量かつ長期の避難者への食料・飲料水等の供給不足	●		●	●					●	●								
	2-3	旭中央病院の医療機能の確保											●							
	2-4	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生	●			●					●	●			●					

(4) インフラ長寿命化基本計画（公共施設等総合管理計画）との関係

地域計画でも老朽化対策は注力すべき分野の一つです。ここではインフラ長寿命化計画との関係について説明します。

- 老朽化対策に関しては、「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議：H25. 11. 29 決定）に基づき、地方公共団体は「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新コストの見通し、取組の方向性等をとりまとめるとともに、「個別施設計画」を策定することとなっています。地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」は、この「行動計画」に該当するものです。
- 国土強靱化は大規模な自然災害等を対象とした取組であるため、地域計画の策定に係る脆弱性の評価においては、インフラ施設等の老朽化に関する点検・評価を改めて行うことは必ずしも前提としていませんが、**地域計画（脆弱性の評価を含む）及びインフラ長寿命化の行動計画（老朽化に関する点検・評価を含む）の策定及び推進にあたっては、相互に連携して整合性を持ちながら進めることが、効率的・合理的**です。その際、既存の公共施設や公的不動産の集約・用途転換など、公的ストックを有効活用しながら取り組むことが必要です。

〔参考〕国の基本計画における取扱い

- 国の基本計画においては、国土の強靱性を確保する上で事前に備えるべき8つの目標を前提に、45の『起きてはならない最悪の事態』を設定し、それぞれの事態に対する現状の総合的な評価を行った上で、12の個別施策分野ごと、5の横断的分野ごとの脆弱性評価を行い、推進方針をとりまとめました。
- この際、インフラ等の老朽化対策については、プログラム・個別施策分野の施策を推進する上で横断的に関わるものであることから、横断的分野の一つとして老朽化対策分野を設定し、「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえて推進方針をとりまとめました。

(5) 他の分野別計画との関係

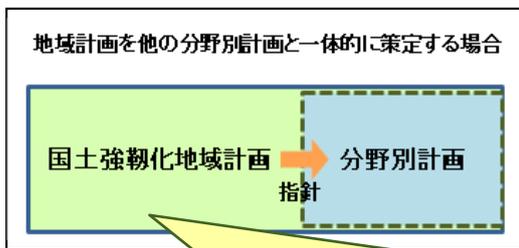
地方公共団体では、ほかにも様々な分野別計画を策定しています。ここではこれら他の分野別計画との関係についても説明します。

○地方公共団体では、ほかにも様々な分野別の計画を策定しているため、効率性などの観点から、これら他の分野別計画と地域計画とを同時に策定、又は一体的に策定する場合も考えられます。

○地域計画の地方公共団体内における計画体系上の位置付けについては、地方公共団体により異なりますが、**どのような位置付けであっても、地域計画は、国土強靱化に係る指針性を有することに留意が必要**です。

○地域計画を他の分野別計画と一体的に策定する場合には、基本法第十三条の規定により「国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされていることから、**基本法第十三条の地域計画であることを明らかにすることが必要**となります。

(イメージ図)



総合計画等との一体策定の取組事例 (41 頁) を参考

起きてはならない最悪の事態

「起きてはならない最悪の事態」と「分野別施策」との整理対照表マトリクス			被害の発生抑制により人命を保護する				救助、救急、医療活動により人命を保護する		
			a-1	a-2	a-3	a-4	b-1	b-2	b-3
分野	政策	施策	すり火災や建築物の倒壊等による死者の発生	すり洪水や土砂災害による死者の発生	備後列車が脱線する等の交通事故の発生	発生する多数の死者の発生	発生し、捜索活動が大量に	止する医療需要が急増し、麻痺・加	る地域の衛生状態が悪化する
各分野 (まちづくりの基本目標)	1. 子育て・教育 2. 福祉・保健・医療 3. 市民参加・文化・スポーツ 4. 環境・防災・生活 5. 観光・産業・経済 6. 都市基盤 7. 行財政	基本目標1	1-1 安心して子どもを産み、楽しく子育てできるまちをつくる	1-1-1 出産や育児に希望が持てる地域社会の確立	1-1-2 仕事と子育ての両立支援			●	
		1-2 知・徳・体のバランスがとれた子どもを育てるまちをつくる	1-2-1 「生きる力」を育む学校づくりの推進	1-2-2 一人ひとりを大切にしたい教育の推進	1-2-3 充実した学校環境づくりの推進			●	
		1-3 思いやりの心と夢をもった青少年を育てるまちをつくる	1-3-1 青少年教育の推進	1-3-2 青少年健全育成事業の推進				●	

Ⅲ 国への相談等

国土強靱化地域計画は、その策定の手続きにおいて、国の認定等を受けることが必要となるものではありませんが、国との連携・協力を行うと効果的です。相談窓口を設けていますので、活用してください。

○地域計画は基本計画との調和が保たれたものとする必要があり、また、地域計画に国の施策等を位置付けることを検討する場合があると想定されることから、地域計画の策定にあたっては、**地方公共団体と国が十分に連携・協力することが望ましいと考えられます。**

○このため、**国においては、下記の相談窓口を設置**していますので、地方公共団体においては、**地域計画の策定にあたり必要な場合には、ご連絡**ください。

○また、国においては、全国の地域計画の情報を収集し、策定に取り組まれる地方公共団体等へ情報提供しておりますので、**地域計画の策定に着手した場合や地域計画を策定した場合には、内閣官房国土強靱化推進室の相談窓口にご連絡**をお願いします。

【国土強靱化に関する相談窓口】

① 地域計画の策定等に関する全般的な事項

⇒ 内閣官房国土強靱化推進室

住所：東京都千代田区永田町1-6-1（中央合同庁舎第8号館）

電話：03-6257-1775

② 地域計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項

⇒ 各府省庁の支分部局等（一覧については資料編IV資料8参照）

○なお、地域計画に国の交付金又は補助金が活用できる事業を位置付けたり、位置付けようとする場合には、国や地方公共団体の担当部局への相談等を行いつつ、進めることが有益と考えられます。関係府省庁によりとりまとめた「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁による支援について」（概要については資料編IV資料9参照。詳細については、http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202004_shien.pdf）を対象となる交付金・補助金、問合せ先を掲載していますのでご活用ください。

【出前講座について】

- ・ 国土強靱化の考え方や、地域計画策定の意義・策定方法等について解説し、疑問に答えるため、有識者・内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣します
- ・ 派遣の申し込みについては、国土強靱化推進室にて随時受付します（派遣日時、会場等については、調整させていただきます）
- ・ 詳細については、

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202003_demaekouzapr.pdf

をご覧ください

(開催イメージ)



IV 国土強靱化地域計画関連 Q&A

Q1 国土強靱化地域計画を策定するメリットは何ですか。

(A)

1. 基本法第四条に「地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と定められており、地域計画を策定することは、この責務を果たす有効な手段です。
2. 法定計画である地域計画に位置付けられた施策（事業）は、国土強靱化を推進するために不可欠な施策（事業）であるとの関係者の共通理解が形成されるため、その円滑な推進が期待できます。
3. 国土強靱化を推進するために交付金・補助金を活用する場合は、重点配分や優先採択等の「重点化」や「一定程度配慮」の支援がなされることとなっており、強靱化の取組を加速することができます。
4. 一般論として、地域計画を策定することで、住民に安全、安心な地域づくりについてアピールできるとともに、民間企業の本社、工場の移転などの投資を呼び込む上で、中長期的には被災による投資リスクが低く競争力が高まるため、地域計画を策定していない地域に比べて地方創生の面からも有利であると考えられます。

Q2 都道府県・市町村にとって、地域計画の策定は義務なのですか。

(A)

1. 地域計画について、基本法第十三条では「都道府県又は市町村は、（中略）国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と定めており策定は義務ではありません。

2. しかしながら、同法第四条では「地方公共団体は、基本法第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と定められており、地域計画を策定することは、この責務を果たす有効な手段です。
3. なお、現在、全ての都道府県で地域計画が策定済となっていますが、地域の強靱化を進めるためには、広域的な地方公共団体である都道府県とともに基礎的な地方公共団体である市町村の取組も重要です。
4. したがって、市町村においても、地域計画の策定に関する検討を含め、積極的に国土強靱化に関する取組を進めていただきたいと思います。

Q3 地域計画はどのような構成で何を記述するのですか。

(A)

1. 地域計画の基本的な構成としては、国土強靱化基本計画（※）と調和が保たれる必要がありますが（基本法第十四条）、それぞれの都道府県・市町村における地域特性の違いを考慮し、地域計画の構成に一定の柔軟性を持たせることも重要と考えています。
2. 基本法においては、地域計画で定める事項について具体的に定められていませんが、本ガイドラインにおいて地域計画の基本的な構成等について検討する際の留意点等をお示ししています。
3. いずれにしても地域計画は、各地方公共団体における国土強靱化の施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものであり、このような位置付けにふさわしい記述を行い、基本法第十三条に基づく計画であることを明確にすることが適当です。

（※）国土強靱化基本計画の構成

- 第1章 国土強靱化の基本的考え方
- 第2章 脆弱性評価
- 第3章 国土強靱化の推進方針
- 第4章 計画の推進と不断の見直し

Q4 地域計画の策定にあたって脆弱性評価は必要なのですか。

(A)

1. 地域計画の策定にあたっては、基本法第九条の規定の趣旨などを踏まえ脆弱性評価を行うことが必要と考えています。
2. この趣旨は、起きてはならない最悪の事態を回避する上で、地域の脆弱性を評価することにより、人命保護などの観点から国土強靱化の推進を図るために必要な取組を明らかにするものであり、地方公共団体の積極的な取組を期待しているところです。

Q5 地域計画で、個別の事業について具体的に言及してもよいのですか。

(A)

1. 国土強靱化については、いかなる災害等が発生しようとも、
 - ① 人命の保護が最大限図られること
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興などを基本目標として推進することとされています。
2. これらの基本目標に従って、地域の特性を十分に踏まえて、どのような施策が必要かについて検討していただいた上で、施策の推進上、必要となる個別の事業について具体的に位置付けることも考えられます。

Q6 国や他の地方公共団体が行う個別の事業も地域計画に位置付けてよいのですか。

(A)

1. 各地域の国土強靱化を推進するためには、地方公共団体自らの施策と併せて、国等の施策も連携して推進する必要がある場合があるものと想定されます。
2. このため、地域計画に、国や他の地方公共団体が行う個別の事業を位置付けることも考えられます。

3. この場合、地域計画の実効性の観点から必要に応じ、国の関係機関等とよく相談していただくことが重要と考えており、本ガイドラインにおいて国の相談窓口をお知らせしているところです。

Q7 複数の市町村で一つの地域計画を策定することは可能ですか。複数の地方公共団体にまたがる施策については、関係する地方公共団体と調整をとった上で地域計画に位置付ける必要がありますか。

(A)

1. 複数の市町村で一つの地域計画を策定（合同策定）することは可能です。
2. その際、複数の地方公共団体にまたがる施策については、関係する地方公共団体で調整をとった上で地域計画に位置付ける必要があります（参考：基本法第六条）。
3. その際には、次の点について配慮が必要です。
 - ① 地域計画の記載内容が国土強靱化についてすべての構成団体に共通して指針となるものと、一部の構成団体にのみ指針となるものがあるため、それらの記述を工夫し書き分けることにより、どの記述がどの団体に関係するかの対応を明確に区分する。
 - ② 記載内容の区分は、計画のフォローアップ、改訂の際に支障とならないよう配慮することが重要（例：重要業績指標（KPI）の団体別内訳など）です。
4. また、複数の市町村で最悪の事態の設定、脆弱性の評価、対応方策の検討などの策定作業を行い、市町村ごとに地域計画を策定（共同策定）することもできます。

Q8 市町村における地域計画は、都道府県計画と調和を保つ必要がありますか。また、市町村の地域計画は、都道府県の地域計画が策定された後に策定する必要がありますか。

(A)

1. 基本法においては、都道府県が策定した地域計画と市町村が策定した地域計画との調和規定は設けられていません。

2. しかしながら、都道府県や市町村が策定する地域計画は、それぞれが国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない（基本法第十四条）こととされているため、両計画はおのずと調和が保たれたものになります。
 3. また、都道府県が地域計画を策定する前であっても、市町村が地域計画を策定することは可能です。
 4. いずれにせよ、国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、国土強靱化の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない（基本法第六条）こととされており、市町村においては、都道府県等と十分に調整をとりながら地域計画の策定作業を進めていただくことが肝要と考えています。
- （5. なお、平成 30 年度末までに、すべての都道府県で計画策定済となっており、都道府県の地域計画を参考に市町村の地域計画を策定することが可能となっています。）

Q9 具体的な個別施策が国土強靱化に該当する施策か否かをどのように判断するべきなのか。

(A)

1. 国土強靱化については、いかなる災害等が発生しようとも、
 - ① 人命の保護が最大限図られること
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興などを基本目標として推進することとされています。
2. 上記は国土強靱化基本計画の基本目標ですが、それ以外に、地域の特性に合わせた基本方針や、事前に備えるべき目標を設定することも、地域計画としては重要です。（資料編Ⅳ資料6参照）
3. その目標の実現を妨げるような事態、すなわち地域に「起きてはならない最悪の事態」を特定し、その事態を回避したり、あるいは起きたとしても致命傷を負

わないためにどのような施策が必要か、という観点から検討した上で、判断していただきたいと考えています。

Q10 国土強靱化は公共事業の推進のためのものと理解をしており、必要な公共事業は計画的に実施していますが、地域計画を策定する必要性がありますか。

(A)

1. 国土強靱化は、国民の生命、財産等を保護し影響を最小化するためにはハード対策だけでは不十分であり、ソフト・ハードを組み合わせ、重点化・優先順位付けを行い民間資金等も活用しながら、起きてはならない最悪の事態を回避するため、強くしなやかな国づくりを計画的に進めていくものです。
2. したがって、国土強靱化は公共事業の推進のためのものというのは誤解です。また、公共事業だけでは大規模な災害を防ぐことは困難と考えます。
3. 現に策定済の地域計画には、公共事業以外にも多く取り入れられています。具体的には、避難行動要支援者への配慮、自主防災組織の育成、消防団員の確保、風評被害対策、防災訓練の実施、防災教育の実施など多くの対策が盛り込まれています。

**国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第7版)
策定・改訂編(案)**

令和2年●月
内閣官房国土強靱化推進室

目 次

(頁)

I	策定手順とそれぞれの策定手法等	3
1.	策定体制の構築	3
(1)	地方公共団体内に体制を創る	3
(2)	都道府県との連携	6
(3)	地域の強靱化を担う自団体以外の主要な主体との連携・協力	7
(4)	住民の参加と専門家による知見の活用	10
(5)	国土強靱化地域計画に関する手続き	13
2.	国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方	14
(1)	目指すべき将来の地域の姿の想定	15
(2)	STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化	16
(3)	STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)、施策分野の設定	17
(4)	STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討	19
(5)	STEP4 リスクへの対応方策の検討	24
(6)	STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け	31
(7)	KPI ¹ の設定	32
3.	策定の具体例	33
(1)	目指すべき将来の地域の姿の想定	33
(2)	STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化	34
(3)	STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)、施策分野の設定	36
(4)	STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討	39
(5)	STEP4 リスクへの対応方策の検討	47
(6)	STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け	50
4.	策定時の取組例	52
(1)	住民参加のワークショップを活用	52
(2)	住民アンケートを実施	54
5.	その他の留意すべき事項	55
(1)	国土強靱化地域計画の名称	55
(2)	議会への説明等	56
6.	策定に係る事務の一連の流れ	57
(1)	策定に係る事務の一連の流れ	57
(2)	策定に向けた各プロセスの概要	59
II	計画の推進と不断の見直し等	60

1.	計画の推進	61
(1)	推進体制の構築	61
(2)	Action 確認リスト(計画の推進)	64
(3)	計画の推進	65
2.	不断の見直し	74
(1)	Action 確認リスト(不断の見直し)	75
(2)	年次計画(アクションプラン)等の策定	84
(3)	他の計画等の必要な見直し	85
III	市町村での策定の推進	86
1.	都道府県から市町村への支援	86
IV	国への相談等	94

I 策定手順とそれぞれの策定手法等

ここでは、国土強靱化地域計画の策定手順と策定手法について説明します。まず「1. 策定体制の構築」について説明し、次に「2. 国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方」を説明します。2. で説明する進め方の具体例を「3. 策定の具体例」に示しますので、2. と3. は一体としてご活用ください。そして、それ以外の特徴的な例を「4. 策定時の取組例」で紹介し、最後に「5. その他の留意すべき事項」を記載します。

1. 策定体制の構築

具体的な策定に入る前に、どのような体制で策定を進めるかを検討します。策定に関わる主体を選定する重要な手順です。

(1) 地方公共団体内に体制を創る

地方公共団体内での担当部局を決め、また庁内会議を発足させるなどして団体内での策定体制を整えます。

○国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする平時からの地域づくりです。そのため、**地方公共団体内の広範な部局の所掌にまたがる取組です。**

○このため地域計画の策定にあたり、特に初めての場合は、**地方公共団体内に強靱化に関する総合調整・とりまとめ等を担う部局**（以下「担当部局」という）を**決める必要**があります（強靱化の観点から組織の見直しができれば、より有効です）。

担当部局については、地方公共団体内の組織体制や地域計画の性格をどのように捉えるかにより定まるものであり、首長等のリーダーシップにより担当部局を決定した地方公共団体も見られます。

当該地方公共団体の行政全般に関わる総合的な計画の策定等を所管する**企画担当の部局が担う場合**のほか、**防災担当部局が担う場合**があります。企画担当の部局内に国土強靱化を所掌する組織を新たに設置したり、危機管理、企画、都市建設等の複数の部局が分担、連携しつつ、担当部局を担うことも考えられます。

- 次いで、**人命の保護、維持・早期回復が必要な（＝強靱化が必要な）重要な機能を念頭に置き、関係する部局**（例えば企画部局、防災・危機管理部局、保健医療・福祉部局、農林水産部局、産業部局、土木部局、消防、教育委員会等）を強靱化を担う庁内部局として定め、**それぞれが主体としての意識を持ち、連携して、情報を共有しながら進める体制を構築**します。
- そのため担当部局は、**地域における国土強靱化の推進の必要性・重要性や、国等における国土強靱化の推進に係る動き等について、庁内職員の十分な認識、理解を得る**よう努めることも必要です。
- なお、関係する部局は固定的に考えるのではなく、地域計画策定の過程とりわけリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を自由な発想で検討・設定した後に、必要となる部局を改めて検討し適宜補うなど柔軟に考える必要があります。あるいは国における国土強靱化推進本部が全大臣を構成メンバーとしているように、全部局で構成する方法も考えられます。
- 『国土強靱化地域計画策定モデル調査事例集』¹に、事例について、コンパクトにまとめています。
- 策定体制の構築にあたって、地方公共団体内で国土強靱化の理解を深めるために内閣官房職員の研修会等への講師派遣（出前講座）を利用することも有効です。

※出前講座の詳細は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。

（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202003_demaekouzapr.pdf）

〔参考〕策定済団体の例

山梨県山梨市	<p>【担当部局】防災危機管理課</p> <p>【庁内会議】「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」を新設 （トップ） 総務統括官 （メンバー） 課長補佐、主幹級の担当リーダー24人で構成 非常勤の防災危機管理アドバイザーを追加</p>
長野県東御市	<p>【担当部局】総務部企画財政課</p> <p>【庁内会議】「国土強靱化地域計画庁内連絡会議」を新設 （トップ） 副市長 （メンバー） 総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業経済部長、都市整備部長、教育次長、議会事務局長、市民病院事務長</p>

¹ 平成28年3月発行。各地方公共団体に配布済。

〔参考〕策定済団体担当者の声

—策定過程で生まれた庁内の交流—

「強靱化計画には部局を超えた取組が必要です。策定にあたって、庁内が一つにまとまることができるのか、少し不安でした。そこでまず、各部局の課長などが集まる連絡会議を発足させました。連絡会議の事務局は、政策地域部政策推進室に置き、会議を全部で10回程度実施しました。各部局の責任者が集まって意識が共有されたおかげで、部署の枠を超えて横断的に取り組める雰囲気になりましたね。いつもは他部局の施策にはそれほど関心を持たないのが正直なところなのですが、強靱化という共通の視点で直接話をしたり、他の部局から自分の部局の施策がどう見えるかという点から説明方法を考えたりしました。策定が終わるころには、随分お互いの部局への理解も進んだと思います。」

—集まって、戻って話して意識が浸透—

「各課の副課長たちが集まるかたちで、庁内推進会議を立ち上げました。多忙な中での会議でしたが、毎回20名ほどが集まって、『強靱化』という共通の目的に向けて、部課を超えた話し合いができたと思います。年間で全5回、約2か月に一度のペースで開催しました。副課長たちが、庁内推進会議での内容を各部局へ持ち帰って協議し、またその結果を庁内推進会議に持ち寄るというサイクルを繰り返して、職員全体に『強靱化』への意識づけが広がったと感じます。」

〔参考〕策定済団体の例

- 群馬県館林市は、職員のワークショップを実施し、国土強靱化に関する市の現状や課題を整理し、それぞれの立場から率直な意見交換を行う中で、取り組むべき施策の方向性を論議した。また、職員を対象とした、有識者による研修会を開催し、国土強靱化の意義について理解促進に努めた。

(職員ワークショップ)



(有識者による研修会)



(2) 都道府県との連携

市町村が地域計画を策定する際には、都道府県との連携を図ることが望まれます（基本編Ⅱ 1. (4)及び基本編ⅣのQ8参照）。

- 策定体制の構築に際し、例えば都道府県の担当者に、庁内会議や委員会の委員として参画してもらうことで、都道府県の立場から、地域計画への意見やアドバイスをもらうことができ、都道府県の地域計画との調和も図ることができます。
- また、市町村が地域計画の策定を進めるに当たり、適宜、策定方針やスケジュール、検討中の計画案の内容等について、都道府県に対し説明等を行うことも同様に有益です。
- 一方、都道府県が市町村に対して、自団体の地域計画（見直し案や見直し途中情報も含む）の説明等を行うことは、都道府県と同様のリスクが想定される市町村の当該計画の策定を推進するとともに、市町村の国土強靱化に対する理解を深める観点から有効であると考えられます。実際に複数の都道府県において、内閣官房の出前講座も活用した市町村向け説明会が実施されています。

〔参考〕策定済団体担当者の声

— 県の支援により策定が円滑に進んだ（合同策定の事例より） —

「ワーキンググループでは、各町村より各分野の課長レベルにも参加してもらいましたが、その際に、県の説明やサポートを受けたことで、理解が得られ、その後の庁内調整がスムーズに行えました。また、庁内や議会での説明の際には、策定の意義、効果、必要性等の説明を県に支援してもらいました。さらに、説明方法や質疑応答等が整理された資料の提供を受けて、有効に活用することができました」

「KPIの設定に最も労力を要しました。県のKPIを示してもらい、取捨選択し、町村で現状値を算出できるKPIか、町村が主体の業務なのかをワーキンググループですり合わせを行いました。町村では数値が出せないものは、県に情報提供を受けました。」

(3) 地域の強靱化を担う自団体以外の主要な主体との連携・協力

地域の強靱化の効果的な推進のためには、多様な主体との連携・協力が欠かせません。適切な会議体や意見交換会を活用して多様な主体の参画を促します。

- 国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方を強靱化の観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものであり、**自団体内の関係部署・部局にとどまらず、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めるもの**です。
- このため、維持・早期回復が必要な（＝強靱化すべき）重要な機能を念頭に置きながら、担当部局が中心となって、**例えば、地元組織（自治会、商工会議所等）、民間事業者（交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等）、都道府県においては自団体内の市町村、隣接する他の地方公共団体、市町村においては包括する都道府県、国の地方支分部局など、強靱化を連携・協力しながら推進すべき主要な主体を決めます。**
- 地域計画は、上記の主体が緊密に連携して策定する体制を構築することが重要です。
- また、国の地方支分部局との連携・協力も地域計画の実効性を高める観点等から有益です。
- 国の「国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)」(以下「基本計画」という)においては、関係府省庁が連携する体制を構築しましたが、地域計画においても、より地域に密着した計画とする観点から、できる限り、地方公共団体以外の主体と連携・協力することが重要です。

〔参考〕策定済団体の例より

連携の方法	参画する主体
外部有識者会議の設置	学識経験者
	国 関係府省庁の地方支分部局 内閣官房国土強靱化推進室
	自衛隊
	警察
	消防本部
書面による意見聴取	民間事業者（ライフライン事業者（鉄道、情報通信、電力・ガス等）、放送事業者・新聞社等）
意見交換会の実施	地域の関係団体（医師会、自治会連合会、農業協同組合、商工会、校長会、婦人会、消防団等）
市町村防災会議での意見聴取	市町村の地域防災に関係する、国や都道府県の関係機関、学識経験者、ライフライン事業者等の民間事業者、地域住民の代表等から構成
定例会議の活用	周辺市町村（情報共有を行うため）
※ 策定済団体による多様な主体との連携・協力を整理すると、概ね上記のような主体との連携が共通項的に確認できます。地域の実情に合わせて様々な主体との連携・協力を模索することが重要です。	

〔参考〕策定済団体担当者の声

—民間にも強靱化の動き—

「策定の際に、民間の企業や団体などにお声掛けして『検討会議』へ参加していただき、地域計画への意見を出していただきました。その過程で、企業や団体のほうでも自分たちは何ができるか？と考える動きが生まれてきました。たとえば、災害用の食料・水などの備蓄、老朽化した住宅や建物の耐震化、BCP策定をした企業や団体もあります。強靱化の重要性が民間にも波及していると感じています。」

—建設会社BCPに認定制度—

「当県では、建設会社がBCPを策定した場合にその成果と実効性を県の建設業BCP審査会が審査し、県が認定するという仕組みを導入しています。建設会社は、大災害発生時に緊急対応の最前線で行政と協力していくことが求められるからです。この取組によって県内の建設会社のBCP策定率が上昇しています。」

(4) 住民の参加と専門家による知見の活用

国土強靱化では自助・共助・公助の組み合わせが重要であることから、住民の参加を得ることはとても大切です。また、専門家による知見の活用も考えられます。それぞれ地域の実情に合わせた方法の検討が必要です。

○住民の参加は、幅広く地域の情報や住民の意見を把握し、計画の検討に反映させる観点から重要となります。また、国土強靱化を地域に根付かせるためには、行政のみならず、住民自らが地域の課題を掘り起し、主体的に解決策を考え、行動することが重要となるため、脆弱性の評価を含め、計画策定段階を通じて**住民の参加を得て検討を進めることが望まれます**。

○計画の策定における住民参加の方法としては、「検討委員会」等の組織への住民の代表の参加のほかに、

- ・町内会や公民館などの地域ごとに座談会や懇談会を設け、地域の課題等に関する意見を把握する
- ・住民と行政が合同でワークショップ等を開催し、地域に存在するリスクを抽出する
- ・住民や自治会等にアンケートを実施する

等地域の実情に合った多様な方法が考えられます（ワークショップやアンケートの実施について後述 12、52～54 頁参照）。

○また、専門家による知見を活用することにより、客観性の確保に努めるとともに、地域計画の内容を充実させることも可能になると考えられます。その際、地域で活動する企業、特に情報通信や物流など、脆弱性をカバーすることが可能な情報やノウハウ等を持っている可能性がある企業の担当者等にも専門家として参加を得ることも有効と考えられます。

○このため、(3)で述べた多様な主体や、住民の代表、専門家などによる「検討委員会」等の組織を設け、節目ごとに意見を聞きながら、脆弱性の評価や計画内容の検討を行うことが効果的であると考えられます。

○上記の住民の参加や専門家による知見の活用は、計画策定時だけでなく、計画の進捗管理や見直し時にも有用で、望ましい取組です。

〔参考〕策定済団体の例

- 山梨県山梨市は、庁内会議として「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」を設置（4 頁参照）したほか、有識者会議として「山梨市国土強靱化地域計画検討委員会」を設置しました。構成メンバーは以下の通りです。

座長	山梨大学大学院 教授
委員	明治大学 危機管理研究センター 特任教授 山梨市消防団 団長 女性市民代表（山梨市内在住）・タレント 内閣官房 国土強靱化推進室 企画官 山梨県 峡東建設事務所 所長

- 静岡県掛川市は、既存の「掛川市防災会議」を活用しました。防災会議で地域計画（案）の説明と意見交換を行い、区長会長、市民団体代表者等から意見を頂きました。構成メンバーは以下の通りです。

トップ	市長
メンバー	防災関連機関(警察、消防、ライフライン関係事業者等) 区長会長 市議会議長 市議会総務委員長 ボランティア組織代表者 有識者等

- 八戸圏域8市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）は、学識経験を有する方等から幅広く意見を聴取するために、八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画検討会議を設置しました。

座長	八戸工業大学 教授
メンバー	八戸学院大学 地域連携研究センター 准教授 独立行政法人国立高等専門学校機構 八戸工業高等専門学校 教授 東北地方整備局 青森河川国道事務所 副所長 青森県危機管理局 防災危機管理課 課長

〔参考〕策定済団体担当者の声

—まちづくり協議会との連携やワークショップで住民に浸透—

「策定時に、区長、消防団、まちづくり関係者、民生児童委員、日赤奉仕団等とともにワークショップを行ったところ、自治体職員だけではわからない地元ならではの意見が出されました。〇〇地区のあの川は氾濫したら危ないかもしれないとか、この細い道路は万一の時には崩れそうだと思う、などといった声が上がりました。それらの声を地域計画の中に取り入れたので、結果として庁内で作った案よりも内容を充実させることができました。

またワークショップを実施したことで、より多くの住民の方々に地域計画を知ってもらうことができたのではないかと思います。

最近、まちづくり協議会を各地区で立ち上げていて、ここが主体となって懇親会を開催しています。その懇親会では、もちろん全然関係ないことを話す会もあるのですが、防災や減災に向けたテーマもたびたび取り上げられているようです。全国で度重なる災害のニュースで住民の方々も防災については心配し、意識しているようですね。こういう取組が地元の強靱化につながると思います。今後もこのような取組と連携して、共に地域の強靱化を進めていきたいですね。」

(5) 国土強靱化地域計画に関する手続き

地域計画策定の際の手続きについては特に決められていませんが、策定の様々な段階で地域に対する周知等に努めることが望まれます。

○地域計画を定める際の手続きに関して基本法に規定はありませんが、地域計画は住民の人命の保護が最大限図られることなどを基本目標とする計画であり、当該地域における国土強靱化に関する指針となるものです。そのため、**地域内の関係団体や住民への周知が十分に行き渡るよう、計画の最終案のみならず、策定に向けた取組について、自団体の総合計画等の例を参考に、できる限りオープンな形で策定することが大切です。**

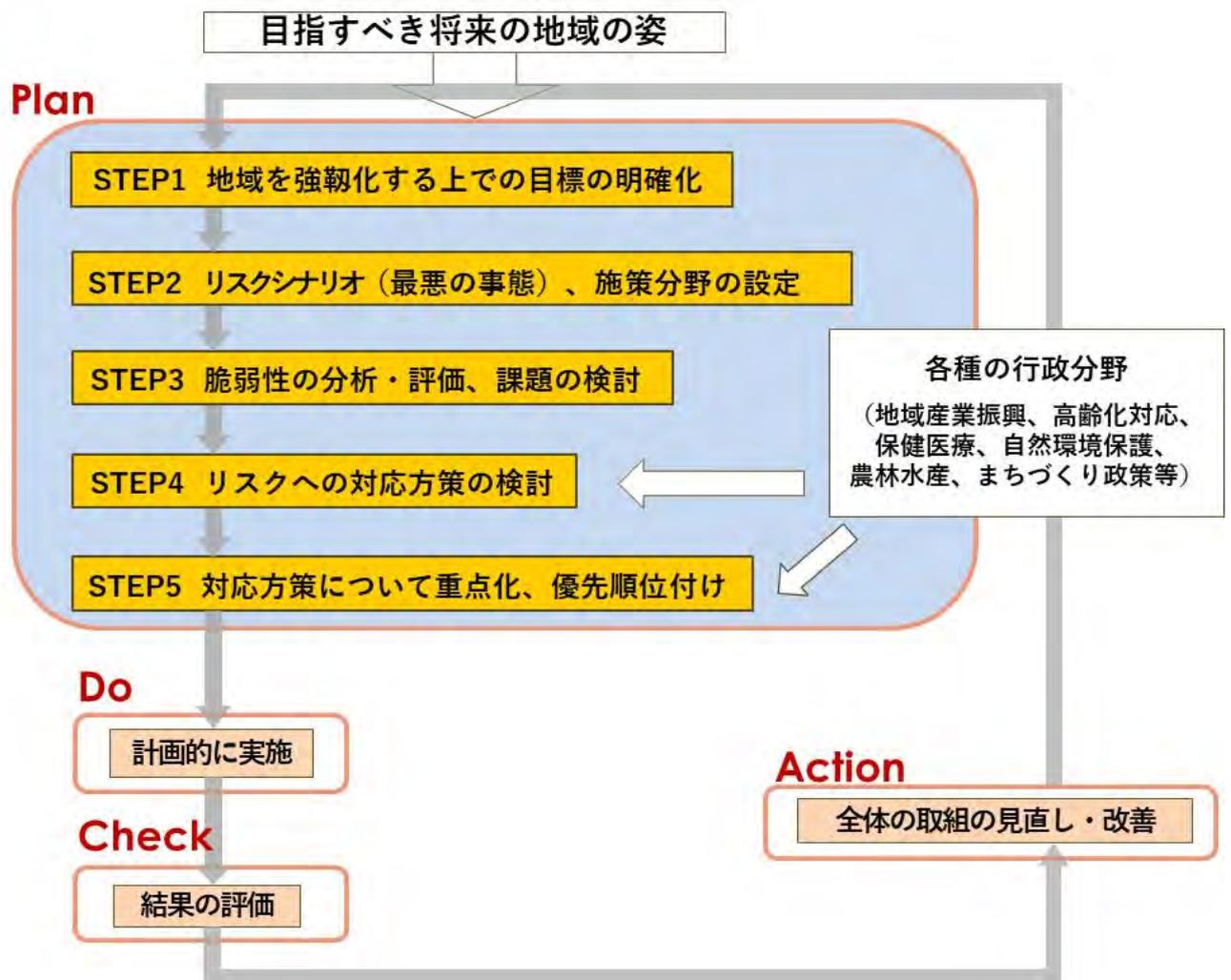
〔参考〕策定済団体の例

東京都荒川区	<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民等が主体となって組織されている「防災まちづくり協議会」の会合（年3回程度）の場を活用して、幅広く地域の情報や住民の意見等を集約しながら、地域が抱える脆弱性や計画内容を検討した・ 東京都及び国土強靱化推進室と個別協議等を実施した・ 「地域強靱化計画骨子」（案）、「地域強靱化計画素案」、「地域強靱化計画」の各策定前に（区議会の）震災対策調査特別委員会報告又は同委員への個別説明を行った・ パブリックコメントを実施した・ 地域強靱化計画策定後、全議員に計画冊子を配付した
静岡県掛川市	<ul style="list-style-type: none">・ 防災会議にて周知を行い、区長会長、市民団体代表者等からもご意見を頂いた・ 市議会全員協議会にて掛川市国土強靱化地域計画(案)の報告、説明を行った

2. 国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方

国土強靱化はPDCAサイクルを繰り返して取組を推進します。ここでは、下図の「Plan」についてSTEP1～STEP5のプロセスを説明します。

なお、検討の全体の流れをご理解いただくために、標準的と思われる手順を紹介します。実際には、策定主体により、多様な手順があるものとお考えください。理解を助けるために、必要に応じて次項「3. 策定の具体例」（33頁以降）を参照してください。



(1) 目指すべき将来の地域の姿の想定

各 STEP に入る前に、まず「目指すべき将来の地域の姿」を考えます。すべての STEP はこれを念頭に進める必要があります。

- STEP1～STEP5 の各プロセスにおいて、地域の強みや弱み等の地域特性を踏まえた、「目指すべき将来の地域の姿」を念頭に置き、検討を進めることが肝要です。
「目指すべき将来の地域の姿」の実現が、災害によって頓挫しないよう強靱化の取組を進めていくという視点です。

具体的な進め方としては、まずは（STEP1 の前に）、地域の強靱化を通じて「目指すべき将来の地域の姿」を想定し、それを念頭に各ステップの検討を行い、必要に応じその姿を修正しながら検討することになります。

(2) STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

国土強靱化を推進する上で最も重要な「目標」を定めます。国の基本計画では4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定し、計画期間については、期間設定は行わず概ね5年ごとに見直すこととしています（具体例は35頁参照）。

① 基本目標の設定

○都道府県においては国の目標（国の目標について後述34頁参照）、市町村においては都道府県や国の目標が参考になると考えられます。

② 事前に備えるべき目標の設定

○国で定めた8つの事前に備えるべき目標（後述35頁参照）及び市町村においては都道府県の定めた目標を参考に、自団体の地域特性を踏まえて設定します。具体的には、自団体でも備えるべき目標は採用し、自団体には該当しない目標を削除して、さらに自団体独自の目標があれば追加するなどします。

③ 計画期間の設定

○目標の設定と併せて、**地域計画の計画期間**については、基本計画及び市町村においては都道府県の地域計画の計画期間との調和に留意しつつ、地域の実情や災害の切迫性、総合計画等の他の計画の期間等を勘案して、適切に設定します。

○地域計画はその理念から考えると、計画期間が限定されず将来にわたり継続する普遍的計画であるべきともいえます。一方で、地域を取り巻く環境変化に合わせて見直しをする必要があるため、またPDCAを効果的に実施するため、計画期間を設置することを検討してください。

(3) STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定

それぞれの地方公共団体の状況を踏まえつつ、以下の手順によりリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を設定していきます（具体例は36頁参照）。なお、基本計画ではリスクシナリオを「起きてはならない最悪の事態」としていません。

① 自然災害の想定

○自然災害の想定として、

- ・基本計画と同様に**大規模自然災害全般を対象とする方法**
- ・その**地域の特性に応じた自然災害を特定する方法**

の2つが考えられます。地域の特性に応じて想定する場合は、過去の災害を参考に検討する方法や、将来の発生予測を基に検討する方法が考えられます。なお、自地域には大きな地震は起こらないといった思い込みには、注意が必要と思われます。

○**最も切迫している災害を先行し、その他については追って拡充する等、段階的に地域計画を策定すること**も考えられます。

自然災害を特定する際には、自団体の地域防災計画、市町村の場合は都道府県の地域計画が参考になります。具体的には、自団体にも該当する災害は採用し、該当しない災害を削除して、さらに自団体に影響の大きい災害を追加するなどします（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

② リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定

○基本計画の45の起きてはならない最悪の事態（資料編Ⅳ資料5参照）、及び市町村においては、**都道府県のリスクシナリオを参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、①で想定したリスク（自然災害）及び地理的・地形的、気候的、社会経済的等の地域の特性を踏まえて、リスクシナリオを設定**します。具体的には、自団体に該当するリスクシナリオは採用し、該当しないリスクシナリオを削除して、さらに自団体独自のリスクシナリオを追加するなどします（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

○**リスクシナリオについて、適切な説明を加える**ことで具体性が増し、STEP3以後の検討や、住民等の理解の促進に有用と考えられます（具体例として36頁参照）。

- リスクシナリオの設定は、①で想定した自然災害から派生する直接的な被害に必ずしも縛られることなく**想定外の事態をなくす想像力が重要となります。原因が何かではなく、どのような事態になると最悪かを想定することになります。**そしてリスクシナリオに応じて、想定する自然災害を見直すことや、STEP1 の目標を見直すという柔軟性が必要です。

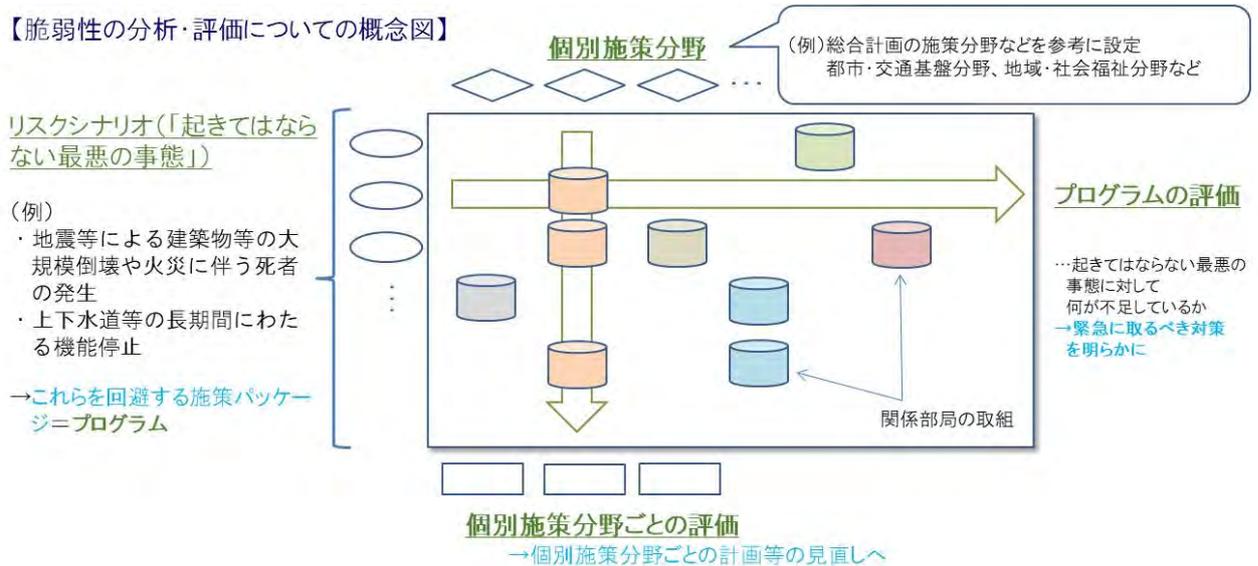
③ 施策分野の設定

- ②で設定したリスクシナリオを回避し、**最悪の事態に至らないようにするために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて施策分野を設定**します。その際、基本計画（12 の個別施策分野と 5 の横断的分野、38 頁参照）や、市町村においては都道府県の地域計画の施策分野、また、**自団体が行政運営の基本とする総合計画等の施策分野等を参考に**します（策定支援ツールは資料編 I・II 参照）。なお、施策分野の設定には、担当部局を明確にするという視点もあります。
- また、個別施策分野に加えて、部局横断的な取組などを横断的分野として設定することも重要です。
- 国土強靱化は長期的視点に立った国づくり、地域づくりを主眼にする点で、従来の防災対策とは異なっています。そのための長期的な施策も横断的分野（国の場合は「研究開発」や「老朽化対策」など）に設定し、将来にわたって取り組むべき施策等の意識づけをすることも地域計画の大きな役割です。

(4) STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

脆弱性の分析・評価は、地域の強靱化を進める上でその前提となる、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）に対する地域の弱点を洗い出すという点で非常に重要なプロセスです。

【脆弱性の分析・評価についての概念図】



○ここでは、国の脆弱性評価の方法を参考に説明します。

① マトリクス¹の作成（既にある施策の整理）

○各々のプログラム²及び施策分野について国土強靱化に必要な施策を検討するために、STEP2で設定した各リスクシナリオが発生する要因³を取り除くための施策の抜けはないか、進捗が遅れている施策はないかを検討します。

¹ 数学で用いる行列のように、縦と横に複数の項目で展開して分析する手法。行と列が交わるところが要素となり、地域計画策定の際には、脆弱性評価の際に使用する手法となります。

² 「プログラム」とは、それぞれのリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するための施策の集まりを横断的に整理したもので、リスクシナリオと対応するケースが多くなっています。

³ 例えば、「大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生」という「起きてはならない最悪の事態」が発生する要因：「耐震基準を満たさない建築物・施設等の存在」や「大規模火災のリスクの高い密集市街地の存在」

(マトリクスのイメージ図)

②STEP2 で設定した「個別施策分野」を入れる

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	行政機能／警察・消防等	住宅・都市	保険医療・福祉	エネルギー	金融
直接死を最大限防ぐ	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 密集市街地や不特		・公立社会体育施設の耐震化 ・住宅・建築物の耐震化の促進			
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					

①左列にSTEP1 で設定した「事前に備えるべき目標」、右列にSTEP2 で設定した「リスクシナリオ」を入れる

③一つ一つが「要素」。現在実施している施策の情報を得て、当該施策が関連する要素に記載していく
※総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画から施策（事業）を抽出 等

○その際、縦軸にリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）、横軸に個別施策分野を配置した「マトリクス」（上記イメージ図参照）を作成し、縦横軸の交差する各枠に既にある施策を記載していきます。既にある施策は、例えば、地方公共団体で既に策定されている総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画から施策（事業）を抽出するなどして記載することができます。

この「マトリクス」の作成により、個々のリスクシナリオに対する施策を確認（「見える化」）できるため、施策に漏れはないか、関連する施策の進捗状況に齟齬をきたしていないか等の分析を行う際に、極めて有効な手法であると考えられます（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

○一見、国土強靱化とは関係の無いように見える従来の施策であっても、国土強靱化の観点から見直したとき、いずれかのリスクシナリオが発生する要因を取り除くことにつながる可能性がないか、十分に検討を行います。

○このように施策を整理したマトリクスをリスクシナリオごとに横断的に見ていくと、現時点における当該リスクシナリオに対する施策群（＝プログラム）として確認することができます。

○施策群（＝プログラム）として見ていくと、リスクシナリオが発生する要因に対して不足しているところ（＝脆弱性）が浮かび上がってきます。

② 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- それぞれのリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するための施策群を各部局等横断的な「プログラム」として整理し、次に、プログラムごと及び個別施策分野ごとに脆弱性を分析・評価します。その際、プログラムの進捗を把握するために指標を設定することは極めて有用です。
- 各部局においては、リスクシナリオを回避するために有効な施策の有無の確認と、有効な施策の進捗状況が設定した目標に比べ著しく遅れていないかなどの視点から、脆弱性の分析・評価を行います。
- 担当部局においては、リスクシナリオを回避するために、各部局が実施する現状の施策に不足はないか、関係する施策間で進捗の遅れているものはないかなどの視点から、プログラムとしての脆弱性の評価を行います。また、個別施策分野ごとに施策群を整理し評価します。その際、市町村においては都道府県の脆弱性評価が参考になります。都道府県が脆弱であるとした点については自団体も同様である可能性を考えて評価を行うことも必要です。
- 脆弱性の分析・評価の結果、認識できた課題をプログラム単位でとりまとめます（当課題群への対応を検討するのが次のSTEP4「リスクへの対応方策の検討」となります）。
- なお、脆弱性の分析・評価は、現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏えて行うことを想定しており、個別インフラの点検・調査等を新たに実施することを前提としているものではありませんが、その実施を妨げるものでもありません。地方公共団体において個別のインフラの点検・調査等を実施する場合には、その内容に応じて、例えば、防災・安全交付金や地方債の対象となる場合がありますので、国の相談窓口（94頁参照）にご相談ください。
- また、脆弱性の分析・評価を行うにあたっては、策定主体となる地方公共団体の区域を超えた、より広域的な観点を踏まえることが重要な場合も考えられます。その場合には、例えば市町村であれば、周辺市町村や都道府県、さらには国の関係機関との間で十分に連携・協力を図ることが必要です。

【参考】マトリクスによる脆弱性評価のイメージ

①マトリクスの作成（既にある施策の整理）

まずマトリクスを作成します。既にある施策を対応する要素に記載していくと、施策の充実している要素と施策が少ない要素や施策が全くない要素が出てきます。

【イメージ】

		個別施策分野						
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野	
目標・リスクシナリオ	1...	〇〇〇〇…						
		情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実	水位周知河川の指定	
		××××…						
	5...	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保		人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策	
		△△△△…						
	6...	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		快適な道路環境の確保	
	□□□□…							

②マトリクスを読む

上記のマトリクスをよく見ると、全く施策が記載されないリスクシナリオがあったり、施策が不足している要素があることに気がきます。この気づきのフェーズがとても重要です。

【イメージ】

		個別施策分野						
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野	
目標・リスクシナリオ	1...	〇〇〇〇…						施策が全くないリスクが存在している!
		情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定	防災教育が含まれていない!	ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実	水位周知河川の指定	
		××××…						
	5...	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保	民間企業のBCP策定が必要では?		人材育成を通じた産業の体質強化	漁港施設の耐震・耐津波強化対策	
		△△△△…						
	6...	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		快適な道路環境の確保	
	□□□□…				道路整備は防災の観点も必要では?			

③部局間でのコミュニケーション（確認・調整）

②での気づきを基に、庁内会議などで現状を確認していきます。国土強靱化の視点に沿った施策が行われていないことや、現状の施策には防災の視点がなかったけれども国土強靱化に役立つような施策、いずれの部局でも施策を実施していない要素などが明らかになります。今後どのような施策が必要かも合わせて話し合い、マトリクスを完成させます。

【イメージ】

		個別施策分野					
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野
目標・リスクシナリオ	1.○○○○…						
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		防災教育が「含まれていない」→「防災教育の推進」を追加	教育活動の充実 防災教育の推進	水位周知河川の指定	
	××××…						
	5.△△△△…				人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策
	△△△△…		民間企業のBCP策定が必要では？				
	6.□□□□…	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		災害に備えた道路交通環境の整備
□□□□…					道路整備は防災の観点も必要では？		

→ 強靱化の効果（位置づけ）も確認

④脆弱性の分析・評価

それぞれのリスクシナリオをプログラムとして整理し、プログラムごとの脆弱性を分析・評価します。施策分野ごとについては、実施する施策をまとめ重複等を除いて整理します。

【イメージ】

		個別施策分野						プログラムの評価（脆弱性を評価）
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野	
目標・リスクシナリオ	1.○○○○…							↓
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大				教育活動の充実 防災教育の推進			
	××××…							
	5.△△△△…				人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策	
	△△△△…							
	6.□□□□…	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		災害に備えた道路交通環境の整備	
□□□□…								

個別施策分野ごとの評価（整理）

(5) STEP4 リスクへの対応方策の検討

脆弱性評価の結果に基づき、各リスクへの対応方策を検討します。

- 地域計画においては、**STEP3 の脆弱性の評価結果に基づき国の手法**（47 頁参照）を参考に、市町村においては都道府県の対応方策との関連性を考慮して、各々のプログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、対応方策（推進方針）として整理することとします。なお、国の基本計画では「推進方針」としてあります（策定支援ツールは資料編 I・II 参照）。
- また、基本計画においては、計画の指針としての特性を考慮して、原則として、地域を特定した個別の事業については記載していませんが、地域計画では、その国土強靱化に係る指針性を考慮したとしても、どこで何をするのか、一定の具体性を持たせることが重要になる場合もあることから、**必要に応じ、地域を特定した個別の事業を記載**することも考えられます。この場合、国や他の地方公共団体等の関係者と十分連携しつつ、**自団体だけでなく国や他の地方公共団体等に係る個別の事業についても記載**することにより、より充実した地域計画となることが期待されます。
- さらに、対応方策（推進方針）として整理するにあたっては、実効性を担保するとともに責任の明確化を図る観点から、**取組主体（国、県、市、部局名等）を明記するなど、対外的に取組主体が分かるようにすることが重要です。**
例えば自団体の主要な交通ネットワークにおいて県道が重要な役割を持つというような場合、県道に関する県の施策が順調に遂行されることが自団体にとっても重要であるため、地域計画に取組主体が県であることを明記する方法もあります。
- 加えて、地域計画の推進においては、行政のみならず民間事業者、住民も重要な主体であり、様々な主体の取組がどのように地域の強靱化に関わるのかという観点から、施策や個別の事業とリスクシナリオとの関連性を明らかにすることも重要です。（後述 26、28、29 頁参照）
- 上記で整理した取組が、当該地域の強靱化にとどまらず、他の地域や国土の広域にわたる強靱化に資するものである場合は、その旨、記載することとします。

〔参考〕策定済団体の例（個別の事業について）

①資料編、別表等として巻末に整理

【東大阪市国土強靱化地域計画（令和2年3月策定）の場合】

「別表」で、具体の事業を「脆弱性の評価を踏まえて推進する施策（分野別整理）」として、施策分野ごとに明記しています。

土木部

施策	具体の事業・取組
重要路線に架る橋梁の修繕・補強	重要路線に架る橋梁の修繕・補強
市計画道路の整備	高井田長堂線整備
	太平寺上小阪線整備
	小阪稲田線整備
	足代荒川線整備
	北山麓線整備
駅前交通広場の整備	永和駅前交通広場整備
連続立体交差事業の推進	連続立体交差事業関連側道（近鉄奈良線の高架化に伴う側道事業）
道路の維持管理・補修	道路橋定期点検事業
	管理橋梁の維持管理・補修
	道路路面空洞調査
	○道路照明灯点検事業
受援体制の整備	○道路啓開関係部局の個別マニュアルの整備・運用
私有林の保全	私有林の保全
緊急避難場所の整備	花園中央公園（広域避難場所）の整備
	布施公園（一時避難場所）整備事業
	都市公園安全安心対策緊急総合支援事業（一時避難場所の都市公園バリアフリー化）
	公園施設長寿命化対策支援事業（一時避難場所の機能を有する都市公園の改修）
農業用水路の改修	○都市公園における災害用トイレ等災害対策整備事業
治水施設の整備	六郷水路改修事業
	淀川水系大川都市基盤河川改修事業
土砂災害防災支援	河川改修事業
	がけ地近接等危険住宅移転事業

建築部

施策	具体の事業・取組
密集住宅市街地整備促進	防災道路拡幅事業
	木造賃貸住宅不燃化事業
市営住宅の耐震化	公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の耐震化
市立施設の耐震化	市有建築物耐震化整備計画に基づく市立施設の耐震化
管理不全な空き家の発生・放置予防対策	空き家の適正管理及び流通・利活用等の啓発の推進
	空き家の所有者特定の徹底及びデータベース化
民間建築物の耐震化促進	民間建築物耐震化促進補助金事業
	要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進補助金事業
宅地耐震化の推進	○大規模盛土造成地の変動予測調査（1.5次及び2次スクリーニング）

○：脆弱性の評価を踏まえて、必要な事業・取組みに○を付した。

【松江市国土強靱化地域計画（令和2年3月策定）の場合】

「別冊」で、具体の事業を「リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧」として、総事業費(億円)も含め、リスクシナリオごとに明記しています。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

事業名	事業期間	総事業費 (億円)	個別施策分野				
			行政 機能	住環 境	保健 医療 福祉	産業	国土 保全 交通
ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場整備	R1~R5	0.3		○			
松江市営陸上競技場改修工事	R1~R10	16.6		○			
松江市営補助競技場改修工事	R2~R4	2.6		○			
松江市営野球場改修工事	R1~R10	8.6		○			
松江市営庭球場改修工事	R3~R9	0.4		○			
松江市北庭球場照明設備整備事業	R2~R3	0.4		○			
東出雲複合施設整備事業	検討中	未定	○				
島根複合施設整備事業	検討中	未定	○				
テルサ大規模改修	H30~R5	3.4		○			
松江市国際交流会館改修事業	R2~R4	0.7		○			
玉湯幼稚園改築事業	H30~R3	3.6		○			
公営住宅等ストック総合改善事業	H30~R10	10.6		○			
橋梁点検・長寿命化事業	随時	未定					○
橋梁耐震化事業	H23~	未定					○

※事業期間及び総事業費については、中期財政見通しに基づき記載する。なお、総事業費については R2 年度以降に事業費が発生するものに限って記載する。

【資料編、別表等として巻末に整理したその他の主な事例】

北海道	○北海道強靱化計画（令和2年3月改定）では、具体の事業を「【別表2】北海道強靱化のための推進事業一覧」として、部局ごとに明記しています。
青森県	○青森県では、国の「国土強靱化基本計画」の見直しを踏まえ、現行の青森県国土強靱化地域計画に記載されていない取組を地域計画の追補版（令和元年8月策定）として取りまとめました。追補版では、具体の事業を「参考1 別紙」で、「青森県国土強靱化地域計画に関連する主な事業」として、施策ごとに明記しています。
群馬県	○群馬県国土強靱化地域計画（令和2年3月修正）では、具体の事業を「別冊 令和2年度において国土強靱化のために実施する主な事業一覧」として、施策分野ごとに明記しています。
滋賀県	○滋賀県国土強靱化地域計画（令和2年3月改定）では、「別紙3」で、具体の事業を「施策分野別事業一覧」として、施策分野・施策ごとに明記しています。
兵庫県	○兵庫県国土強靱化地域計画（令和2年3月改定）では、「別紙2」で、具体の事業を「強靱化を推進する主な事業」として、施策分野ごとに明記しています。
佐賀県	○佐賀県国土強靱化地域計画（令和2年3月一部変更）では、「別紙5」で、具体の事業のうち施策分野「県土整備・交通」に係るものを「施策分野「県土整備・交通」における個別事業一覧」として整理しています。

鹿児島県	○鹿児島県地域強靱化計画（令和2年3月改定）では、別紙5で、具体の事業を「地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧（計画期間：令和2年度～令和6年度）」として、施策ごとに明記しています。
熊本県 天草市	○上天草市国土強靱化地域計画（令和2年3月策定）では、具体の事業を「第7章 上天草市国土強靱化地域計画実施事業（ハード・ソフト事業）」として、リスクシナリオ・施策ごとに明記しています。

②対応方策の指標として明記

【徳島県国土強靱化地域計画（令和元年11月改定）の場合】

「Ⅳ 県土強靱化の推進方針」で、個別の事業を施策のKPIの一部として、リスクシナリオ・施策ごとに明記しています。

<救援物資等の輸送確保対策>

～するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する県管理道や農林道の整備を推進する。

- ・四国横断自動車道(徳島JCT～徳島東間)の整備
工事促進中（H30）→ 供用（R3）
- ・四国横断自動車道立江・檜湊地区への追加IC設置
調査設計中（H30）→ 用地買収推進中（R4）
- ・地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路）の整備
用地買収中（H30）→ 用地買収促進中（R4）
- ・地域高規格道路阿南安芸自動車道（海部野根道路）の整備
調査中（H30）→ 用地買収促進中（R4）
- ・徳島自動車道（阿波PA付近延長7.5km）の付加車線設置
工事促進中（H30）→ 供用（R2）
- ・一般国道55号牟岐バイパス（延長2.4km）の整備（再掲）
工事施工中（H30）→ 工事促進中（R4）

⋮

<河川整備等の推進>

大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダム施設改良・柔軟な運用等による機能強化など、治水対策を推進する。

- ・県管理河川(重点対策河川)の整備の推進
70%（H30）→ 80%（R4）
- ・吉野川加茂第二地区の整備の促進
工事施工中（H30）→ 工事促進中（R4）
- ・吉野川沼田地区の整備
用地買収中（H30）→ 工事促進中（R4）
- ・県管理ダムの施設改良（対象全2ダム）
工事施工中（H30）→ 2設備（R4）
- ・県管理河川（緊急点検河川）の整備の推進
2河川工事着手（H30）→ 5河川工事着手（R2）

⋮

【丸亀市国土強靱化地域計画（令和2年3月策定）の場合】

「V 丸亀市の国土強靱化の推進方針」で、個別の事業を施策の KPI の一部として、リスクシナリオ・施策ごとに明記しています。あわせて国、県事業についても明記しています。

(個別の事業を施策の KPI の一部として明記)

指標		現状	目標	リスクシナリオ
橋梁点検事業等（整備率）		0%	100%（R5）	1-1,2-2,2-
市道幸町中津線外 2 線橋梁修繕事業（整備率）		0%	100%	4,3-1,5-
市道丸亀臨港線外 11 線橋梁修繕事業（整備率）		0%	100%（R4）	1,6-3
市道西土器南 北線	1 期区間（500m）（整備率）	92%	100%（R2）	1-3,2-2,6-3
	2 期区間（150m）（整備率）	0%	100%（R7）	
市道南三浦上分線（390m）（整備率）		14%	100% （R14）	
市道郡家東西 2 号線（180m）（整備率）		0%	100%（R5）	
市道原田金倉線 1 期区間（820m）（整備率）		26%	100%	
今津・西汐入川・中府排水区浸水対策事業（床上浸水解消率）		0%	100%（R5）	1-4、8-4

(国、県事業の明記)

名称等	箇所・工区名等	事業種別・工種内容等	事業規模等	事業期間		実施主体	リスクシナリオ
				事業着手	完了予定		
土器川直轄河川改修事業	丸亀市土器町東八丁目他	河川改修(一級河川)	河床掘削、引堤、堤防整備、設備更新、洗掘対策 L=2.0km	H21	R12	国	1-4、3-1、7-3
国道 11 号	東かがわ市、さぬき市、高松市、宇多津町、丸亀市、三豊市 交通安全対策	交差点改良 歩道環境整備	交差点改良:6 箇所 歩道環境整備:1 箇所	-	-	国	1-1,6-3
丸亀停車場線	丸亀市 山北	交通安全(歩道)	L=0.75km	H30	R6~R10	県	1-1,6-3
岡田丸亀線	丸亀市 岡田西	交通安全(歩道)	L=0.44km	R1	R6~R10	県	
丸亀三好線	丸亀市 一里屋	交通安全(交差点改良)	L=0.30km	R2	R4	県	
丸亀説間豊浜線外	県内全域 香川	交通安全(自転車通行空間の整備)	L=320km	R1	R3	県	1-1,2-5
情報基盤	県内一円	水防情報システム改修	水防情報システム改修 1 式	H19	-	県	1-3、2-2、4-1、7-2
情報基盤	県内一円	砂防情報システム改修	砂防情報システム改修 1 式	H24	-	県	
赤山下川	丸亀市飯野町	砂防堰堤	砂防堰堤 1 基、溪流保全工 70m	H27	R3	県	1-5
污水処理事業 広域化・共同化計画	県及び 8 市 9 町	広域化・共同化計画 策定検討	香川県污水処理事業の効率化に向けた広域化共同化計画策定	R1	R4	県	2-1、6-2
国道 438 号	丸亀市 飯山バイパス	バイパス	L=5.13km	H9	R4	県	2-1,6-3
国道 438 号	丸亀市 綾歌	現道拡幅	L=0.70km	H27	R8	県	
丸亀港	富士見	物揚場改良	L=300m	R1	R5	県	2-2、2-4、5-1、6-3
丸亀港	蓬萊	護岸補修	L=450m	R2	R6	県	
西汐入川	丸亀市新浜町	水門耐震化	水門 N=1 基	R2	R7	県	1-3,2-2,3-1,5-2,7-3,8-4
大東川	丸亀市飯山町	河川改修(広域河川)	L=1,700m	H13	R4	県	
丸亀港	本港	護岸の耐震化	L=2,678m	H26	R6	県	
中讃流域下水道	大東川処理区	水処理施設増設	水処理施設増設 5,000m ³ /日(予定)	H30	R4	県	6-2
中讃流域下水道	大東川浄化センター	長寿命化	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築	H30	R4	県	
中讃流域下水道	金倉川浄化センター	長寿命化	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築	H30	R4	県	

③対応方策の具体的な施策として明記

【長崎市国土強靱化地域計画（令和2年3月策定）の場合】

「第5章 長崎市地域計画の推進方針」で、具体の事業を「関連個別事業」として、リスクシナリオ・施策ごとに明記しています。

<住宅・建築物の耐震化>

～を進めるため、公営住宅等整備事業、住宅地区改良事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業（建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策）を推進する。

- ・ブロック塀等除去費補助
- ・宅地のがけ災害対策費補助
- ・安全・安心住まいづくり支援事業（木造戸建住宅耐震化事業）
- ・民間建築物耐震化推進費補助
- ・公営住宅等整備事業（県・市公営住宅の建替え工事）
- ・住宅地区改良事業（県・市改良住宅の建替え工事）
- ・公営住宅ストック総合改善事業
- ・改良住宅ストック総合改善事業
- ・公営住宅等ストック総合改善事業に関わる地域住宅政策推進事業
- ・子育て応援住宅支援事業

⋮

<海岸堤防等の老朽化対策の推進>

海岸堤防等の倒壊等による、浸水被害等の発生を抑えるため、海岸堤防等の施設の点検・整備を行うなど老朽化対策を推進する。

- ・漁港施設小規模改良事業費 漁港（総合事務所）
- ・【道路新設改良事業】：江平浜平線、中川鳴滝3号線、虹が丘町西町1号線、相川町四杖町1号線、清水町白鳥町1号線、土井首町磯道町線、川上町出雲線、大橋町赤迫1号線
- ・【改修事業】：長崎港/伊王島港/神ノ浦港/池島港
- ・【高潮対策事業】：長崎港海岸/東望港海岸/形上海岸/年崎海岸
- ・高島海岸老朽化対策事業

⋮

○対応方策（推進方針）の検討にあたっては、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な対応を理念としているため、**地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、防災・減災の推進以外の各種の行政分野も十分勘案**することが重要です。そして、その結果を、STEP1～STEP3の各ステップでの取組にフィードバックさせ、適宜、軌道修正を図る必要があります（この点はSTEP5においても同様です）。

○また、対応方策（推進方針）を検討する上で、当該地域の強靱化を効率的に推進する観点から、想定するリスクが必ずしも地域計画の策定主体の区域内においてのみ生じるとは限らないことを考慮する必要があります。例えば、行政情報システムの共通化、標準化又は共同化のような連携策を、複数の地方公共団体の間で推進することが有用であるということが挙げられます。行政機能等のバックアップを設けるといった場合には、同時被災を避ける観点から、隣接していない地方公共団体の間で連携・協力を図ることがより効果的であると考えられます。

○さらに、対応方策（推進方針）検討の過程で、**地域計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等とに仕分け**を行い、後者に係る取組を推進すべき**他の主体（国をはじめとする行政・民間事業者・住民）との間で、十分に対話・相談を重ねることが重要**で、**地域の強靱化をスパイラルアップさせる良い機会**となります（自助・共助・公助について、基本編 I 2. (3) 参照）。

○プログラムごとの対応方策（推進方針）は、地方公共団体の部局を横断しての方向性を示すものであり、一つの部局で実現できるものではありません。また、施策分野ごとの対応方策（推進方針）は、分野間に相互依存関係があります。このため、計画の実施にあたっては、現行の体制にこだわらず、関係する部局間で推進体制を構築して、データや工程管理を共有する等により、目標の実現に向けて施策推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する必要があります。

(完成イメージ)

個別施策分野

		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野	評価	対応策		
目標・リスクシナリオ	1...	○○○○… 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定	ブロードバンド利用環境整備	防災教育の推進	水位周知河川の指定		脆弱性の評価	対応方策の検討		
	5...	△△△△… サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保		人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策				
	6...	□□□□… 地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	道路施設の維持管理計画の策定			災害に備えた道路交通環境の整備				
	評価	個別施策分野ごとの評価									

(6) STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け

対応方策について、各リスクの影響の大きさ・重要性・緊急度等から重点化と優先順位付けを行います。

○地域計画においては、それぞれの**地域が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、プログラム（又は施策や事業）の重点化¹・優先順位付け**を行います。その際、STEP1 で設定した目標の達成に係る貢献度についても配慮することが必要です。地域計画において、施策ごと又は事業ごとの対応方策（推進方針）を盛り込む場合には、個別の施策又は事業についても、地域特性を踏まえつつ、重点化・優先順位付けを行うことが重要です（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

○なお、個別の施策又は事業について重点化・優先順位付けを行うにあたっては、上記の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮するほか、**直面するリスクが一の地方公共団体のみに限られない場合があることを踏まえ、例えば、当該場合に近隣の地方公共団体に比して著しく進捗が遅れてないかどうか、といった観点を考慮に入れる**ことも考えられます。

○重点化・優先順位付けは、できる限り客観的に行うことが望めます。

(完成イメージ)

【イメージ】		個別施策分野					評価	対応策	影響度 重要度 緊急度	
		地域経営 分野	地域・社会 福祉分野	産業・雇用 分野	教育・文化 分野	自然・生活 環境分野				都市・交通 基礎分野
目標 リスク シナリオ	1...	〇〇〇〇… 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	防災教育の推進	水位周知河川の指定			✓
		××××…						脆弱性の評価	対応方策の検討	重点化・優先順位付け
	5...	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保		人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策			
	6...	△△△△… 地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		災害に備えた道路交通環境の整備			
	□□□□…								✓	
評価		個別施策分野ごとの評価								

¹ 影響の大きさや緊急度等の観点から、今後当面重点的に取り組むべきと判断されたプログラムを明示し優先的に取り組むこと。

(7) KPI¹ の設定

進捗管理のために KPI（重要業績指標）を導入することは有用です。

- 国土強靱化は、強靱な国づくり・地域づくりであり、**長期的な視野をもつことが重要**ですが、他方、大規模自然災害等はいつ起こるかわかりません。従って、長期的な視野を持ちつつも、**分野によっては1年ごとの成果を見るという短期的な視点**も持ちながら、施策の実施及び計画の進捗管理を行うことも重要です。
- プログラムごとに**わかり易い指標（数値化した指標など）及び目標を設定**することが、施策の進捗管理を容易にする観点から、また、住民の理解を深める上でも有効と考えられます（指標の具体例について資料編IV資料7参照）。
- 市町村の目標設定においては、例えば、目標を短期と長期に分けて記載することや、国や都道府県が設定している KPI を設定すること、地域の特性に応じた固有の数値目標等を記載することが考えられます。また、個別事業についても、完成又は達成の目標年次について記載することも考えられます。

〔参考〕策定済団体の例（KPI について）

- ・ 病院・社会福祉施設等の耐震化率
- ・ 避難所開設訓練実施率
- ・ 太陽光発電を設置している公共施設の数
- ・ 耐震性防火水槽の設置及び既存防火水槽の耐震補強の整備率
- ・ 地籍調査の対象面積に対する進捗率

¹ 重要業績指標（Key Performance Indicator）。組織の目的達成の度合いを計るのに役立つ指標のこと。

3. 策定の具体例

各 STEP での国や地方公共団体の例を示します。自団体で策定する際には、これらを参考にしつつ地域の実情を十分踏まえた検討を行ってください。

(1) 目指すべき将来の地域の姿の想定

まず「目指すべき将来の地域の姿」を想定します。この想定によって、以後の各 STEP の内容が決まります。

〔参考〕策定済団体の例

- 下記は、各団体で想定した目指すべき将来の地域の姿の例です。総合計画等（長期ビジョンなど）に記載されている事項を参考にして検討する団体もあります。

岐阜県	<ul style="list-style-type: none">・ これまでの成果を活かし、大規模自然災害に備えた取組を強化する・ 「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る・ 日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する・ 自助・共助及び公助による災害対応力の強化を図る
静岡県	防災・減災と地域成長、自然との共生、環境との調和を図り、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり」を目指す
愛知県	<ul style="list-style-type: none">・ 巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持すること・ 平時における世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さらには世界に貢献すること・ 国全体の強靱化に大いに寄与すること
新潟県 新潟市	<ul style="list-style-type: none">・ 足元の安心安全の強化・ 救援・代替機能の強化
静岡県 掛川市	誰もが住みたくなる、強く、安心のまちづくり計画

(2) STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

① 基本目標の設定

【国の基本計画の場合】

いかなる災害等が発生しようとも、

- i 人命の保護が最大限図られること
- ii 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- iii 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- iv 迅速な復旧復興

〔参考〕策定済団体の例

- 地域計画では、国の基本計画に即して基本目標を設定している例が多くある一方、国の基本計画における基本目標を一部変更したり、独自の目標を追加して設定したりする例もあります。市町村で策定する場合は、都道府県の目標も参考になります。
- 下記は、地方公共団体が独自の目標を設定した例です。

北海道	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る・ 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する・ 北海道の持続的成長を促進する
香川県	<ul style="list-style-type: none">・ 四国の防災拠点としての機能を果たす
札幌市	<ul style="list-style-type: none">・ 経済の成長・ SDGs の視点を踏まえた社会課題解決への寄与
青森県むつ市	<ul style="list-style-type: none">・ 「むつ市の孤立化」を回避すること・ 人命保護を最優先に、「逃げる」という発想を重視すること
東京都荒川区	<ul style="list-style-type: none">・ 災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくり
愛知県名古屋市	<ul style="list-style-type: none">・ 他地域や他団体との連携を強化する・ 中部圏の中心都市として強靱化に貢献する

② 事前に備えるべき目標の設定

【国の基本計画の場合】

- i 直接死を最大限防ぐ
- ii 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- iii 必要不可欠な行政機能は確保する
- iv 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- v 経済活動を機能不全に陥らせない
- vi ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- vii 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- viii 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

〔参考〕策定済団体の例

- 下記は、国の基本計画の8つの事前に備えるべき目標に加えて独自の目標を設定した例です。

静岡県	・ 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
長崎県	・ 大規模自然災害が発生したとしても、孤立離島の発生抑制と長期化を回避する
長野県松本市	・ 観光文化都市の維持
奈良県橿原市	・ 的確な情報処理を実施する
静岡県浜松市	・ 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
神奈川県横浜市	・ 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できるよう、環境を整備する

③ 計画期間の設定

【国の基本計画の場合】

- 期間設定は行わず概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととしています。また、毎年度年次計画（アクションプラン）を策定し進捗管理を行っています。

〔参考〕策定済団体の例

- 計画期間を5年間としている例や次期総合計画等の改定時期に合わせている例があります。
- また、アクションプランを策定して年度ごとに進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行う例もあります。

(3) STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定

① 自然災害の想定

【国の基本計画の場合】

国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を当面想定

〔参考〕策定済団体の例

- まず切迫する地震災害を想定した地域計画を策定し、引き続き、翌年度に風水害等を想定した地域計画の策定（拡充）を行った地方公共団体もあります。
- 地域特性に応じた特定の自然災害を設定している例もあります。
（特定の自然災害の例）地震（巨大地震）、津波、豪雨・洪水・高潮などの風水害、土砂災害、液状化、火山噴火、暴風雪・雪害、猛暑、渇水、林野火災（フェーン）、竜巻、突風、複合災害
- 自然災害に伴う二次災害・複合災害として、以下のリスクシナリオを設定している例もあります。
原子力施設からの放射性物質の放出、有害物質の大規模拡散・流出、原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散、新型インフルエンザの蔓延、コンピューターシステムの停止

② リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定

【国の基本計画の場合】

①で想定した大規模自然災害等により引き起こされることが想定され、STEP1の事前に備えるべき目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる45の「起きてはならない最悪の事態」（資料編IV資料5参照）を設定

〔参考〕策定済団体の例

- 地域の特性を踏まえたリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）が設定された例が多くあります。以下はその一部です。

市町村	独自のリスクシナリオ(例)	設定の意図
北海道札幌市 石川県小松市 など	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生/豪雪に伴う被害の拡大（1-c）	雪の多い地域では、豪雪による被害が想定されます

三重県南伊勢町 和歌山県那智 勝浦町 など	観光客等の帰宅困難者の発生 (2-c)	観光客の多い地域では、帰宅 困難者の対応が必要になる事 態が想定されます
静岡県小山町 山梨県山梨市 など	緊急輸送路等の途絶により救 急・救命活動や支援物資の輸 送ができない事態 (2-e)	地域の道路網の状況によつて は孤立等も想定されます
愛知県名古屋 市 静岡県掛川市 など	被災者の住居や職の確保等の 遅延による生活再建が大幅に 遅れる事態 (8-a)	生活再建が遅れる被災者が相 当規模に上ると地域経済への ダメージが大きくなり得ます
静岡県掛川市 静岡県小山町 など	企業・住民の流出等による地 域活力の低下 (B-a)	住民の流出は、地域にとって は大打撃となる可能性があり ます

※国の 45 のリスクシナリオと、策定済地方公共団体のリスクシナリオから網羅的に抽出したものを基に作成したのが「地域独自のリスクシナリオを含む参考用リスクシナリオ」(資料編Ⅳ資料6参照)です。この中から自団体に当てはまるリスクシナリオを抽出することもできます。上記の表の()内の番号は、地域独自のリスクシナリオに番号を付けたもので、資料6にある記載と同じです。

※上記以外に、都道府県でも独自のリスクシナリオを設定しています。その設定意図については資料6の表の後に掲載しています。

- リスクシナリオに説明を加えることで解釈の統一や、住民等の理解の促進を図った事例もあります。

市町村	設定した リスクシナリオ	想定される発災事例とされた内容
長野県 東御市 (一部抜粋)	住民や不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅密集地における大規模火災の発生 ・公共施設、商業施設等の倒壊、火災の発生 ・電柱類・ブロック塀の倒壊による人的被害の発生 ・都市ガス等の破断により発生する火災・延焼の被害
	河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨に伴う河川等の氾濫

③ 施策分野の設定

【国の基本計画の場合】

②で設定したリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するために必要な施策分野として、以下の12個別施策分野と5横断的分野を設定

〔個別施策分野〕

i 行政機能／警察・消防等／防災教育等、ii 住宅・都市、iii 保健医療・福祉、iv エネルギー、v 金融、vi 情報通信、vii 産業構造、viii 交通・物流、ix 農林水産、x 国土保全、xi 環境、xii 土地利用（国土利用）

〔横断的分野〕

i リスクコミュニケーション¹、ii 人材育成、iii 官民連携、iv 老朽化対策、v 研究開発

〔参考〕策定済団体の例

- 国の基本計画の施策分野の統合等や国の基本計画の施策分野にはない分野を独自に設定した地方公共団体もあります。

（独自の施策分野の例）少子高齢化、地域振興、産学官民・広域連携、若者定住、安全安心、教育文化、耐震化、防災危機管理

- 総合計画等の施策分野を参考に、地域計画の施策分野を設定することもできます。その際、「横断的分野」について同様のものが総合計画等になれば、追加することもできます。下記は特徴的な横断分野を独自に設定した例です。

市町村	独自の横断分野	主な内容
東京都荒川区	荒川区民総幸福度（GAH）	区の強靱化により、不安を減らすとともに安心感を増やし、区民の幸福度を向上させるとして設定
三重県南伊勢町	地域振興 若者定住	地域コミュニティ強化に加え、地域の活性化に必要な施策や仕組みを検討していく枠組として設定

¹ リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと。例えば、国土強靱化について教育・訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーションを行うことなど。

(4) STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

① マトリクスの作成（既にある施策の整理）

【国の基本計画の場合】

○国の基本計画においては、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む）するための府省庁横断的な施策の束を「プログラム」として整理しました。

○この際、脆弱性の分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、縦軸に45の「起きてはならない最悪の事態」、横軸に12の個別施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、それぞれの事態と施策分野（縦軸と横軸）が交差する要素ごとに、府省庁における施策（施策ごとの進捗等を含む）をあてはめました。

【参考】策定済団体の例

（マトリクスの一部の例①）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策分野		
		①行政機能	②住環境	③保健医療・福祉
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 施設等の倒壊・火災及びそれに伴う多数の死傷者、交通麻痺等、甚大な被害の発生	○防災訓練の実施 ○消防団の強化 ○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備 ○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上 ○協定締結の強化	○建築物等の安全対策 ○密集市街地の整備 ○大規模盛土造成地の安全対策 ○マンホール浮上対策	
	1-2 大規模津波等による多数の死者の発生	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化 ○市有施設の津波対策	○避難場所等の整備	○災害時要援護者の支援体制の整備 ○福祉避難所の強化
	1-3 広範囲かつ長期にわたる浸水被害により市街地等の脆弱性が高まる事態	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○下水道整備 ○樋門操作の自動、遠隔操作化	
	1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○消防による雨量計観測、重機・特殊車両等の整備などの豪雨対策		
	1-5 情報伝達の不備等による被害の拡大	○防災訓練の実施 ○情報通信の多重化 ○消防指令センターと署所間の情報通信の多重化 ○消防機関における県域での情報通信網の整備 ○電力の確保		○災害時要援護者に支援体制の整備 ○外国人に係る支援体制の整備

(マトリクスの一部の例②)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策名	施策分野		
			①行政機能	②住環境	③保健医療・福祉
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 施設等の倒壊・火災及びそれに伴う多数の死傷者、交通麻痺等、甚大な被害の発生	○防災訓練の実施	○		
		○消防団の強化	○		
		○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備	○		
		○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上	○		
		○協定締結の強化	○		
		○建築物等の安全対策		○	
		○密集市街地の整備		○	
		○大規模盛土造成地の安全対策		○	
	1-2 大規模津波等による多数の死者の発生	○マンホール浮上対策		○	
		○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○		
		○市有施設の津波対策	○		
		○避難場所等の整備		○	
	1-3 広範囲かつ長期にわたる浸水被害により市街地等の脆弱性が高まる事態	○災害時要援護者の支援体制の整備			○
		○福祉避難所の強化			○
		○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○		
	1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○下水道整備		○	
		○樋門操作の自動、遠隔操作化		○	
	1-5 情報伝達の不備等による被害の拡大	○消防による雨量計観測、重機・特殊車両等の整備などの豪雨対策	○		
		○防災訓練の実施			
		○情報通信の多重化	○		
		○消防指令センターと署所間の情報通信の多重化	○		
○消防機関における県域での情報通信網の整備		○			
○電力の確保		○			
○災害時要援護者に支援体制の整備				○	
○外国人に係る支援体制の整備				○	

〔参考〕策定済団体担当者の声

—マトリクスで他部局と情報共有—

「今までは庁内でも、他部局が何を行っているのかしかりとは把握していませんでした。しかし、国土強靱化地域計画をつくるにあたり、脆弱性評価のための情報シートを作り、それぞれがどのような施策を行っているのかを集めてマトリクスで一覧にしました。そのマトリクスを全体で共有したことによって、今までは知らなかった他部局等での取組を知る機会となりました。『他部局ではこういうことをやっているんだな』と知ることによって、『じゃあ私たちはどうしたら良いか、こういうのをやってみようかな』とも考えるようになりました。脆弱性評価がきっかけとなって、お互いに他部局と情報共有ができるようになりました。」

② 脆弱性の分析・評価、課題の検討

【国の基本計画の場合】

○各プログラムを構成する個別施策ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。その上で、プログラムごとの分析・評価により新たに顕在化した課題等を踏まえ、改めて、中長期的視点も入れながら施策分野ごとに現行の施策の脆弱性の分析・評価を行いました。（例えば、帰宅困難者対策と交通施設の耐災害性向上など同時に進める必要のある施策の連携や、密集市街地対策のような中長期的に取り組む必要性について記述）

※国における脆弱性の評価結果については、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。
「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果」
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/hyouka.html

○ここで、個別施策の課題分析にあたっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定し、定量的に分析・評価に努めました。また、プログラムごとの達成度・進捗の把握にあたっては、プログラムとの関連性や客観性等に着目して、プログラムごとにKPI（重要業績指標）をできる限り選定しました。

○より詳細に説明すると、12の個別施策分野ごとの脆弱性の評価の内容は、単に個々の施策分野ごとに、様々な「起きてはならない最悪の事態」に対応できているかどうかを検討すれば足りるというものではありません。「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの評価は、個別施策分野が横断的に連携することにより、効率的・効果的な対応が可能になることも踏まえる必要があるからです。したがって、ある施策分野において、仮にその中に含まれる関係府省庁の取組施策がすべての「起きてはならない最悪の事態」に対応していると判断できたとしても、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないか、施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないか、などの点を確認する必要があります。そのために、各プログラムの脆弱性評価を経た上で、個別施策分野ごとの脆弱性評価を行っています。

○このほか、国では5つの横断的分野（リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策、研究開発）ごとに脆弱性を評価しました。

〔参考〕策定済団体の例

徳島県	<ol style="list-style-type: none">① 庁内での作業として「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するために庁内の各部局が取組を進めている施策を、5つの施策分野に分けて抽出。併せて、横断的分野についても抽出。② 担当部局から、県内市町村、民間事業者及び国等に対し、アンケートにより、取組を進めている施策に関する概要の提出を依頼。③ 担当部局において、①及び②のとりまとめを実施。④ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策群について、庁内各部局が、それぞれの施策について、脆弱性評価及び重要業績指標の設定を実施。⑤ 担当部局において、④についてのとりまとめ（評価結果の集約・精査等）を行い、その後、各部局に対して確認依頼を実施し、評価結果を確定。 <p>※ この際、県の施策のみならず、県内市町村、民間事業者、国の施策を把握し、抽出・整理しています。</p>
-----	---

〔参考〕策定済団体担当者の声

— やって良かった脆弱性評価。意外な盲点を発見 —

「当市は、複数の市町が合併して誕生しています。脆弱性評価を行ったところ、それぞれの市や町で合併前に建設した設備が「老朽化」の時期に来ているということが改めて浮き彫りとなりました。これまでの行政計画は、どちらかという、新たな事業を推進するものが中心だったということですかね。古いものをどうするか、という点は、先へ先へと意識が向いていると抜けてしまうのかもしれない。脆弱性評価でそこに気づいたのはとても良かったです。

また、非常時における飲料水の確保という対策はかなり進んでいたのですが、トイレや風呂に使用する生活用水という点からすると脆弱だということが明らかになりました。上水道の耐震化が平成25年度時点でも9.4%しか進んでいなかったのです。これはまずいということでここも重点化することにしました。

逆に、これまで重点課題かと思っていた項目が実は、かなりしっかり対策がとられていることに気付きました。例えば、情報インフラ対策については、既に防災通信機器の設置などが進んでいることがわかったので、重点化施策からは除きました。

このように、脆弱性評価を部局横断の視点で行うことで、見過ごしていた課題がはっきりとして、共通課題として庁内全体で取り組むことができています。」

—認識と現状の差異を再認識—

「計画策定時には、施設等の脆弱性について、認識と現状の差異を再認識することにつながり、より正確な現状分析を行うことができました。

計画の見直しに当たり、脆弱性評価を再び実施しましたが、海岸防護施設、避難場所である学校等や道路橋梁の健全性調査などのハード面での対策は順調に進んでいました。一方、平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風の被害状況等を分析しましたが、ソフト面（自助・共助意識の醸成、要支援者・情報弱者の避難行動促進など）の更なる対策が必要であることが分かりました。」

〔参考〕策定済団体の例

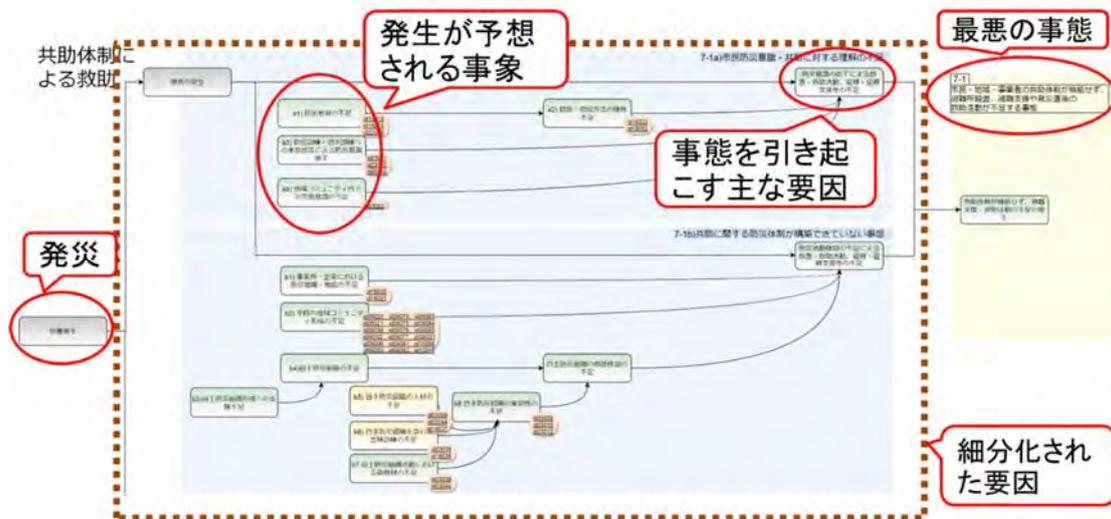
● 横浜市の例

横浜市では、脆弱性評価フロー図を導入し、細分化したリスクごとの評価・統合により脆弱性評価を実施しています。

① リスクを細分化した脆弱性評価フロー図の導入

「発災」から「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に至るまでの発生プロセスを表した脆弱性評価フロー図を作成した。

脆弱性評価フロー図は、リスクシナリオを引き起こす要因を時間軸で分析し、全体の流れを可視化するもので、発生プロセスと施策を対応させて施策の抜け漏れを判断するとともに、追加施策の必要性をより明確に説明できるようにしている。



脆弱性評価フロー図の作成にあたり、「起きてはならない最悪の事態」を引き起こす“主要な要因”を「中リスク」、リスクシナリオを引き起こす原因となる“事象”の最小単位を「小リスク」として、全 37 のリスクシナリオを 228 の小リスクに細分化した。

その後、市内の事業部局への施策照会を行い、小リスクの回避に寄与する施策・事業を分類・整理した。

リスクを細分化

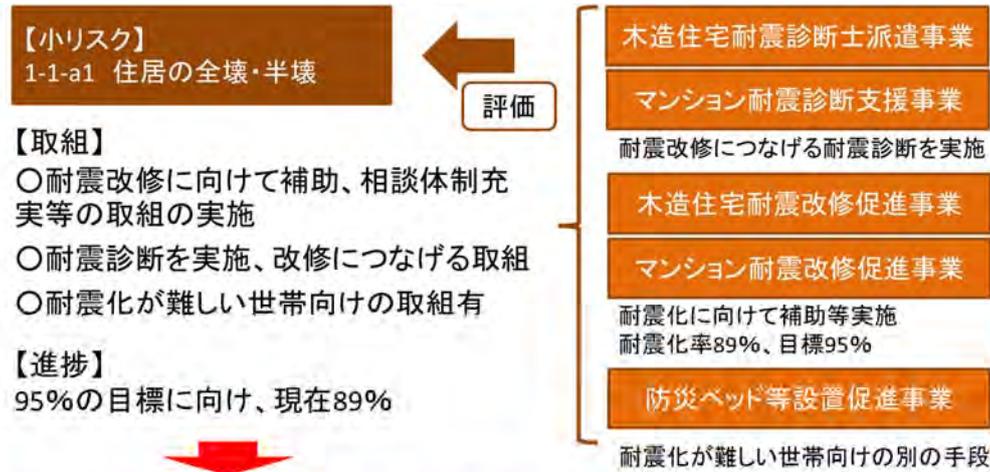
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価単位（中リスク（案））		脆弱性評価単位（小リスク（案））			
リスクシナリオ		中リスク		小リスク			
1-1	住宅・建物の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-1-a	住居全壊・半壊	1-1-a1	住居全壊・半壊		
		1-1-b	屋内での被災	1-1-b1	家具の転倒		
		1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c1	屋内から屋外への避難経路における安全性未確保	1-1-c1	屋内から屋外への避難経路における安全性未確保
				1-1-c2	避難所への避難経路における安全性未確保	1-1-c2	避難所への避難経路における安全性未確保
		1-1-d	不特定多数が集まる施設の倒壊・損傷等	1-1-d1	不特定多数が集まる施設の倒壊・破壊	1-1-d1	不特定多数が集まる施設の倒壊・破壊
				1-1-d2	事業所・企業における防災組織・機能の不足	1-1-d2	事業所・企業における防災組織・機能の不足
				1-1-d3	鉄道施設における避難対策不足	1-1-d3	鉄道施設における避難対策不足
				1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷
				1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷
				1-1-e3	学校児童の避難行動の遅れ	1-1-e3	学校児童の避難行動の遅れ
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e4	学校児童の避難行動中の負傷	1-1-e4	学校児童の避難行動中の負傷		
		1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷		
		1-1-e6	施設管理者の避難訓練等の不足	1-1-e6	施設管理者の避難訓練等の不足		

②細分化した小リスクごとの評価と、評価の統合によるリスクシナリオの評価

細分化した小リスクごとに評価を行い、それを一定の基準で統合する形でリスクシナリオ全体の評価を行っている。これにより、リスクシナリオごとの課題感をわかりやすく見えるようにしている。

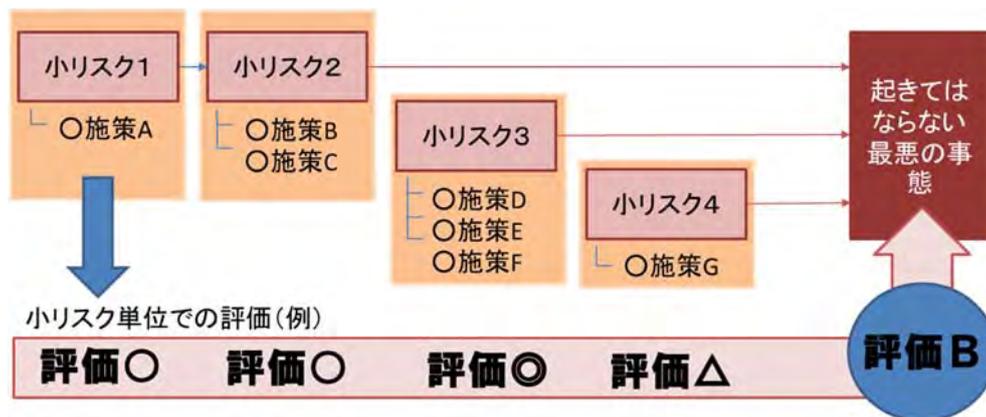
小リスクに対する現状の施策の対応度に関しては、以下の4段階の評価を行った。

- ◎：効果的な施策があり、十分な成果が出ている
- ：対応する施策があり、計画どおりの成果が見込めることから、引き続き推進していく
- △：対応する施策があるが、見直し・拡充・促進等を行う必要がある
- ×：対応する施策がないため、新たに検討していく必要がある



引き続き取り組んでいくことで、小リスク「住居の全壊・半壊」(1-1-a1)に対応可能 ⇒ 評価「○」

最後に、それぞれの小リスク評価を総合して中リスクを評価し、中リスクを総合して、リスクシナリオ全体の評価を行った。



こうした評価に加えて、全体評価として「対応のポイント」や「効果がある評価された取組」、「評価の過程において指摘された現状・課題」をとりまとめたほか、全体評価の基礎となる「中リスクごとの評価」、評価に用いた「重要業績指標 (KPI)」も併せて記載した。

(5) STEP4 リスクへの対応方策の検討

【国の基本計画の場合】

○国の基本計画においては、STEP3 のプログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、それぞれの起きてはならない最悪の事態ごとに、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、プログラムの推進方針をとりまとめました（国では対応方策を「推進方針」としました）。また、効果的な取組を実現するためには、各府省庁において、各々の施策分野において必要な強靱化の取組を見定めることも必要になることから、これらのプログラムの推進及びより長期的な観点からの推進に必要な取組について、施策分野ごとに、指針を検討し、推進方針として整理しました。このことにより、各府省庁において、国土強靱化に係る他の計画等の見直しに活かされ、施策の実現が図られることとなります。

〔参考〕策定済団体の例

- 例えば、北海道の場合、STEP3 で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、強靱化施策の取組方針を示す「北海道強靱化のための施策プログラム」を策定しました。設定した 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態を回避するため、北海道のみならず国、市町村、民間事業者等の各取組主体が適切な役割分担と連携のもとで取り組むべきソフト・ハード両面からの施策を、とりまとめました。また、個別施策の進捗を定量的に把握するため、数値目標（可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次を明記した値による）を設定（北海道、市町村、民間事業者、国等の各取組主体が共有する努力目標としての位置付け）しています。
- 千葉県旭市の場合、対応方策を「推進計画」として各プログラムに掲げ、プログラムごとに KPI を設定するとともに、取り組むべき主体も明示しています。ここでは、旭市独自のプログラム「食料等の安定供給の停滞」について地域計画から転載します。

5-3 食料等の安定供給の停滞

- ・農業産出額が千葉県内第 1 位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持するため、産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施し、産業全体の体質強化を推進し、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

- ・大規模自然災害後であっても食料の安定供給を維持するため、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、南堀之内バイパス等の計画路線の早期整備、緊急輸送道路に指定されている路線の計画的な整備・維持管理、東総広域農道の適正管理を進めるとともに、銚子連絡道路及び清滝バイパスの整備を促進する。【千葉県】【市】
- ・南堀之内バイパスの整備（H21年度～R5年度 500百万円）【市】
- ・台風等の自然災害で被災した施設・設備（機械）の復旧を支援し、早期に営農を再開するための体制の整備を促進します。【千葉県】【市】
- ・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。【市】
- ・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

【重要業績指標（KPI）】

- ・銚子連絡道路の整備(供用済み延長)：6km（H30）→ 早期延伸（2024）
- ・道路ストックの計画的な維持管理：実施（H30）→ 実施（2024）
- ・農業産出額：582億円（H30）→ 590億円（2024）
- ・認定農業者数：790経営体（H30）→ 800経営体（2024）
- ・漁獲量：17,402 t（H30）→ 17,500t（2024）
- ・国県への要望（国・県道の整備促進）：実施（H30）→ 実施（2024）
- ・緊急輸送道路の指定：7路線（H30）→ 必要に応じて追加（2024）
- ・南堀之内バイパスの供用開始延長：0.5km（H30）→ 1.1km（2024）
- ・清滝バイパスの整備(供用延長)：0（H30）→ 早期完成（2024）

〔参考〕策定済団体担当者の声

—地域計画に施策を掲げて推進も順調—

「当自治体の地域計画にある施策の一つに、「民間企業との災害協定の締結数増」を掲げています。その甲斐あって、担当部局が順調に取組を進めていて、策定後の1年で6件の協定を新たに結ぶことができました。

例えば、ゴルフ場とは、クラブハウスに避難者や一時滞留者を受け入れる協定を結びました。クラブハウスには、食堂や入浴施設が整っていますし、ヘリポートとしての広さも十分にあります。当自治体では以前からゴルフ場との協定を進めていて、これで周辺すべてのゴルフ場と協力体制ができたこととなります。また、老人福祉施設とは高齢者や要支援者のための福祉避難所としての利用について、地元のホームセンターが立ち上げた NPO 法人とはビニールシートなどの物資供給について、地元企業の一つとは救援物資と避難施設の提供について、そして段ボール製品の製造をしている企業とは段ボールでできたベッド等の提供をしていただく件について協定を結びました。最後の一つは災害時の協定ではないのですが、電柱に看板を出す権利と引き換えに、避難所の表示もしていただくという契約を結びました。これで、当自治体としては無償で避難所の表示を増やすことができます。そういう協力も進めていけたら良いなと思っています。」

(6) STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け

【国の基本計画の場合】

○国の基本計画においては、国土強靱化を実現するために重要なプログラムとして45のプログラムを設定し、この上で、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点を踏まえつつ、有識者等の意見も聞きながら、重点化すべき15のプログラムを選定しました（資料編IV資料5参照）。

〔参考〕策定済団体の例

- 各団体において、影響度や緊急度などの観点を設定し、重点化すべきプログラムを選定しています。

北海道	<p>21の各プログラムを構成する64の施策項目について、ターゲットとする自然災害リスクを明確化した次の3つの施策分野に体系付けを行い、効果的・効率的な施策展開を推進。</p> <ul style="list-style-type: none">・道内における自然災害リスクに対し、「北海道自らの脆弱性を克服」するための施策分野・首都直下地震など道外における自然災害リスクに対し、「北海道の強みを活かしたバックアップ機能を発揮」させる施策分野・これら2つの施策分野を下支えする「道内及び全国の強靱化を支えるネットワークの整備」に向けた施策分野 <p>なお、各施策項目の推進に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none">・「施策の進捗」・「影響の大きさ」・「平時の効用」・「各種災害に係る被害想定等の見直し状況」 <p>等を勘案し、毎年度、計画に基づく推進方策（アクションプラン）を策定し、機動的に対応</p>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none">・「効果の大きさ」・「緊急度・切迫度」・「施策の進捗状況」・「平時の活用」・「国全体の強靱化に対する貢献」 <p>という視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を設定</p>

静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「県の役割の大きさ」 ・ 「影響の大きさ」 ・ 「緊急度」 <p>の観点から、40 のプログラムのうち、12 の重点化すべきプログラムを選定。併せて、平成 25 年度に策定した『地震・津波対策アクションプログラム 2013』等により実施している 112 の取組を、重点化すべきプログラムごとの主要な取組として位置付け</p>
徳島県	<p>直面するリスクを踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人命の保護」を最優先として、 ・ 「4 つの基本目標に対する効果」、 ・ 「効率性」、 ・ 「事態が回避されなかった場合の影響の大きさ」、 ・ 「緊急度」、 ・ 「国の基本計画との一体性」 <p>等を考慮し、39 のプログラムにつき、13 の重点化すべきプログラムを選定</p>
千葉県旭市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市の役割の大きさ」 ・ 「影響の大きさ」 ・ 「緊急度」 <p>の観点から、27 のプログラムのうち 12 の重点化プログラムを選定</p>

4. 策定時の取組例

前述2. 及び3. で説明した地方公共団体の例は標準的な方法となりますが、地域計画はその策定手法においても地域独自の手法をとることが可能です。ここでは取組団体は少ないものの、有効と考えられる策定時の取組を紹介します。

(1) 住民参加のワークショップを活用

リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）や地域で取りうる施策の検討などについて、行政での検討のみならず、地域住民や地元組織を巻き込んでワークショップを実施してアイデアを出し合うことも考えられます。

(長野県飯田市におけるワークショップの様子)



〔参考〕策定済団体の例

長野県東御市では、地域計画の策定にあたって住民ワークショップを実施し、市民の意見を参考にしました。

ワークショップの目的	市民を交えてワークショップを実施することにより、災害に対する意識の向上と「起きてはならない最悪の事態及び想定される発災事例」の多様な視点からの洗い出しを実施
参加者	区長、消防団、民生児童委員、日赤奉仕団、地域づくり関係者（約 50 名）
ワークショップの結果	ワorkshopを踏まえ、下記の観点を追加して検討を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱類の倒壊による人的被害の発生 ・ 都市ガス等の破断により発生する火災・延焼等の被害 ・ 情報伝達経路の多重化の促進 ・ 地域における危険箇所の点検監視体制の構築

(ワークショップの様子)



(2) 住民アンケートを実施

地域で想定される災害について日ごろから意識しているか、災害時に備えてどのようなことをしているか、など住民の防災に対する意識についてアンケートを実施し、その結果を地域計画の策定における基礎資料や進捗確認のための KPI とすることが考えられます。また、アンケートは住民の意識向上にも役立ちます。

〔参考〕策定済団体の例

山梨県大月市では、地域計画の基礎資料とするため、策定に際して住民アンケートを実施し、その結果を地域計画に掲載しています。

(アンケート票)

(資料) 一般用アンケート

II 強靱な地域への方策に関することについてうかがいます。

問6 あなたは、あなたの住んでいる地域が災害に対し安全だと感じていますか、それとも危険だと感じていますか。(1つに○)

1 安全	2 ある程度安全
3 安全とも危険ともいえない	4 多少危険
5 危険	6 わからない

問7 今後起こりうる大規模自然災害として、脅威を感じる災害を2つまで選んでお答えください。(2つまでに○)

1 地震
2 富士山の噴火
3 土砂災害
4 豪雨災害
5 豪雪災害
6 その他()
7 わからない

問8 大規模自然災害に事前に備えるべき目標として、優先度が高いと思われる目標を2つ選んでください。(2つに○)

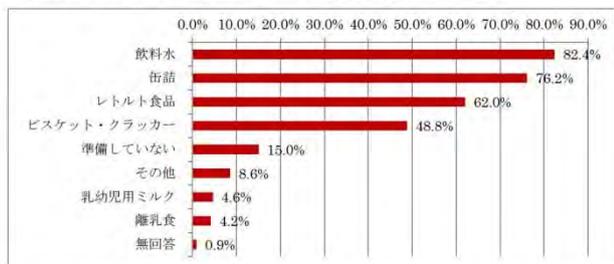
1 災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること
2 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保すること
4 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保すること
5 災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと
6 災害発生後であっても、生活・事業活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
7 制御不能な二次災害を発生させないこと
8 災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

(アンケート結果)



3 強靱な地域に関する各家庭の取り組み

問 災害に備えて、水・食料などの備蓄として準備するもの (N=1308)



(出典：大月市強靱化地域計画)

5. その他の留意すべき事項

前述のほかに、策定の際に留意すべき事項として、地域計画の名称、議会への説明について紹介します。

(1) 国土強靱化地域計画の名称

地域計画には、独自の名称を付けることが可能です。

○**地域計画の名称は、計画の顔**というべき性質を有するものです。

基本法においては、「国土強靱化地域計画」という名称が使用されていますが、当該名称を活用しなければならないというものでは必ずしもありません。また、例えば、当該名称を主題として活用するとともに、副題を付すことも考えられます。

○地域計画の名称は、**策定主体が、計画に込めた思い、メッセージ等を体現するには、いかなる名称が適当か、という観点から検討することが考えられます。**

○地域計画は、地域の住民の生命・財産等を守るための計画であり、広く住民に提示され、その理解が得られるよう、**地域計画の名称が分かりやすいか、親しみやすいか、簡潔なものかなどの点に配慮することが考えられます。**既に策定された計画では、副題でこれらの工夫をしている例があります。

○なお、いずれの名称を用いるとしても**基本法第十三条に基づき策定した計画であることを計画中に明記することが適当**です。

(2) 議会への説明等

地域住民への周知と事業の円滑な実施のために議会へ説明等を行うことが多くなっています。

- 1. の(5) (13 頁参照)でも述べたように、**域内の関係団体や住民への周知が十分に行き渡るよう**、地域計画の策定に向けた検討の過程及びその内容を、自団体の総合計画等の例を参考に**できる限りオープンにすることが大切です**。
- とりわけ、**議会に対しては**、地域計画に記載された施策や事業の円滑な実施を期するため、**検討内容等の報告等を、適時適切に行うことが望ましいと考えられます**。
- また、**議会においても自発的に議会常任委員会の所管事務調査として地域計画の制度を調査する例も見られます**。

〔参考〕策定済団体の例

- 議会に対しては、ほとんどの地方公共団体が説明、報告を行い、又は行う予定です。地域計画を条例により議会の議決対象計画として位置付けた地方公共団体の例も見受けられます。

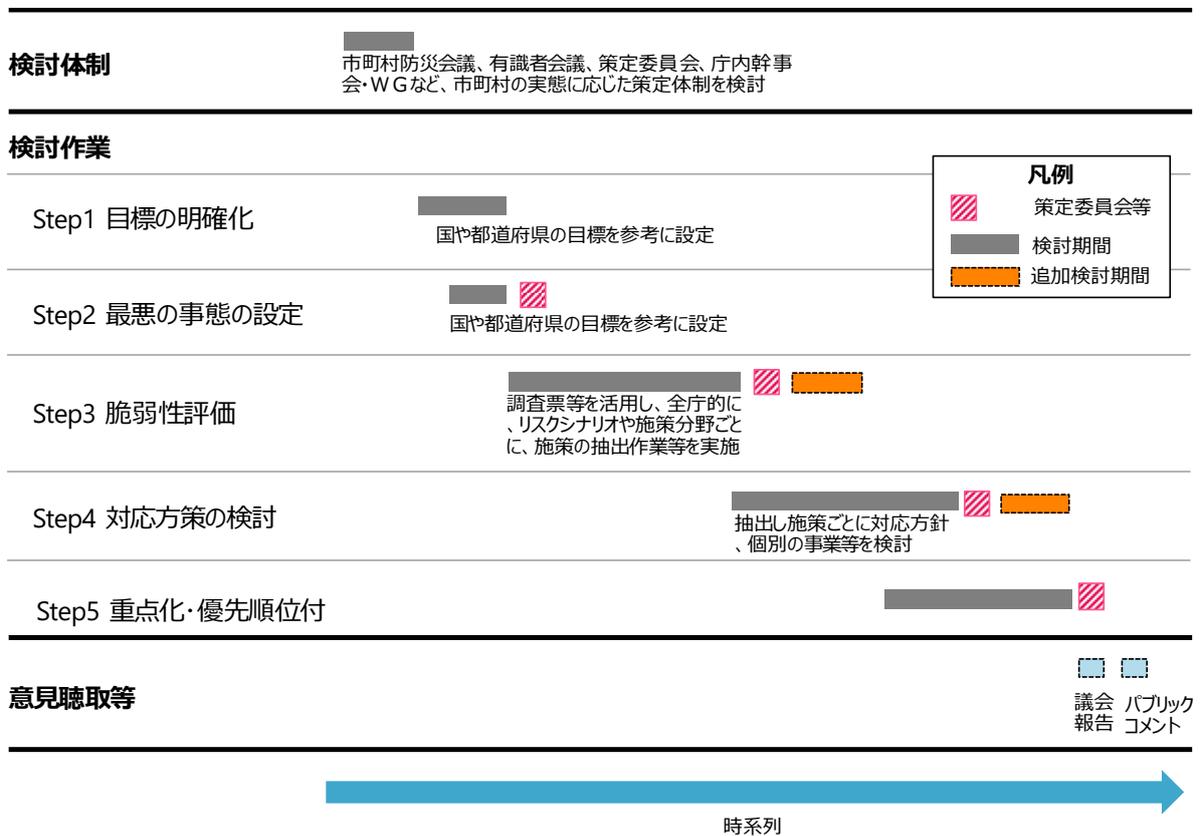
香川県	平成 27 年 11 月議会で、香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例に基づく議決対象となる計画として議決を得た。
青森県むつ市	平成 27 年 8 月 10 日 計画（案）の公表に先立ち、議会に対して計画内容を報告。
三重県南伊勢町	議会に対し、資料提出、内容説明を行うこととしており、議会からの意見を得た上で検討を進めている。 平成 25 年 12 月の議会において、「町長が考える『強靱な南伊勢町』とはどのような町なのか」「国土強靱化と防災計画の違いは何か」との一般質問が出され回答した。平成 26 年 6 月には、「南伊勢町地域強靱化計画策定委員会設置条例」の議決が議会にて行われている。 平成 27 年 5 月に議会全員協議会で、計画案に関して説明を実施した。 平成 27 年 10 月に計画最終案を議会全員協議会へ報告、説明を行った。

6. 策定に係る事務の一連の流れ

(1) 策定に係る事務の一連の流れ

ここでは、本ガイドラインでこれまでに示してきた策定に係る事務についての全体像を把握できるよう、一連の流れとして下図のように整理しました。なお、これは、あくまで標準的な流れとして示したものであり、このとおりに行えば計画策定が円滑に進められるということではありません。策定体制や各ステップの手順などの詳細については、画一的に行うのではなく、自団体の状況に応じて柔軟に取り組むことが重要です。

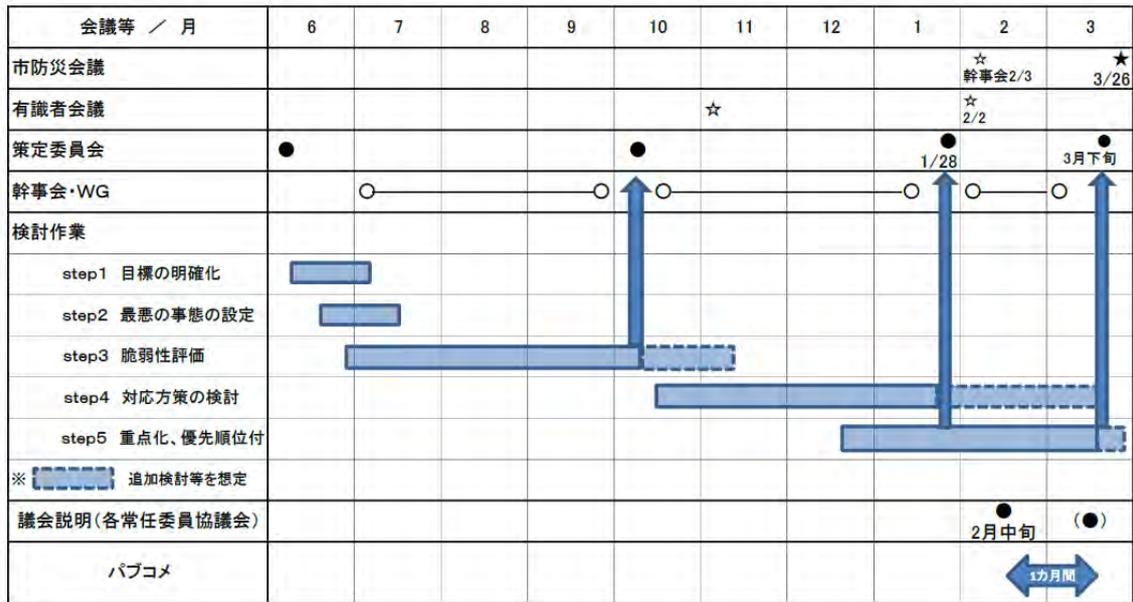
(策定に係る事務の一連の流れ)



(注) 住民によるワークショップの開催や、地区別懇談会などの開催を取り入れ、複数年度にわたって計画策定に取り組んだ事例もあります。

〔参考〕策定済団体の例

—新潟市国土強靱化地域計画策定スケジュール—



(出典：第2回 新潟市国土強靱化地域計画策定委員会 資料)

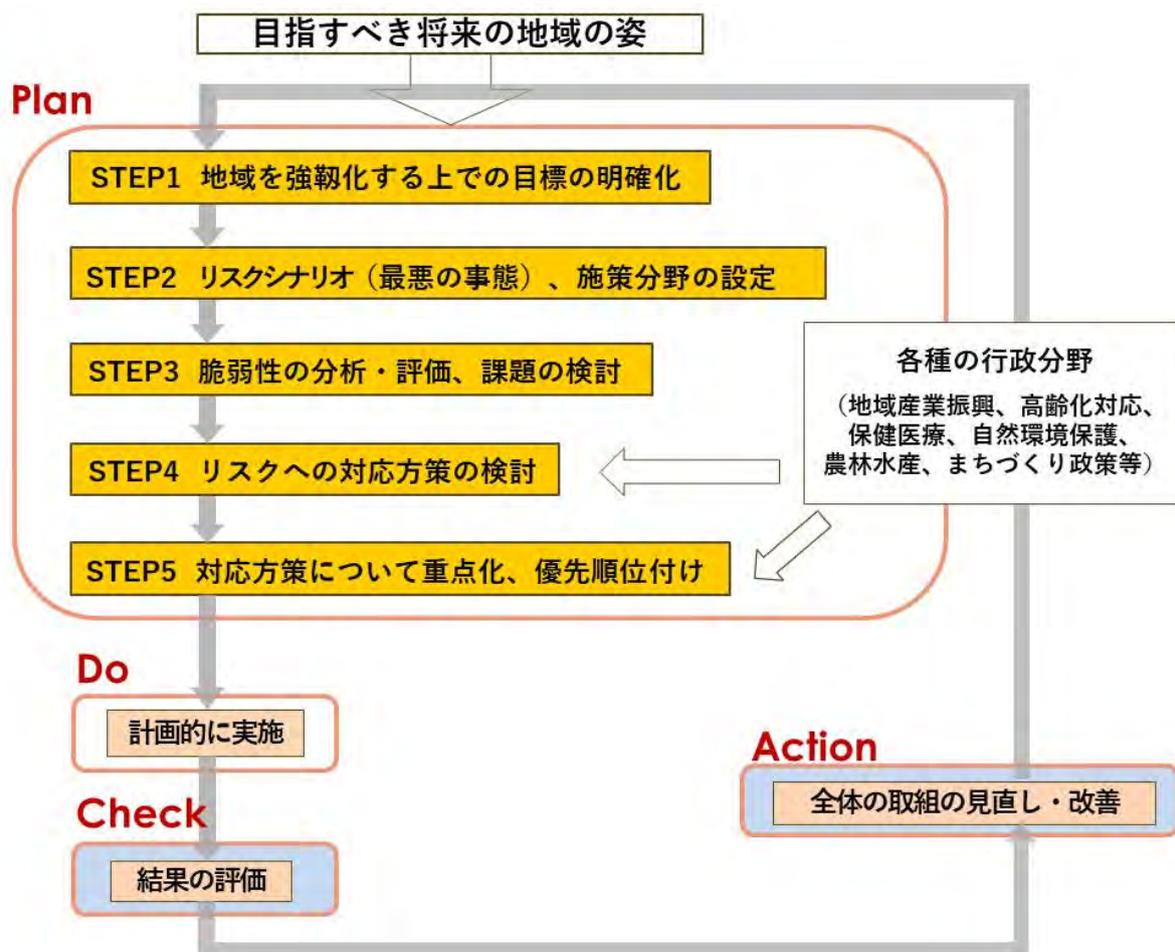
(2) 策定に向けた各プロセスの概要

本ガイドラインで示した策定に係る事務について、それぞれの検討内容、作業内容を下図のように整理しました。

本ガイドラインの項目		検討内容、作業内容
1 策定体制の構築	(1) 地方公共団体内に体制を創る (3~5 頁)	市町村の実態に応じた庁内会議を発足させるなどして団体内での策定体制を整備。 例) 庁内連絡会議、幹事会 全庁横断的な調整事項や所属する組織の意見集約等を実施。主に幹部や役職者で構成する組織。 例) ワーキンググループ 実務的視点から検討を行えるよう庁内各課の実務担当者による検討会議を設置し、より詳細な検討を実施。
	(2) 都道府県との連携 (6 頁)	計画の検討に専門的な見地等から幅広く助言を受けるため、有識者や地域の関係団体等から構成する策定委員会や有識者会議等を設置。また、新たに策定委員会等を設置するのではなく、既存の市町村防災会議を活用する場合も考えられる。 例) 策定委員会 市町村議会からの意見聴取や住民の意見などを踏まえ、専門的かつ幅広い意見等を聴取し、計画案を検討。 例) 有識者会議 学識経験者や国・都道府県の関係機関等の外部有識者により専門的見地からの意見等を聴取。 例) 市町村防災会議 市町村の地域防災に関係する、国や都道府県の関係機関、学識経験者、ライフライン事業者等の民間事業者、地域住民の代表等から幅広い意見を聴取。
	(3) 地域の強靱化を担う自団体以外の主要な主体との連携・協力 (7~9 頁)	
2 国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方	STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化 (16 頁)	①基本目標の設定 ②事前に備えるべき目標の設定 ③計画期間の設定
	STEP2 リスクシナリオ (最悪の事態)、施策分野の設定 (17~18 頁)	①自然災害の想定 ②リスクシナリオ (「起きてはならない最悪の事態」) の設定 ③施策分野の設定
	STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討 (19~23 頁)	①マトリクスの作成 (既にある施策の整理) ②脆弱性の分析・評価、課題の検討
	STEP4 リスクへの対応方策の検討 (24~30 頁)	脆弱性評価結果を基に、都道府県の対応方策との関連性を考慮して、各々のプログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、対応方策 (推進方針) として整理。
	STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け (32 頁)	地域が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、プログラム (又は施策や事業) の重点化・優先順位付けを実施。
5 その他	(2) 議会への説明等 (57 頁)	議会に対しては、地域計画に記載された施策や事業の円滑な実施を期するため、検討内容等の報告等を、適時適切に実施。

II 計画の推進と不断の見直し等

国土強靱化地域計画の推進のためには、PDCA サイクルを繰り返すことが重要です。ここでは、下図の Check・Action に当たる過程について説明します。



1. 計画の推進

地域の強靱化を着実に進めるためには、地域計画に基づく取組の推進が必要です。

(1) 推進体制の構築

地域の強靱化を効果的に推進するためには、地域計画を策定する際に構築した「策定体制」と同様に「推進体制」を構築することが必要です。

- 庁内の関係する部局が連携して、情報を共有しながら進める体制を構築したり、地域計画に定めている施策や KPI の進捗状況を定期的に首長と情報共有する機会を設けることも考えられます。年次計画（アクションプラン）を策定し、情報共有を図っている団体もあります（年次計画（アクションプラン）については後述）。
- また、I 1. (3)で述べた多様な主体や住民の代表、専門家などによる外部有識者会議の設置や定期的な意見交換の実施なども考えられます。
- 地域計画は、住民の人命の保護が最大限図られることなどを基本目標とする計画であり、自団体がそういった国土強靱化の取組を行っていることを住民に知ってもらうことも大切です。地域計画の策定後に、周知を目的として住民向けのワークショップや説明会を行っている団体、地域計画の概要版を作成し全戸配布した団体もあります。
- 自助や共助の取組を推進するために、地方公共団体と民間企業や NPO が合同で訓練を行うなどしている団体もあります。

〔参考〕策定済団体担当者の声

—関係機関と情報交換して毎年チェック—

「国土強靱化地域計画の策定段階で、県とも連携しながら意見交換会を実施しました。この意見交換会に参加してくれたのは市の防災会議の参加者で、具体的には、ガス、電気、鉄道などのインフラ関係の企業、放送関係の企業、県の担当部局、国の出先機関などでした。これらの皆さんに意見を伺いながら地域計画を策定しました。

そして策定から1年たったので、参加者の皆さんに、現状の地域計画に追加・変更して何か盛り込みたいことはないかを伺う文書を送って意見照会しました。本当は会議を開催できれば良いのでしょうか、なかなか難しいですから、今年は書面だけになりました。結果的には、まだ1年しか経っていないので特に追加する点などはあげられませんでした。しかし、こういったことを毎年実行して地域計画の内容をブラッシュアップしていきたいです。また、定期的に地域計画の内容を関係者に確認してもらう機会を設けることで、地域計画の取組についての共有もできると思います。庁内だけではなく、他の主体とも関係を続けて、一緒に地域の強靱化を進めていけると良いと思います。」

—進捗状況調査を毎年度実施—

「地域計画の進捗状況調査を毎年度実施していますが、この作業を通じて、他の計画の状況把握では見えてこない、国土強靱化についての市の総合的な状況と課題が見えてきました。」

—分野別事業の進捗状況等を毎年チェック—

「既存の個別計画等に位置付ける分野別事業や長寿命、耐震化に係る取組、また地震対策のアクションプログラムに位置付けられた事業等について、各部課における進捗状況及び今後の実施計画を毎年確認しています。庁内で統一された進行管理基準に基づき、事業の進行状況を管理することができ、統一的な検討を進めることができた点が大きな効果であったと思われます。」

—評価結果を全庁に共有—

「進捗状況を3段階（A、B、C）で評価していただき、全庁に通知することで意識の高まりや情報の共有化ができています。進捗状況がCである項目については、ヒアリングを実施することで、施策・議題の明確化を浮き彫りにしています。」

〔参考〕策定済団体の例

群馬県館林市では、「市民・事業者と共に進める館林市強靱化計画概要版リーフレット」を作成し、全戸配布しました。

みんな 市民 事業者 行政 でつくる 強くしなやかな館林市
 郷土の人を自助・共助・公助で守るまち

もしも、首都直下地震が起こったら... どうなる？

今後 30 年間に約 70% の確率で発生するとされる、首都直下地震。もし発生すると、館林市にも大きな影響を及ぼします。

停電の長期化
電力の供給が断絶し、仮復旧に時間がかかり、復旧後もほとんど使えない状態に陥ります。

燃料の不足
停電のため、ガソリンスタンドの営業時間が短縮され、燃料不足により、移動が困難になります。

大規模な延焼火災
ライフラインの復旧とともに、延焼火災が発生します。

家屋の倒壊
地震時の強い揺れによる家屋の倒壊などにより、多数の犠牲者が発生し、被害が拡大します。また、地震による被害が拡大し、二次災害が発生する可能性があります。

食料や物資の不足
停電やガソリンの不足、道路の寸断により、食料・物資の供給が滞り、食料や物資の不足が深刻化します。約 3 万世帯（約 60 万人）が影響を受けます。

断水や下水道の停止
上下水道の断水が深刻化し、衛生上の問題が生じます。また、断水によりトイレが使用できず、衛生上の問題が生じます。

衛生環境の悪化
ごみ収集の滞りなどにより、断水やトイレの停止などにより、衛生上の問題が生じます。また、断水によりトイレが使用できず、衛生上の問題が生じます。

市民 わが家の強靱化度チェック
強くしなやかな館林市をつくるためにあなたができること

できていることには○をつけましょう。できていないことには、どうすればよいかを考えてみましょう。

市民

- 1 自宅の耐震化を行っている。
- 2 所有するブロック塀の点検を行っている。
- 3 自宅の漏水の危険性をバザーブックで確認している。
- 4 自主防災組織活動や避難訓練に参加している。
- 5 食料・飲料水を最大数確保している。
- 6 必要な予防接種を受けている。
- 7 たてばやし安全安心メールや防災アプリを使っている。
- 8 煙感ブレーカー・住宅用火災警報器・消火器を設置している。
- 9 電気・水道が利用できない生活体験を定期的に行っている。
- 10 地震・水害に対応した保険・共済に加入している。

たてばやし安全安心メールで防災・緊急情報を配信しています
 館林市では、携帯電話・スマートフォン・パソコンなどに、防災や防災にかかわる情報をメールで配信するサービスを行っています。

登録: empty@anzen.city.tatebayashi-gunma.jp
 上記メールアドレスに空メールを送り、登録を行ってください。右の二次元コードからもメールアドレスを読み取れます。

大規模災害に立ち向かえる、強くしなやかなまちへ

強くしなやかな館林市をつくるためには、災害が起きたらどうなるかをイメージし、備えを怠らぬことが大切です。わが家、わが社の強靱化度チェックで、できることを確認しましょう。

再生可能エネルギーの活用
停電や断水に備え、再生可能エネルギーを活用し、災害時のエネルギーの確保を図ります。

高効率省エネの推進
省エネ機器の導入などにより、災害時のエネルギーの確保を図ります。

自宅や職場での備蓄
食料や飲料水の備蓄などを行い、災害時の生活の確保を図ります。

防災倉庫の確保
災害時の備蓄品を保管するための倉庫を確保し、災害時の生活の確保を図ります。

わたしたちはどうする？
市民生活の確保に必要な備蓄品を確保し、災害時の生活の確保を図ります。

煙感ブレーカーや火災警報器の設置
煙感ブレーカーや火災警報器を設置し、火災の発生を早期に検知し、被害の拡大を防ぎます。

防災訓練への参加
防災訓練に参加し、災害時の対応方法を学び、災害時の生活の確保を図ります。

事業者 わが社の強靱化度チェック
強くしなやかな館林市をつくるためにあなたができること

できていることには○をつけましょう。できていないことには、どうすればよいかを考えてみましょう。

事業者

- 1 事業所の耐震化を行っている。
- 2 オフィス家具の転倒防止、OA機器の固定を行っている。
- 3 事業所の漏水の危険性をバザーブックで確認している。
- 4 事業所で電気・水道が停止した際の点検を定期的に行っている。
- 5 事業所で食料・飲料水を最大数確保している。
- 6 事業所で断水トイレを備蓄している。
- 7 自家発電設備や再生可能エネルギーを導入している。
- 8 たてばやし安全安心メールや各種防災アプリを使用している。
- 9 事業継続計画 (BCP) をつくっている。
- 10 地震・水害に対応した保険・共済に加入している。

強くしなやかな館林市

市民 事業者 行政

自らの命は自らが守る主体的な行動、取組みの実践

災害時の企業にまず設備で、「命の安全確保」、「二次災害の防止」、「事業の継続」、「地域貢献・地域との共生」を十分に確保し、企業の防災力を向上

市民強靱化のための主体的な行動の支援
 要配慮者等への対応等、自助・共助で対応が困難な状態の支援・支援

行政だけでは、みなさん一人ひとりの生活を守ることができません。
 災害時にあなたの命や財産を守るのは、あなた自身です。

市民・事業者と共に進める館林市強靱化計画

災害時において市民の生命及び生活を守るとともに、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっています。そのため、国、県の意向を踏まえつつ、大規模自然災害が起きたとしても機能不全に陥らず、速やかに回復する、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えたまちづくりを推進するため「館林市強靱化計画」を策定しました。

この計画は、館林市における強靱化に関する施策を総合かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

計画の推進にあたり、皆様のご理解と御協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

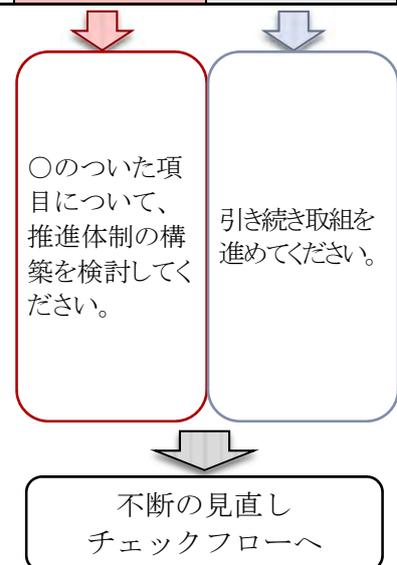
館林市長 須藤 和臣

館林市強靱化計画は、館林市ホームページで閲覧することができます。
 館林市ホームページ <http://www.city.tatebayashi-gunma.jp>

(2) Action 確認リスト（計画の推進）

これまでの地域計画の推進状況や成果等をヒアリングした結果に基づき、推進に必要なと思われるポイントを確認リストとして下記の様にまとめました。自団体が地域計画の推進に十分に取り組んでいるか、本リストを活用してチェックしてみてください。

視点		チェック項目		該当の欄に○をつけてください	
		No.	内容		
①	首長のリーダーシップについて	1	地域計画に定めている施策やKPIの進捗状況について、首長と共有できているか。	できていない	できている
		2	地域計画の推進に際して、全庁での推進体制を構築できているか。	できていない	できている
③	多様な主体の連携・協力について	3	地域計画の推進に際して、自団体以外の主要な主体（地元組織、民間事業者など）、住民、専門家などの参加を得ているか。	得ていない	得ている
		4	自団体が国土強靱化の取組を進めていることを住民に知ってもらうための積極的な活動ができているか。	できていない	できている
		5	民間企業や住民、NPOなどと協定を結んだり、合同訓練を行ったりするなどの「共助」の体制を構築できているか。	できていない	できている



(3) 計画の推進

地域の強靱化を着実に進めていくためには、地域計画に基づく取組を推進していくことが必要であり、先行して取り組んでいる地方公共団体の取組事例における具体的な展開方法、そのポイントや効果などを把握し、参考とすることは、自団体におけるより効果的な施策や事業の推進につながります。

このためここでは、先行して取り組んできた地方公共団体の事例を紹介します。

策定済団体における地域計画策定の効果：①和歌山県（平成27年9月策定）

地域計画策定により「大規模建築物の耐震化」を推進

- 本県においては、地域計画に「大規模建築物の耐震化」について記載しており、目標値を設定することで事業を推進した。
- 指標として、「耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率」と設定し、国の交付金を活用して耐震診断から設計・改修のすべてにおいて支援を行った結果、2019年度には95%の大規模建築物を耐震化することができた。

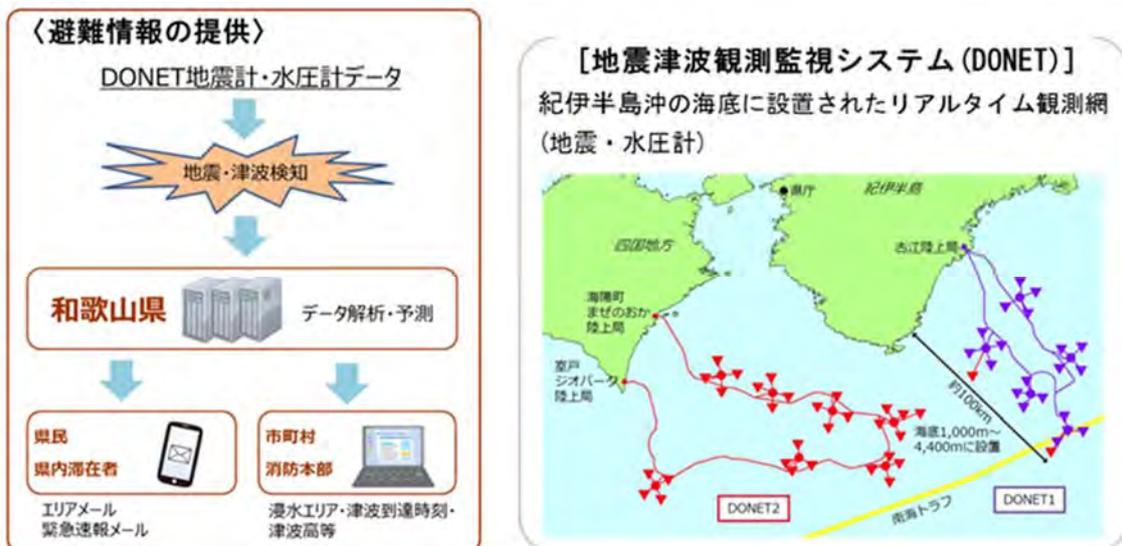
（大規模建築物の耐震化の進捗管理表）

指標	現状	目標	実施主体
耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率	0%（H26） （耐震診断完了40% 実施中50%）	95%（H32）	県 施設管理者

県独自の仕組みを構築

- 本県においては地域計画に基づき、災害発生時に迅速な避難を促すよう、以下2つの県独自の仕組みを構築した。
 1. 和歌山県津波予測システム
 2. 和歌山県防災ナビアプリ

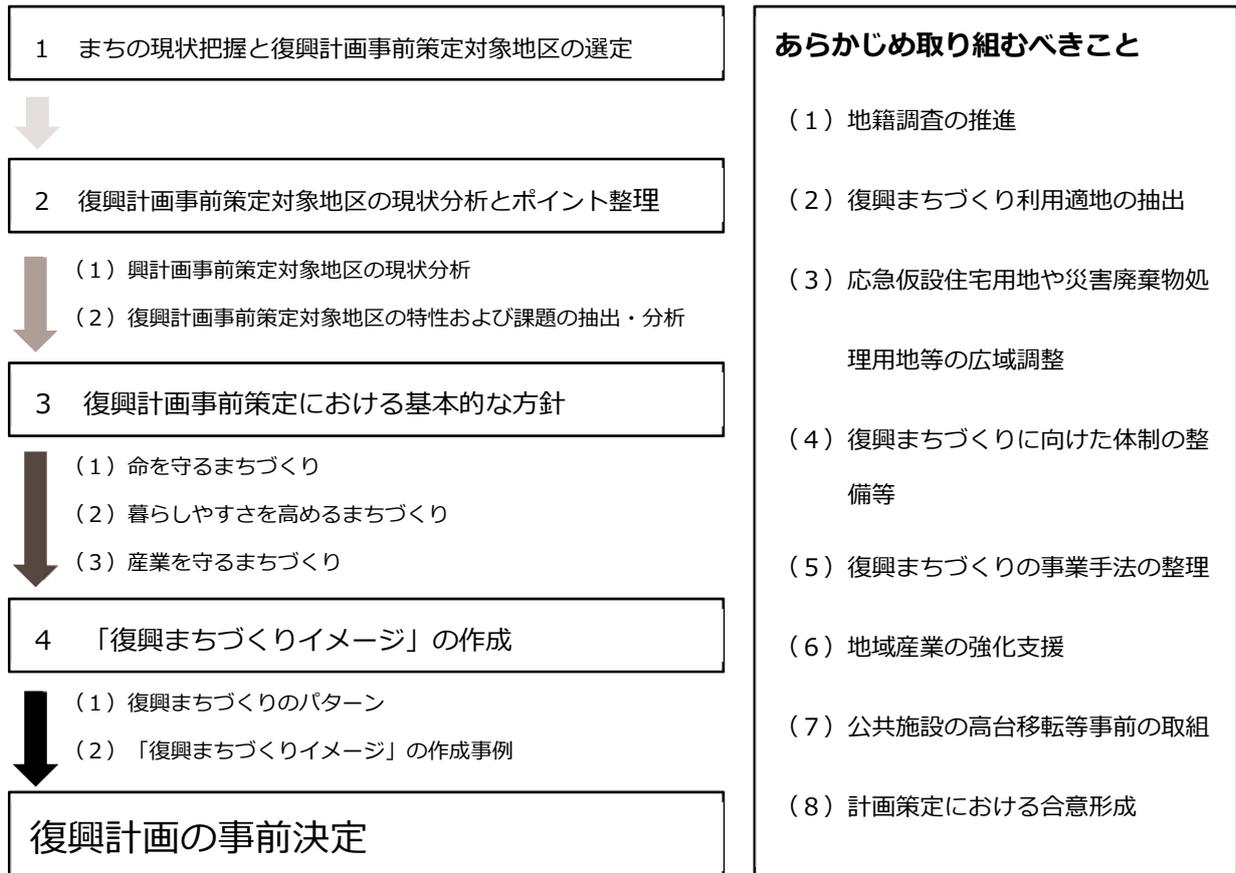
（和歌山県津波予測システムによる情報伝達）



大規模災害への事前の備えとなる「復興計画の事前策定の手引き」を作成

- 本県では、南海トラフ地震等の大規模災害が想定される中、復興の遅れが県民の再建気力の喪失や、地域経済の停滞による地域活力の喪失に繋がるおそれがあるため、迅速な復興を可能とするよう「復興計画事前策定の手引き」を作成した。
- この手引きに基づき、市町村による計画策定の支援を行っている。

(復興計画事前策定の手順)



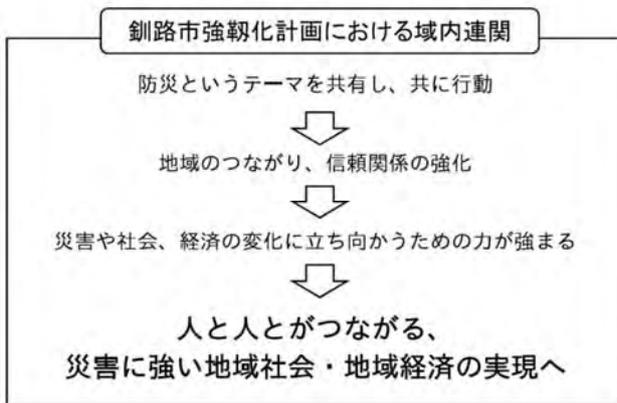
市町村の避難勧告等の発令基準の見直しを行った

- 本県は、最大の危機として南海トラフ巨大地震を想定しており、また、近年台風や集中豪雨等により、河川の氾濫等による市街地等の浸水リスクが高まっているが、土砂災害危険箇所が 18,487 箇所（全国 6 位）と多い。
- 本県においては、住民の早期避難を促すため、「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」に基づく市町村の避難勧告等の発令基準の見直しを一層促進し、平成 27 年度に全市町村の見直しが完了した。その後も随時見直しを行っている。

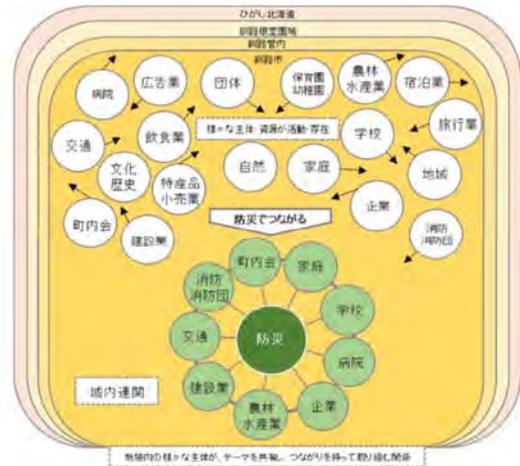
市の最上位の指針「釧路市まちづくり基本構想」と整合を図り計画を策定

- 「釧路市まちづくり基本構想」では、地域内のさまざまな主体がテーマを共有し、それぞれの強みや地域資源を生かしながら付加価値の創造や地域課題の解決に向けて行動する考え方である「域内連関」を基本構想の中心となる理念としている。
- 本市の国土強靱化地域計画は、基本構想のもとで、釧路市地域防災計画との役割分担を図りながら、国土強靱化に係る個別計画の指針として策定し、自然災害リスクに対する地域社会の強靱化を行う計画として位置付けることとした。
- また、防災というテーマのもと、地域コミュニティ活動や地域防災活動など日常的な活動の中からつながりや信頼関係を築くことで「人と人がつながる、災害に強い地域社会・地域経済の実現」を目指し、基本構想で示されている「域内連関」の取組を地域計画においても進めている。地域計画の施策プログラムを推進するため、「①地域コミュニティの醸成」、「②地域コミュニティの防災力向上」を重点化施策に位置付けた。

(釧路市強靱化計画における域内連関)



(域内連関のイメージ図)



域内連関の取組を進める施策

- 地域計画において、基本構想で定めた「域内連関」の理念を重点化施策として明確に位置付けることで、防災分野のみならず、自立的な発展と信頼でつながる地域社会の構築を目指している。これにより、基本構想で掲げるまちづくりの方向性と絶えず連携を図りながら、地域計画で定めた施策の着実な推進と、目指すべきまちづくりの理念の実現につながっている。

(主な重点化施策)

地域コミュニティの醸成	釧路市連合町内会と釧路市との連携基本協定、釧路市における町内会への加入促進に関する協定、子どもたちの健全育成のための域校連携共同宣言
地域コミュニティの防災力向上	避難行動要支援者対策、災害時における福祉的支援、地域防災活動の推進、消防団の活動体制の強化、防災教育の推進

策定済団体における地域計画策定の効果：③北海道岩見沢市（令和元年5月策定）

新たに4事業を開始

- 岩見沢市強靱化計画の策定に伴い、新たに以下の4つの取組を事業化した。
 1. 民間住宅に係る耐震改修等の助成制度を拡充し、ブロック塀等の耐震診断、耐震改修（除却・新設・改修）を助成対象に追加
 2. 災害現場の「見える化」に向けた資機材の計画的な整備
 3. 災害時の機動力や電源の確保対策として、公用自動車に電気自動車等を導入
 4. 指定避難所における非常用電源設備の整備や、地域の会館等への発電機等の配備

新たに事業化した事例の背景・経緯

- 策定当初の構想には上記3,4の電源対策に関する取組は含まれていなかったが、策定を進めている期間に発生した「北海道胆振東部地震」での経験を踏まえ、追加することとした。
- また、地域計画では、「大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を踏まえた対策」、「北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生への教訓を踏まえた対策」、「災害の現場の「見える化」の実現」などを明記し、新規事業の実施に向けた根拠とした。

新たに発生した災害等の教訓を踏まえ、脆弱性の評価（施策の現状分析・評価等）を行うことにより、本市における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で意義のあるプロセスとなった。

実現した取組

- 事業化した災害現場の「見える化」については、令和元年度に無人航空機（ドローン）を2台導入、災害時の機動力や電源の確保対策については、令和元年度にプラグインハイブリッド自動車（PHEV）を1台導入、令和元年度に拠点となる避難所のうち3施設に非常用電源設備を整備するとともに、非常用電源設備の整備等については、避難所のうち9施設にポータブル発電機を配備、町会等には86台のポータブル発電機を貸与した。

今後の予定

- 令和3年1月供用開始に向けて、文化交流施設の建設工事を進めており、同施設の完成により拠点となる避難所すべての電源対策を完了する。

策定済団体における地域計画策定の効果：④青森県むつ市（平成27年12月策定）

地域計画策定において「市民満足度調査」の分析から優先施策の4分野を抽出

- むつ市では、平成27年12月に「むつ市国土強靱化地域計画 ～孤立化を防ぎ犠牲者ゼロを目指す～」を策定した。施策分野の設定にあたり青森県と合同ワーキングにより検証を行い、「市民満足度調査(平成26年度実施)」において要望の高かった分野に視点を置き、優先順位の高い以下の4分野を施策分野として位置付けた。
 1. 主要幹線道路ネットワークの健全化「交通・物流」分野
 2. 防災公共の推進(避難所の機能確保)
 3. 新体育館、むつ総合病院耐震化構想
 4. リスクコミュニケーション
- これらの4分野については、ハード事業とソフト対策のベストミックスによる優先的かつ着実な事業の推進を図ることとした。

ハード事業とソフト対策を組み合わせた国土強靱化の推進

- 平成27年6月のむつ市総合体育館の用途廃止を受け、防災機能の強化、地域戦略による地域振興を図るため、以下の構想の下、新体育館の早期建設を平成30年より進めているが、同構想の策定には、地域計画策定時に行った救援物資集積所及び救護所に関する「脆弱性評価」における二次集積所機能を有する既存施設の欠如、被災者を受け入れる救護所スペースの確保が必要であるとの結果が活かされている。
 1. 救援物資の二次集積所及び救護所等の防災機能を有する施設
 2. 子供、高齢者、障がい者など多くの市民が利用できる施設（競技スポーツ拠点、健康づくりの拠点）
 3. 教育の向上に繋がる施策（むつ市の将来を担う子供たちのための施策）

(救援物資集積所及び救護所の「脆弱性評価」と具体施策の進め方)



策定済団体における地域計画策定の効果：⑤山梨県道志村（平成29年3月策定）

脆弱性評価等の策定プロセスにおいてハード・ソフト両面での課題を抽出

- 脆弱性評価のプロセスにおいて、防災・減災にかかる取組の状況などの調査を行い、課題の分析・評価を実施した。ハード・ソフト両面での施策を検証し、優先的に取り組む施策抽出も行った。
- これらの脆弱性評価の結果として、災害協定や防災備蓄などのソフト対策、非常用発電装置などのハード対策の整備の検討を進めることとなった。

KPI の設定による効果

- 推進方針の検討の際には、それぞれの目標に対して KPI を設定した。その中で、災害協定の締結数や防災備蓄品の状況、避難所機能の状況などの現況を取りまとめた。災害協定については、策定当時は締結数が 12 件だったが、その後毎年 1 件ずつのペースで協定の締結数を増やしている。
- 非常用発電機については、設置台数から連続稼働時間などを把握することで、避難所機能の確保に関する課題を見出すことが可能となった。
- KPI を設定することにより、目標達成のために何をどうしなければいけないのかを明確にでき、KPI の実現に向けて、具体的な成果も得られている。

地域計画に取組を明記

- 火山噴火は風水害に比べ頻繁には発生しないものの、一旦発生すれば多くの人命被害に結びつくことが想定され、かつ社会的影響も非常に大きい。富士河口湖町は富士山噴火による被害が想定される地域であり、溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火砕泥流、噴石、降灰、降灰後の降雨による土石流等の現象が想定されている。
- 噴火の対策については、該当エリアが広く、単独市町村で実施できるものではないため国・県・市町村が連携していく必要があった。
- そのため、本町の国土強靱化地域計画に国への要望の実施を明記することとした。

（富士河口湖町国土強靱化地域計画）

脆弱性評価結果	富士北麓地域7市町村により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会を設立しています。今後は、「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、山梨県側の国直轄化、事業実施、実践的な支援体制の構築等について、関係市町村、県とともに国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要があります。
推進方針	本町も参画する富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会として、富士砂防事務所、静岡県及び山梨県による「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、富士山火山対策の国直轄化について、国に要望を行います。

地域計画での取組の記載が国の事業実施につながる

- 富士山火山噴火対策のための砂防事業の国（国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所）による実施についてはこれまでも要望してきたところ、地域計画に記載し事業の重要性を明記したことが、国による事業実施を決定する際の検討要素の一つとなった。

地域計画に記載した取組の実現

- 本事業を国が取り組むことになり、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ソフト対策とハード対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）することを目指している。
- また、平成30年3月に富士砂防事務所、静岡県及び山梨県によって「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」が改定された。

策定済団体における地域計画策定の効果：⑦京都府京都市（平成30年3月策定）

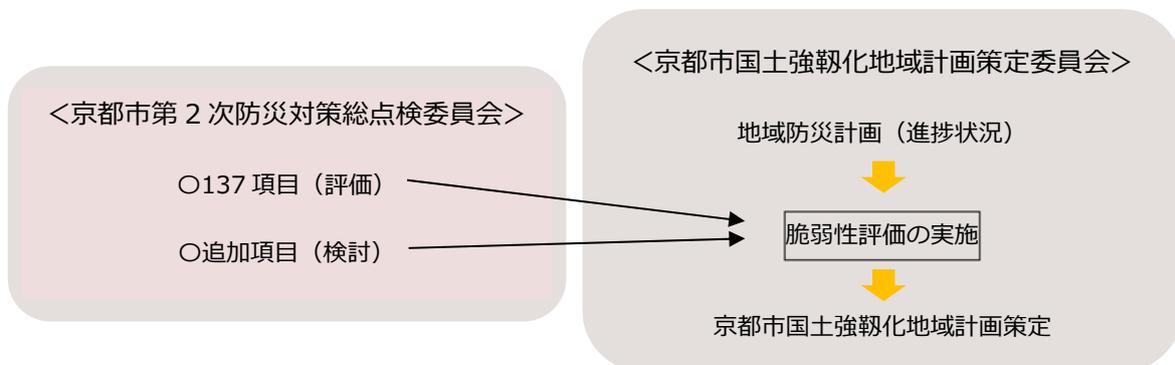
地域計画策定と防災対策の総点検を同一委員で同時開催

- 本市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災計画の弱点を洗い出したうえで、より一層の防災対策の充実強化を図るため、平成23年度に「京都市防災対策総点検委員会」を設置し、同委員会から受けた137項目について取組を進めた。
- 平成29年度には、法令改正への対応や熊本地震等から見えてきた新たな課題への対応が必要となったことから、「京都市第2次防災対策総点検委員会」（以下「総点検委員会」）を設置し、137項目の進捗評価と新たな課題への対応等の検討を行った。
- また、「京都市国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」）を策定するに当たり、平成29年度に「京都市国土強靱化地域計画策定委員会」（以下「地域委員会」）を設置して検討したが、総点検委員会と同一委員で同時開催の形で行った。
- 第2次防災対策総点検の実施と地域計画を同時に行ったことで、災害に強いまちづくりの実現に向けた取組のより一層の推進を図ることができた。

地域防災計画と連動した脆弱性評価を実施

- 本市では、「京都市地域防災計画」（以下「防災計画」）に基づいて防災対策を実施しており、地域計画策定にあたり上記のとおり2つの委員会を同一委員で構成することで、防災計画の項目と照らし合わせることが容易となり、効率的に脆弱性評価を行った。
- これにより、地域計画は、防災計画や第2次防災対策総点検等の本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として明確に位置付けられるようになった。

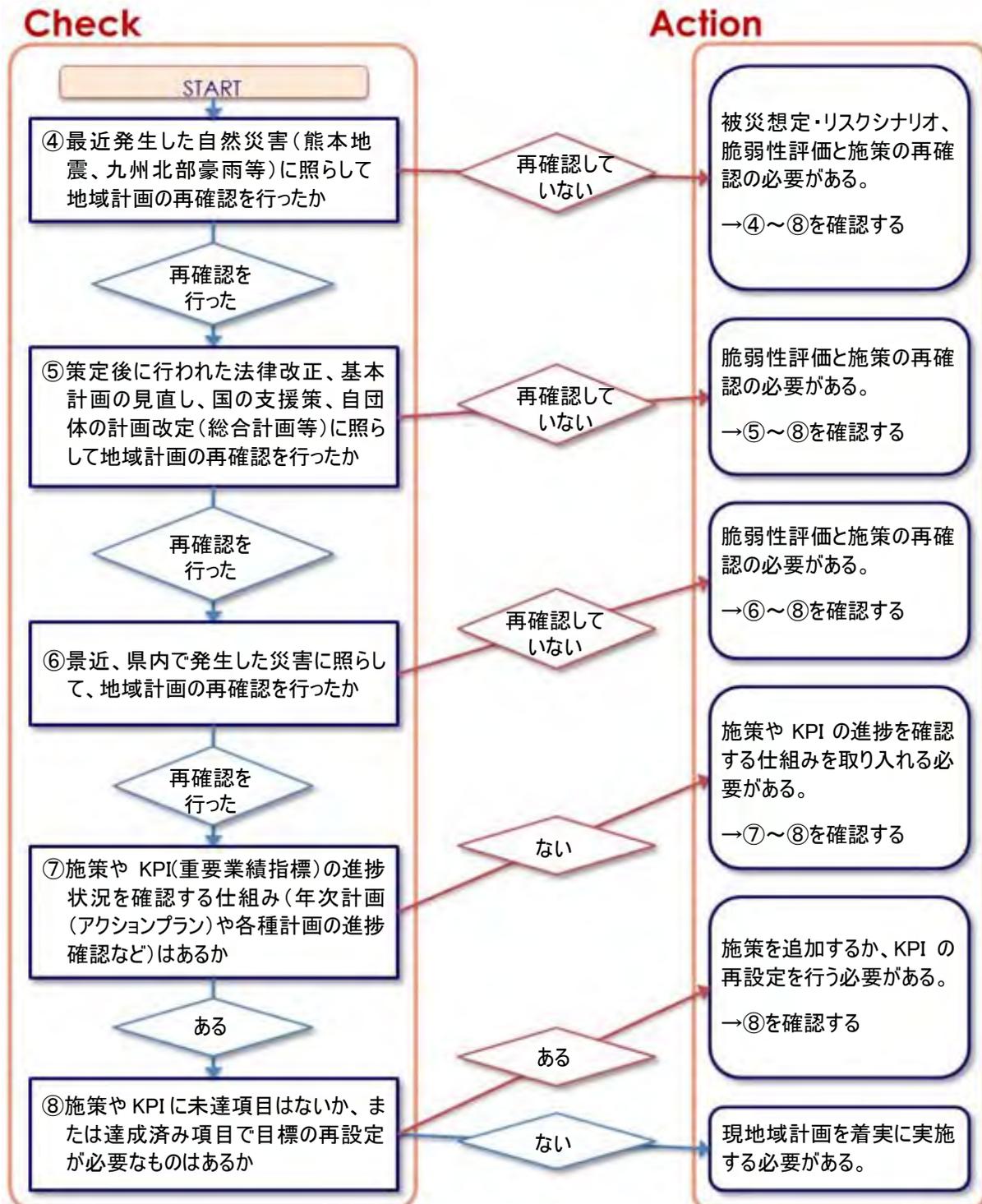
（地域委員会と総点検委員会の相互関連）



2. 不断の見直し

地域計画は不断の見直しを行うことが必要です。ここでは、見直しの際に必要なポイントについて説明します。

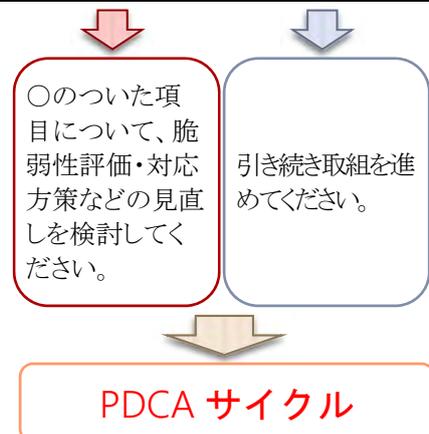
まずは下記のチェックフローに沿って、毎年度自団体の現状を確認してください。Action で確認するリストは次頁にあります。



(1) Action 確認リスト（不断の見直し）

視点		チェック項目		該当の欄に○をつけてください	
		No.	内容		
④	最近発生した大規模自然災害について	6	全国で発生した災害と同様の災害が自団体に起こる可能性があるか、あるとして地域計画で想定しているか。 ・令和元年山形県沖を震源とする地震 ・平成30年北海道胆振東部地震 ・平成30年大阪府北部を震源とする地震 ・令和元年東日本台風 ・令和元年房総半島台風 ・令和元年8月の前線に伴う大雨 など	可能性はあるが、想定していない	可能性はない、又は想定している
			⑤	策定後の知見について	7
⑥	県内で発生した自然災害について	8	計画策定後に県内で発生した自然災害は、現地域計画で想定している想定災害に含まれていたか。	含まれていなかった	含まれていた
		9	計画策定後に県内で発生した自然災害による被害について、現地域計画で想定している「最悪の事態」に含まれていたか。	含まれていなかった	含まれていた
⑦	進捗の確認について	10	施策やKPIの進捗を確認するための仕組みを構築してあるか。 ・年次計画（アクションプラン）の作成 ・各種計画の進捗の共有 など	構築していない	構築してある
⑧	施策やKPIについて	11	施策やKPIで設定した目標値を達成したものについて、目標値を上方修正したり、新たな施策・KPIを設定したりする必要はないか。	必要がある	必要はない
		12	施策やKPIの目標値が達成できていないものは、施策の追加等の見直しを行う必要はないか。	必要がある	必要はない

※本表の視点・チェック項目は64頁の表の続きである



【視点④のチェックのための参考】

地域計画策定後に発生した大規模自然災害を参考に地域計画を見直すことが考えられます。同様の災害が自地域で発生した場合の対応、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定、脆弱性の評価や対応方策について検討します。

地震	令和元年山形県沖を震源とする地震	最大震度6強を観測し、住宅の屋根瓦が落下する被害や観光需要の落ち込み、各種公共土木施設の被害等が確認された。重軽傷者43名、家屋の半壊等1,654棟の被害が発生した。
	平成30年北海道胆振東部地震	厚真町では強振動による丘陵地での土砂崩れが多発し、36人が犠牲になった。また、地盤の液状化による噴砂、陥没などが多数発生し、甚大な被害をもたらした。さらに、北海道全域の電力供給が全てとまるブラックアウトが発生した。
	平成30年大阪府北部を震源とする地震	朝の通勤ラッシュ時に発生し、出勤困難に加え、交通網の回復が遅れて、帰宅の足に大きな影響が出た。また、ライフラインの脆弱性、ブロック塀の倒壊、エレベーターの閉じ込めなど、都市型災害の課題が顕在化した。
	平成28年熊本地震	一部の市町村庁舎で損壊等が発生し、仮設庁舎等に役場機能を移転。また、震災関連死が地震の直接的な影響による死者数を上回った。
	平成23年東日本大震災（災害関連死）	18,000人を超える死者・行方不明者に加え、震災関連死が3,700人を超えた。そのうち約9割が高齢者、約半数が発災後3カ月以内に亡くなっている。
風水害・土砂災害	令和元年東日本台風	広い範囲で記録的な大雨となり、関東・東北地方を中心に計142箇所ですべて堤防が決壊するなど、河川が氾濫し、国管理河川だけでも約25,000haが浸水した。宮城県、岩手県、神奈川県、福島県等の20都県で土砂災害が発生した。
	令和元年房総半島台風	9月9日に千葉市付近に上陸し、関東の一部では観測史上1位の最大風速、最大瞬間風速観測。重軽傷者150名、家屋の全半壊等約77,000棟の被害が発生した。千葉県を中心として最大約934,900戸（9月9日時点）の停電が発生し、解消に時間を要した。また、高波により護岸が倒壊し、工業団地内に大規模浸水が発生し、背後の事業所に甚大な被害が発生した。
	令和元年8月の前線に伴う大雨	佐賀県、福岡県、長崎県では、8月の降水量の平年値の2倍を超えるなど、記録的な大雨となり、大雨特別警報も発表された。死者4名、重軽傷者2名、家屋の全半壊等1,031棟、家屋浸水5,656棟の被害

		発生。佐賀県大町町では、大量の油（約 11 万ℓ）が住宅地や農地に流出した。
	平成 30 年台風第 21 号	強風による高波やタンカーの連絡橋への衝突などにより神戸港等の浸水被害や関西国際空港が孤立する被害が発生した。また、多くの電柱が倒れて、広域停電が発生した。
	平成 30 年 7 月豪雨	大雨特別警報が 1 府 10 県に発表されるなど西日本から東海地方を中心に広範囲で記録的な大雨となり、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が多数発生した。死者・行方不明者数が 200 名を超えた。
	平成 29 年九州北部豪雨	線状降水帯の影響により、多数の河川の氾濫や土砂災害が発生。一部の地域では河川氾濫前の避難勧告等が間に合わなかった。
	平成 28 年台風第 10 号（岩手県）	河川の氾濫により、要配慮者利用施設が浸水。避難勧告等が間に合わない地域があった。
	平成 28 年北海道豪雨災害	8 月に複数の台風が北海道に上陸・接近し、河川の氾濫や土砂災害が発生。また、北海道を中心に多額の農業被害が生じた。
	平成 27 年関東・東北豪雨 （長時間の浸水）	避難の遅れ等により、多くの住民が取り残された。広範な市街地で長時間排水できない被害が生じた。隣接市の避難場所の一部を開放した。
	平成 26 年広島土砂災害	線状降水帯の影響により、多数の土砂災害が発生。避難勧告等が間に合わなかった地域があった。
風 害（火災）	平成 28 年糸魚川大規模火災	強風により火災が同時多発的に発生し、広範囲の市街地が焼失。市街地中心部の機能が失われた。
雪害	平成 30 年 2 月大雪	福井県等で記録的な大雪により、高速道路や幹線道路等で通行止め等の交通障害が発生。
火山	平成 26 年御嶽山噴火	予測困難な突然の水蒸気噴火により多数の死者を出す事態となった。

※各災害の詳細については資料編Ⅲを参照。

【視点⑤のチェックのための参考】

地域計画策定後に法律改正や被災想定の変更があった場合には地域計画を見直すことが考えられますので、内容を確認する必要があります。

- 南海トラフ地震の長期評価に基づく、津波の地域ごとの発生確率の公表
…政府の地震調査委員会は、将来発生する可能性がある津波の地域ごとの発生確率を公表した。今後 30 年以内に南海トラフ沿いで大地震が発生した場合、海岸の津波の高さ（津波高）が「非常に高い」確率（26%以上）の地域が、10 都県 71 市区町村となった。
- 令和元年中企業強靱化法の施行
…中小企業・小規模事業者の事業継続に大きな影響を及ぼす大規模な自然災害が頻発したことを背景に、中小企業が策定する防災・減災に係る取組を事業継続力強化計画等として認定をし、認定事業者に対して低利融資や税制などの支援を行う制度を定めた。
- 平成 30 年国土強靱化基本計画の見直し
…平成 26 年 6 月に策定された「国土強靱化基本計画」に沿って、政府は国土強靱化の取組を推進してきたが、平成 30 年度は策定から約 5 年が経過することに鑑み、社会情勢の変化や策定以降の災害から得られた教訓、施策の進捗状況などを踏まえ、平成 30 年 12 月に「国土強靱化基本計画」の見直しを行った（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）。
（参考：内閣官房ホームページ
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html）
- 平成 30 年道路法改正
…平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設した。
（参考：国土交通省ホームページ
https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001158.html）
- 平成 31 年日本海溝沿いの地震活動の長期評価の改定
…青森県東方沖から房総沖にかけての日本海溝沿いの海域で、今後 30 年間にマグニチュード（M）7.0～7.5 程度の大地震が起きる恐れが高いとの予測を公表した。
（参考：地震調査研究推進本部ホームページ
https://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/subduction_fault/）
- 「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始
…中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。その後、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に新たな防災対応が定められた令和元年 5 月 31 日より、「南海トラフ地震に関連する情報」は、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。

(参考：気象庁ホームページ)

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/forecastability.html>)

- 平成 29 年港湾法改正

…熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じたことから、非常災害が発生した場合において、港湾管理者からの要請に基づき、国土交通大臣が港湾施設の管理を行うことができる制度を創設した。

(参考：国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000183.html)

- 平成 29 年水防法改正

…平成 27 年関東・東北豪雨や平成 28 年台風 10 号等で逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生したことから、「逃げ遅れゼロ」実現と「社会経済被害の最小化」を目指す。

(参考：国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html)

- 平成 29 年土砂災害防止法改正

…水防法等の改正と合わせて土砂災害防止法を改正し、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務付けた。

(参考：国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html)

- 平成 29 年千島海溝沿いの地震活動の長期評価の改定

…北海道東岸沖にある千島海溝で想定される海溝型地震について、巨大地震発生の可能性と規模が拡大された。

(参考：地震調査研究推進本部ホームページ)

http://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/subduction_fault/)

- 国の交付金・補助金

…地域計画に基づく取組の推進に向け、国が関係府省庁による支援をとりまとめている。毎年度予算により内容が異なるので、政府予算案決定時や予算決定時に確認する必要がある。

(参考：「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対する関係府省庁の支援について」資料編Ⅳ資料 9)

【視点⑥のチェックのための参考】

全国的に影響する大規模自然災害でなくても、地域として課題が見つかるような災害があった場合は、被災想定やリスクシナリオを見直すことも考えられます。

【視点⑦のチェックのための参考】

国と同様に、年次計画（アクションプラン）を策定する方法も考えられます。詳細は後述の「(2) 年次計画（アクションプラン）等の策定」を参照してください。

〔参考〕策定済団体の例（地域計画の見直しについて）

● 北海道の例

北海道では、平成 27 年 3 月に策定した「北海道強靱化計画」が、令和元年度に推進期間（概ね 5 年）の最終年度を迎え、また、国において平成 30 年 12 月に「国土強靱化基本計画」の見直しが行われたことから地域計画の改定を行った。改定にあたって、これまでの取組結果の反映、計画策定後に発生した自然災害で得られた知見の反映等を行うことにより、強靱化施策のさらなる推進を図ることとしている。

改定計画の特徴										
施策推進の手段である推進事業の掲載	<p>○施策プログラム一覧に、施策推進の手段である「推進事業」※をリスクシナリオ別に掲載した。（併せて、別表の「推進事業一覧」に、各事業の事業概要とともに、対応するリスクシナリオ番号を掲載）</p> <p>※推進事業：施策に関連する具体的な事業を指す。施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るものである。</p>									
地域の実情や特性に応じた施策展開の掲載	<p>○広大な北海道の強靱化に向けて、道内各地域の特性に応じた取組を推進するため、北海道総合計画に基づく 6 つの地域ごとに「主な自然災害リスク」、「地域特性等」、「主な施策の展開方向」を掲載した。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>主な自然災害リスク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該地域における特徴的なリスクについて、主な災害事象（地震・津波、火山噴火、豪雨・暴風雨）ごとに掲載。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地域特性等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強靱化の観点である北海道の強み（食料供給力、エネルギーポテンシャル）や交通ネットワーク等から、特に留意すべき特性や課題を掲載。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>主な施策の展開方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記の「主な自然災害リスク」「地域特性」を踏まえ、特に留意すべき施策の具体的な方向性を 3 つの施策分野※ごとに掲載。</td> </tr> <tr> <td>※自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策分野</td> </tr> <tr> <td>国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策分野</td> </tr> <tr> <td>北海道の強靱化、全国の強靱化を支える交通ネットワークを整備するための施策分野</td> </tr> </tbody> </table>	主な自然災害リスク	当該地域における特徴的なリスクについて、主な災害事象（地震・津波、火山噴火、豪雨・暴風雨）ごとに掲載。	地域特性等	強靱化の観点である北海道の強み（食料供給力、エネルギーポテンシャル）や交通ネットワーク等から、特に留意すべき特性や課題を掲載。	主な施策の展開方向	上記の「主な自然災害リスク」「地域特性」を踏まえ、特に留意すべき施策の具体的な方向性を 3 つの施策分野※ごとに掲載。	※自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策分野	国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策分野	北海道の強靱化、全国の強靱化を支える交通ネットワークを整備するための施策分野
主な自然災害リスク										
当該地域における特徴的なリスクについて、主な災害事象（地震・津波、火山噴火、豪雨・暴風雨）ごとに掲載。										
地域特性等										
強靱化の観点である北海道の強み（食料供給力、エネルギーポテンシャル）や交通ネットワーク等から、特に留意すべき特性や課題を掲載。										
主な施策の展開方向										
上記の「主な自然災害リスク」「地域特性」を踏まえ、特に留意すべき施策の具体的な方向性を 3 つの施策分野※ごとに掲載。										
※自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策分野										
国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策分野										
北海道の強靱化、全国の強靱化を支える交通ネットワークを整備するための施策分野										
サブタイトル（副題）の挿入（表紙）	<p>○北海道強靱化計画は、「道民の生命と財産を守るための防災・減災対策を推進する」という役割と、『北海道バックアップ拠点構想』の理念を引き継ぎ、「道外の大規模自然災害に対し、北海道がその強みを活かしたバックアップ機能を発揮し、国全体の強靱化に貢献する」という 2 つの役割を担うことを広く道内外に発信するため、サブタイトル（副題）「道民の安全・安心を守り、国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能を発揮するために」を設定した。</p>									
SDGs の達成に向けた施策の推進	<p>○北海道強靱化の取組が SDGs の取組に資するものである旨を、関連する SDGs のロゴマークとともに明記した。</p>									

● 札幌市の例

札幌市では、北海道胆振東部地震の教訓等を踏まえ、平成 28 年 1 月に策定した計画を令和元年 12 月に改定しました。ブラックアウトというこれまでに経験したことのない状況が発生したこと等から、災害に強いまちづくりへの社会的要請に応えるために、当初は 5 年計画としていたものを 1 年前倒して改定しました。

また、改定後の計画では、強靱化の取組を温暖化対策や経済成長などにもつなげ、将来世代が安心して暮らせる社会づくりに向けて、「SDGs」の視点を持って取り組むこととしています。

主な見直し内容																									
基本目標の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道胆振東部地震の被災を踏まえ、「迅速な復旧復興」を果たすための事前の備えに取り組む姿勢を明確化 ○災害に強いまちづくりを進めることにより人や企業、投資を呼び込むことで「経済の成長」を目指すことを記載 ○強靱化施策の実施においては、平時にも効果を発揮し、同時に様々な社会課題の解決につなげるという考えに基づき「SDGs の視点を踏まえた社会課題解決への寄与」を目標に追加 																								
リスクシナリオの見直しと脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道胆振東部地震で明らかとなった課題や国土強靱化基本計画の改定を踏まえ、リスクシナリオの見直しを実施し、以下を追加 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 旅行者を含む大量の帰宅困難者の発生 ➢ 避難所の開設・運営の不備による避難所環境の悪化 ➢ 市民・地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大 ➢ 災害対応体制整備の不備による被災者支援の遅れ ➢ 貴重な文化財や観光資源の喪失 </td> </tr> </table> ○脆弱性評価においては、これまでの計画で位置付けた施策プログラム、推進事業を振り返り、進捗状況や課題を分析するとともに、北海道胆振東部地震の経験を踏まえて評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 旅行者を含む大量の帰宅困難者の発生 ➢ 避難所の開設・運営の不備による避難所環境の悪化 ➢ 市民・地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大 ➢ 災害対応体制整備の不備による被災者支援の遅れ ➢ 貴重な文化財や観光資源の喪失 																							
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 旅行者を含む大量の帰宅困難者の発生 ➢ 避難所の開設・運営の不備による避難所環境の悪化 ➢ 市民・地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大 ➢ 災害対応体制整備の不備による被災者支援の遅れ ➢ 貴重な文化財や観光資源の喪失 																									
重点方針の設定	<ul style="list-style-type: none"> ○改定後の計画では、北海道胆振東部地震の教訓を活かして取組を推進するため、大規模停電対策、インフラの強靱化等の 3 つの「重点方針」を掲げた。 <p>(札幌市強靱化計画における重点方針)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">重点方針 1 大規模停電対策</td> </tr> <tr> <td>取組①</td> <td>都心におけるエネルギー供給環境の強化</td> </tr> <tr> <td>取組②</td> <td>多様なエネルギー源の活用</td> </tr> <tr> <td>取組③</td> <td>市有施設等の非常用電源の整備</td> </tr> <tr> <td>取組④</td> <td>確実な廃棄物処理体制の構築</td> </tr> <tr> <td colspan="2">重点方針 2 建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策</td> </tr> <tr> <td>取組①</td> <td>建築物の強靱化</td> </tr> <tr> <td>取組②</td> <td>インフラの強靱化</td> </tr> <tr> <td>取組③</td> <td>大規模盛土造成地の安全性評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2">重点方針 3 市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり</td> </tr> <tr> <td>取組①</td> <td>避難場所機能の強化</td> </tr> <tr> <td>取組②</td> <td>市民や観光客等への情報発信の強化</td> </tr> </table>	重点方針 1 大規模停電対策		取組①	都心におけるエネルギー供給環境の強化	取組②	多様なエネルギー源の活用	取組③	市有施設等の非常用電源の整備	取組④	確実な廃棄物処理体制の構築	重点方針 2 建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策		取組①	建築物の強靱化	取組②	インフラの強靱化	取組③	大規模盛土造成地の安全性評価	重点方針 3 市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり		取組①	避難場所機能の強化	取組②	市民や観光客等への情報発信の強化
重点方針 1 大規模停電対策																									
取組①	都心におけるエネルギー供給環境の強化																								
取組②	多様なエネルギー源の活用																								
取組③	市有施設等の非常用電源の整備																								
取組④	確実な廃棄物処理体制の構築																								
重点方針 2 建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策																									
取組①	建築物の強靱化																								
取組②	インフラの強靱化																								
取組③	大規模盛土造成地の安全性評価																								
重点方針 3 市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり																									
取組①	避難場所機能の強化																								
取組②	市民や観光客等への情報発信の強化																								

● 鳥取県の例

鳥取県は、平成 28 年 3 月に「鳥取県国土強靱化地域計画」を策定し、概ね 5 年（2015-2020）を計画期間として強靱化に資する施策を推進しています。平成 30 年度は、中間評価として個別施策毎の重要業績指標の進捗状況を評価するとともに、計画策定後に発生した鳥取県中部地震や平成 30 年 7 月豪雨等により明らかとなった新たな課題を加え、より実効性のある計画に見直すこととしました。

計画の見直し方針

- 強靱化関連施策の中間評価結果を反映
- 当初計画策定後に発生した大規模自然災害に対する脆弱性評価を行い、必要な追加施策等を検討
- 「平成 30 年 7 月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会」の提言を反映

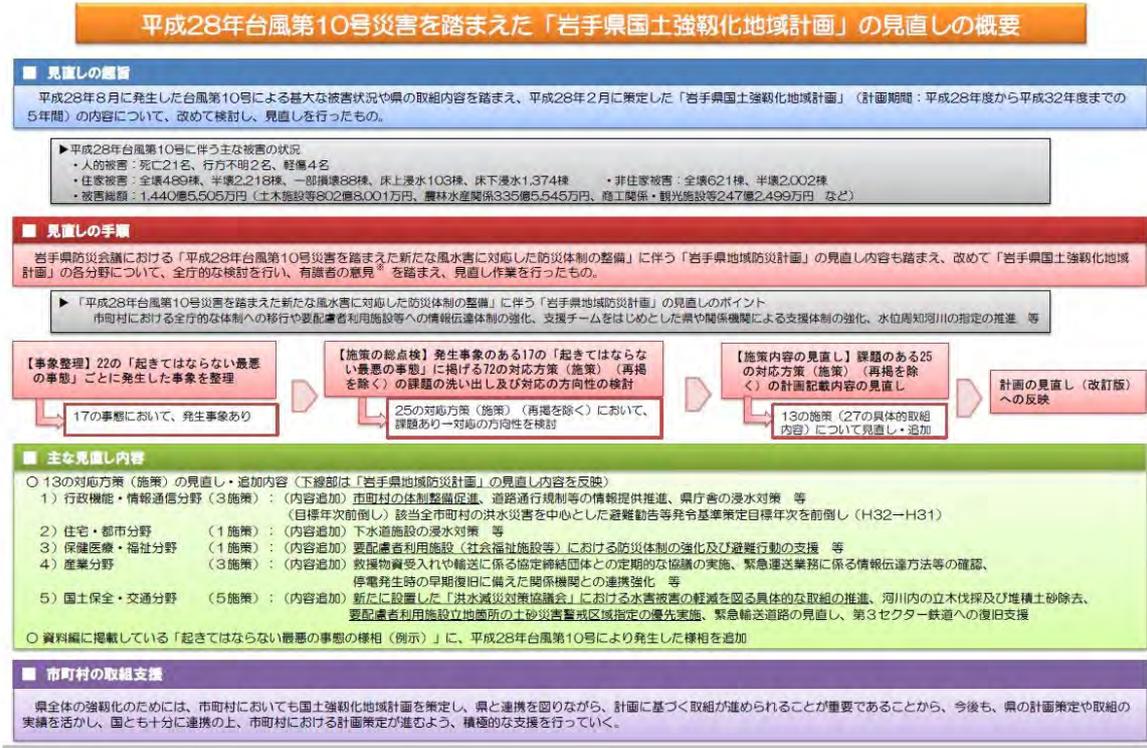
主な見直し内容

想定する大規模自然災害の追加	<ul style="list-style-type: none"> ○当初計画策定後に発生した次の大規模自然災害を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年熊本地震 ・平成 28 年鳥取県中部地震 ・平成 28 年台風 10 号豪雨 ・平成 29 年 1,2 月の県内での大雪 ・平成 29 年 7 月九州北部豪雨 ・平成 30 年 7 月西日本豪雨
脆弱性評価による新たな課題等の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ○地震災害 <ul style="list-style-type: none"> ・特定天井等非構造部材の損傷 ・車中泊、地震関連死 ・建築基準法違反ブロック塀 ・スマートフォン等の充電対策 ・外国人観光客の避難対応 ・防災リーダー不在 ・救援物資の滞留 ・ブラックアウト ・大規模盛土造成地の液状化 ・文化財の被災、風評被害 など ○豪雨・土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難体制確保 ・バックウォーター現象 ・農業用ため池の決壊 ・正常性バイアス ・流木による河道閉塞 ・ダム緊急放流 ・ハザードマップ ・災害廃棄物など ○豪雪災害 <ul style="list-style-type: none"> ・道路機能マヒ ・支え愛活動 など
追加施策の検討と重要業績指標（KPI）の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな課題の対応施策の検討を行い KPI を見直し <ul style="list-style-type: none"> ・KPI の新設（新たな課題への対応等）9 項目 ・目標値の上方修正（目標の達成等）12 項目 ・目標値の下方修正（条例との整合等）3 項目

● 岩手県の例

岩手県は、平成 28 年の台風 10 号の被害状況を踏まえて地域計画を見直しました。具体的には、災害で起こった事象をリスクシナリオごとに整理し、該当するリスクシナリオにある施策について課題を洗い出し、課題があるとされた施策について施策の内容を再検討しました。

(「岩手県国土強靱化地域計画」の見直しの概要)



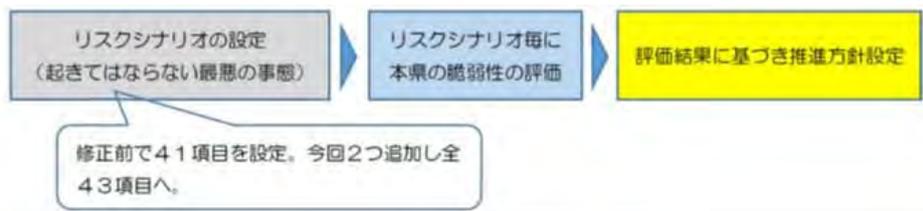
※：有識者の意見
「岩手県国土強靱化地域計画推進アドバイザー会議」委員(7名)から、個別に意見聴取を実施【5/11～18】

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/435/minaosinogaiyou.pdf

● 長崎県の例

長崎県では、平成 28 年 4 月の熊本地震を受けて地域計画を見直しました。具体的には、熊本地震に伴う県の防災対策についての課題検証結果を受け、リスクシナリオに2項目を追加し、これらに対応する推進方針を新たに盛り込みました。

(長崎県の計画策定手順(概要))



(追加したリスクシナリオ)

- ・避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
- ・住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/05/1559293773.pdf>

(2) 年次計画（アクションプラン）等の策定

国で策定しているような年次計画（アクションプラン）等を策定することで進捗を管理する方法もあります。

○国においては、法定計画である基本計画を策定した後に計画の進捗管理（PDCA サイクル）を行い、実効性を確保する観点から、各プログラムの推進方針に重要業績指標の目標値を加えたものなどを、基本計画とは別に、年次計画（国土強靱化アクションプラン）としてとりまとめ、平成 26 年度から毎年度策定しています。**地方公共団体においても、地域計画を策定しただけで終わらせないようにすることが重要であり、そのツールとして国の年次計画（国土強靱化アクションプラン）に相当する内容を地域計画の中に盛り込む、又は別途地域計画の年次計画（アクションプラン）を策定することが極めて有効**です。

毎年度の年次計画（アクションプラン）は、内閣官房のホームページ（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html）において掲載しています。

○上記年次計画（アクションプラン）には以下のような事項を掲載しています。

- ・プログラムごとの進捗状況（達成度・進捗を把握・評価）
- ・プログラムの推進計画（進捗状況に応じて計画を見直し）
- ・プログラム推進のための主要施策（進捗状況に応じて見直し・新規追加）

〔参考〕策定済団体の例（年次計画（アクションプラン）等について）

三重県	取組結果や課題、今後の取組方向などを毎年度報告 「三重県国土強靱化地域計画実績報告書」
大分県	地域計画と別にアクションプランを策定 「アクションプラン 2019」
愛知県田原市	地域計画と別にアクションプランを策定 「アクションプラン第 1 次（2016～2020）」

(3) 他の計画等の必要な見直し

地域計画の持つ指針性から、自団体の他の計画等について、地域計画の方向性に合わせた見直し等を実施します。

○**地域計画は国土強靱化に係る地方公共団体の他の計画等の指針**であり、他の計画等の基本的方向や施策等が、国土強靱化の観点からも推進されることを通じて、地域の強靱化が総合的かつ計画的に進められることとなります。

○このため、地域計画を基本として、国土強靱化に係る自団体の他の計画等について、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正をしかるべき時期に行うことが求められます。

III 市町村での策定の推進

1. 都道府県から市町村への支援

地域の強靱化を実効あるものとするため、都道府県には、市町村において地域計画が早期に策定されるよう積極的に支援することが望まれます。

○地域計画の策定に取り組むことにより、国土強靱化に関する市町村の施策の把握や担当部署の明確化、庁内意識の共有、事業の効果的かつ円滑な展開などの効果が期待できることから、**未策定の市町村においては、まず地域計画の策定作業に着手し、国土強靱化の取り組みを「キックオフ」することが重要**です。

○一方、市町村での地域計画策定にあたっての課題としては、庁内の共通認識や人員、知見の不足など、策定前の段階で都道府県から情報提供を行うだけでは解決が難しいものが挙げられます。そのため、**市町村での計画策定が軌道に乗るまで、都道府県による継続的で、積極的な支援が必要**です。

○さらに、市町村の計画は、都道府県の計画と調和が図られていることが望ましいものであるため、市町村がゼロベースで計画を策定するだけでなく、都道府県の計画を援用する方法をとることにより、策定を合理的に進めることも可能と考えられます。そのため、**策定前、策定途中の各段階で、都道府県計画についての情報提供や、都道府県が保有するツールやデータなどを市町村に提供**することが有効な支援策となります。

○**策定後の段階である市町村での計画見直しにあたっても、こうした都道府県からの支援は効果的**です。

○また、都道府県の計画を推進する上でも、市町村の計画策定の各段階で連携を図ることが効果的です。市町村との連携により、都道府県が実施すべき取組や役割を明確にできるとともに、地域における共通目標を設定・共有し、目標達成に向けた取組を継続的に実施することで、取組の更なる効果が期待されます。

〔参考〕市町村への支援の例

策定前	策定に向けた働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首長等への直接訪問、首長会議、副市長村長会議、担当課長会議等で策定の必要性を説明 ・ 市町村担当者向けの説明会（都道府県主催）を開催 ・ 情報提供（都道府県の計画を活かして市町村が策定する方法の紹介、県内市町村の策定状況など）
	プロジェクトチームの構築を主導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が市町村内でのプロジェクトチームの立ち上げを主導し、策定を支援
	勉強会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定手順を具体的に解説する策定演習を実施
	都道府県庁内での協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の庁内ワーキンググループにおいて市町村の策定支援への協力を依頼し、KPI等の設定に必要な都道府県保有データを提供
	策定の負担を軽減するためのツール等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の計画をベースとした、市町村版素案（計画のひな形）を作成 ・ 都道府県計画で設定しているKPIのうち、市町村で該当するものを抽出したものを標準KPI一覧として作成 ・ 都道府県が策定した際のツールを提供
策定途中	計画策定途中における助言・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県のリスクシナリオをベースに、市町村が容易に設定できるように支援 ・ 市町村の計画策定時また運用管理を行う際の予備知識として有効であるため、都道府県のKPIの説明を市町村の各部署に実施 ・ KPIに関する都道府県保有データを提供
	策定に参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員・オブザーバーとして策定に参画（都道府県の危機管理監が市町村有識者会議に委員として参加した、学識経験者を有識者会議の委員として紹介したなど）
	計画のレビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が作成した計画案への助言や都道府県計画との整合性を確認
策定後	地域（域内市町村）の取組状況の把握、助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 域内市町村の国土強靱化の取組状況を把握し、課題整理や技術的助言等を実施 ・ 都道府県と市町村の関係者による進捗共有等の場を設置
	計画見直しに活用可能な情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令改正や被災想定の変更、他地域で発生した自然災害などの計画策定後の知見等や、都道府県において計画を見直した際のツールやデータを提供

● 北海道の場合

- 道内市町村向けに道の計画をベースとしたひな形に解説を加えた「国土強靱化地域計画策定マニュアル」を作成し、各市町村の事務担当職員を集めての説明会を開催
- マニュアルには国や道、策定済み市町村の施策やKPIをとりまとめた比較表を参考資料として添付
- 北海道の強靱化の取組を紹介する「レジリエンスHOKKAIDOニュース」を年4回程度作成し、全市町村に配布

(レジリエンスHOKKAIDOニュース)

レジリエンス HOKKAIDO ニュース
強く、しなやかに北海道を目指して！

令和元年
10月 (vol.12)

【問合せ先】
北海道総合政策部政策局計画推進課 国土強靱化グループ
011(231)4111 (内線23-736)

北海道
その先へ、道へ、道へ

1. 「世界津波の日」2019高校生サミット in 北海道



サミット参加者集合 (9月11日)

9月10日・11日の2日間、国土強靱化の担い手となる将来のリーダー育成と国際理解の推進を目的に、世界津波の日高校生サミットが開催され、道内18校を含む国内68校、海外43か国から過去最多となる約400名の高校生が「北海きたえーる」に集いました。

10日は、開会式で道内高校生が参加した事前学習ツアーと海外高校生が参加したスタディツアーの報告が行われたほか、3つのテーマの下、12のグループに分かれた分科会で事前に学習してきた内容について議論を重ねました。

11日は、記念植樹・記念碑除幕式の後、総会・開会式が行われ、前日の議論を基に、かけがえのない自然を守り、災害に備える決意として、「過去の災害を知り、防災などを学び広めていくこと」、「災害への意識を高め、自ら安全を確保する行動が出来るよう備えること」、「より良い復興に向けた取組に進んで参加・協力すること」など、高校生自らによる自然災害に備えた行動が盛り込まれた「イランカラブテ宣言」を採択し盛会のうちに閉会しました。

※ サミット当日の映像等はこちらからご覧いただけます <https://tsunami2019hokkaido.jp/>



2. 第1回「北海道強靱化計画」有識者懇談会

8月30日、道庁で北海道強靱化計画の改定に向けた第1回目の有識者懇談会を開催しました。

事務局からは、国土強靱化を取り巻く状況や関連施策の取組結果、また国の基本計画や昨年の胆振東部地震などを踏まえて、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の見直し案などを説明しました。

委員からは、ICTなど新たな技術の導入や自助・共助・公助の再認識、フェイクニュース対策、応援・受援体制の強化、防災教育の充実、インバウンドへの対応など、新たに計画に加えるべき視点について様々なご意見をいただきました。

今回は、現行の強靱化施策に関する脆弱性の評価結果や国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能の検証結果などについてご意見をいただく予定となっています。



有識者懇談会の様子

3. 国土強靱化関連予算の「重点化」「要件化」

8月2日、国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議が開催され、国から、国土強靱化地域計画に基づいて地方公共団体が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「重点化」「要件化」等を進めることにより、地域計画の策定と国土強靱化の取組の一層の促進を図る方針が示されました。

具体的には、令和2年度あつては、地域計画に基づき実施される取組などに予算の「重点配分」「優先採択」を行うこと、また令和3年度については地域計画に明記された事業を交付要件とする「要件化」などを検討中であるとのことでした。

これを受けて、道では、新たに地域計画策定マニュアルを作成し、10月から各地域で説明会を開催するなど、市町村の計画策定等への支援を強化してまいります。



関連予算の「重点化」「要件化」(関係府省庁連絡会議資料抜粋)

4. 国土強靱化地域計画の策定状況 (令和元年9月30日時点)

管内	策定済	策定予定	計	管内	策定済	策定予定	計
空知	岩見沢市	21	22	留萌		8	8
石狩	札幌市	7	8	宗谷		6	6
後志	青森町 喜茂別町	18	20	オホーツク	紋別市	17	18
胆振		8	8	十勝	芽室町 中札内村	15	17
日高		7	7	釧路	釧路市	7	8
渡島		11	11	根室		5	5
樺山	(管内7町)	-	7			16	152
上川	美瑛町	22	23	(全国*)	(115)	(242)	(357)

※ 令和元年9月1日現在 (内閣府国土強靱化推進計画) に基づく推定値

5. サポートします。地域計画策定！

国土強靱化地域計画の策定を検討されている市町村へ説明に伺います。ちょっとしたことでも構いませんので、質問等ありましたらお気軽にご連絡ください。

北海道強靱化計画

検索



● 岩手県の場合

- ・ 全市町村の担当者等を集めて説明会を実施したほか、国の職員を講師に招き勉強会を実施
- ・ 県内の広域振興圏ごとに、市町村の担当者等を集めて意見交換会を実施
- ・ 計画策定の意向を示した市町村に対しては、勉強会の講師を派遣したり、県の計画策定の際のツールを提供するなどの支援を実施

(意見交換会の風景)



● 京都府の場合

- ・ 府内市町村担当者向けに「国土強靱化セミナー」を開催
- ・ 府内市町村長を対象とした「国土強靱化意見交換会」を開催
- ・ 計画の策定に向け、府内市町村担当者を対象とした説明会を開催
- ・ 計画策定に係る府の相談窓口を部局横断型で設置
- ・ 計画策定の一助となるよう国土強靱化地域計画のひな形として府の計画をデータ提供するとともに「京都府版国土強靱化地域計画策定の手引き」を配布
- ・ 国予算「重点化」の動きを踏まえ、計画策定の必要性等を文書にて通知
- ・ 計画の策定に向け、府内副市町村長を集めた説明会を開催

● 兵庫県の場合

- ・ 国土強靱化推進室を招聘し、全市町の強靱化計画担当者を対象に説明会を開催
- ・ 各市町の首長を訪問し、策定の必要性等を説明
- ・ 取組が進んでいない地域での強靱化計画担当者向け説明会の開催
- ・ 改定作業中の県計画の情報、データを提供
- ・ 各市町への個別対応（電話・メール・来課対応）

● 和歌山県の場合

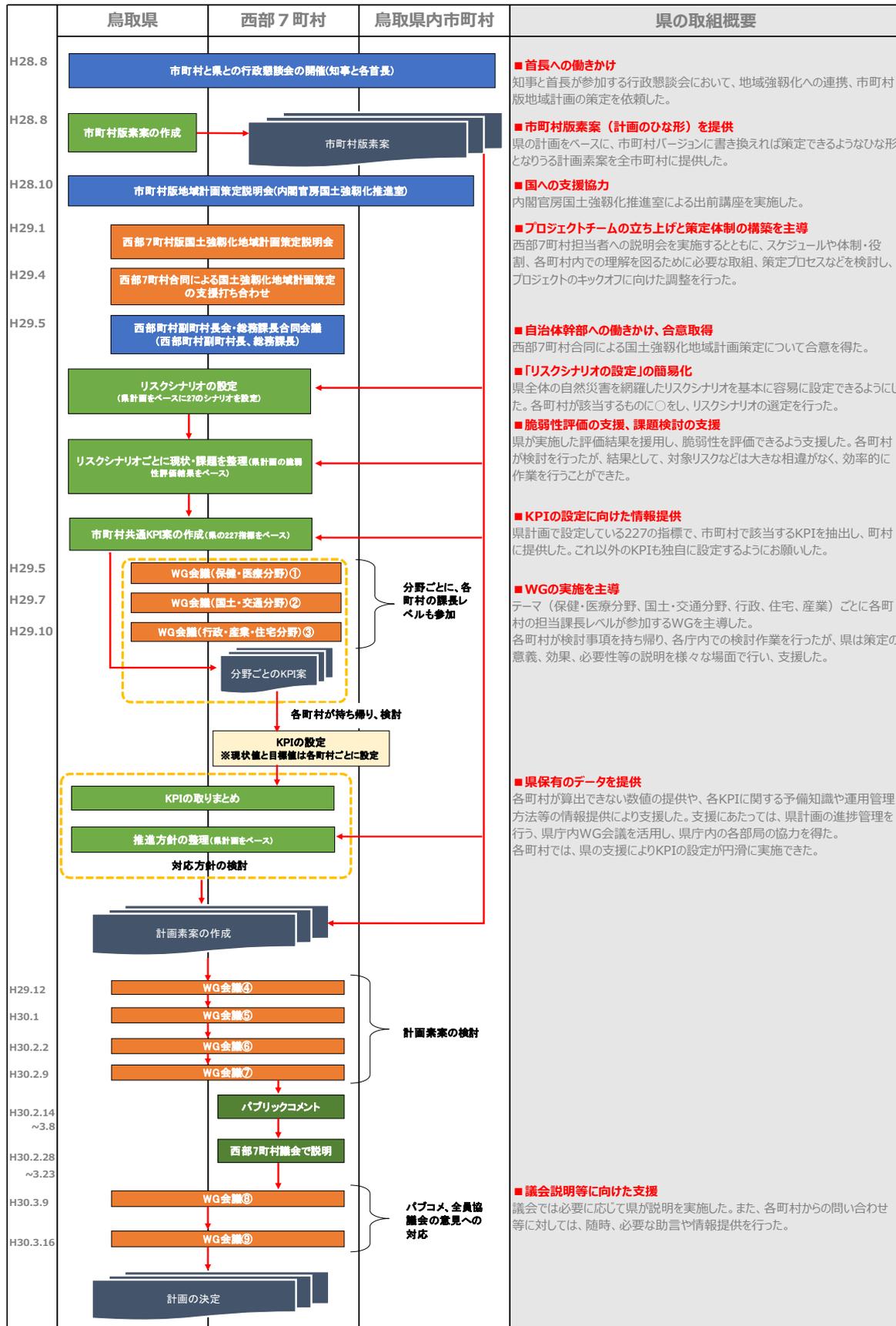
- ・ 和歌山県・和歌山市国土強靱化共同本部を設置
- ・ 県内市町村・民間事業者合同意見交換会の開催
- ・ 副町村長研修会、国土強靱化連携会議、市町村担当課室長会議等で国土強靱化の必要性等を説明
- ・ 県計画策定後に、市町村計画の策定を知事名で依頼
- ・ 振興局長が市町村長を訪問し策定を依頼
- ・ 全市町村を対象として計画策定の意向について調査を実施

- ・ 未策定市町を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期の策定を依頼（17 市町にのべ 23 回訪問）
- ・ 令和 2 年 1 月時点で、県内全市町村で計画を策定。

● 鳥取県の場合

- ・ 県計画に調和した市町村計画の策定を優先的に進め、底上げを図ることが重要という認識のもの、市町村の計画策定支援を施策の一つの柱として位置づけ
- ・ 知事と首長が参加する行政懇談会において、地域強靱化への連携、市町村版地域計画の策定を要請するとともに、個別訪問による要請を実施
- ・ 都道府県の計画をベースとした、市町村版素案（計画のひな形）を作成し、県内の全市町村に提供
- ・ 県庁内WG会議において市町村計画策定支援体制を構築し、市町村計画策定において県保有データの提供や分野別WGを支援するなど、全庁的な支援を実施
- ・ 合同策定（鳥取県西部 7 町村国土強靱化地域計画）について県から提案を行い、防災担当者会議及び副町長会での了解を得て、策定の支援に着手。（平成 28 年度～29 年度）
- ・ 市町村国土強靱化推進担当者会議による情報共有と計画策定支援により、令和元年度に県内全市町村が計画策定に着手。

(鳥取県西部7町村国土強靱化地域計画における鳥取県の支援内容)



● 徳島県の場合

- ・ 県内市町村の防災担当課長会議において地域計画策定の必要性について説明。
- ・ 知事と首長が参加する行政懇談会において地域計画策定の必要性を説明。
- ・ 県内全市町村を対象に、国土強靱化地域計画に関する出前講座（内閣官房国土強靱化推進室）を開催。
- ・ 徳島県の計画をベースとした市町村計画のひな形を作成し、市町村に提供するとともに、説明会を開催。
- ・ 要望のあった市町村に対し、徳島県版出前講座を実施。
- ・ 地域計画策定に関する事務の外部委託に対して、県予算による補助を実施。
- ・ 月1回程度、計画策定状況の個別ヒアリングを行い進捗状況を確認するとともに、判明した課題の解消を積極的に行った。

● 長崎県の場合

- ・ 依頼があった市町に対し県計画策定当時の会議データや策定作業データ等を提供
- ・ 国土強靱化推進室に出前講座を依頼、市町の担当者等を集めた説明会を開催
- ・ 管内市町村で策定済団体のない都道府県に対して国から提供された計画策定支援ツール（機能追加試行版）を全市町に提供
- ・ 県の計画をベースとした、市町版素案（計画のひな形）を作成し、県内の全市町に提供
- ・ 策定予定が未定の市町の首長及び市町議会議長に対し、県議会議長及び県計画所管課長が訪問し、計画策定の必要性を説明
- ・ 市町における会議へ講師を派遣、併せて計画策定支援ツールの操作説明を実施

● 熊本県の場合

- ・ 市町村に対し、国土強靱化共管3課（知事公室危機管理防災課、企画振興部企画課、土木部監理課）の連名により、計画策定について依頼
- ・ 国の出前講座を活用し、県内全市町村の担当者等を対象とした説明会を実施
- ・ 各広域本部・地域振興局で実施する重要事業説明において、土木部から首長等へ直接、計画策定の意義や必要性等を説明
- ・ 未策定市町村の首長等を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期策定を依頼
- ・ 各地域ごとに計画策定にかかる勉強会・意見交換会を実施し（市町村担当職員及び県本庁・出先機関職員等で構成）、必要に応じて第2回、第3回と段階的に実施
- ・ 県計画の電子データを市町村版に置き換えた策定のためのツールを提供

- 管内市町村で策定済団体のない都道府県に対して国から提供された計画策定支援ツールを全市町村へ配布
- 希望する市町村の計画素案について、レビューを実施

● 大分県の場合

- 各市町村長を県職員が直接訪問し、地域計画の必要性を説明
- 各市町村の事務レベル職員を集めて説明会を実施
- 全国の市町村の計画策定の概要についてまとめ、各市町村に参考資料として提供
- 県の地域計画の代表指標毎の各市町村状況を調査。県計画の脆弱性評価を市町村レベルで確認することで、調査に協力する市町村にとっては自らの脆弱性を確認することができ、市町村が地域計画を作る際のたたき台として利用できるツールとなっている

(市町村状況調査票)

大分県国土強靱化地域計画の市町村状況調査表		この枠の中の記入できる項目について記入してください						
県の地域計画(20)「事前」に定めるべき目標	県の地域計画(350)(1)「シナリオ」	想定される指標項目 (必要に応じて追加してください)	左記の県担当課	市町村での担当 部署	詳細の現状	市町村での取組の方針 (関係事業がある場合は事業名)	重 層 (注 記)	県の計画への要望、意見
1-1)	住宅・特定建築物・交通施設等 耐震や住宅劣化 に関する大災 による死者の 発生	一般の住宅・建築物の耐震化	建築住宅課					
		一般の住宅・建築物の耐震診断	建築住宅課					
		特定建物(高層ビル等)の耐震化	建築住宅課					
		避難所の耐震化	地域福祉推進室 総務整備課 教育財政課					
		大規模な応地の等の耐震性	都市・まちづくり推進課					
		交通施設(道路の工料等)の耐震性	交通政策課 道路保全課					
		災害現場での作業用設備・機材の確保	福祉政策課 防災関係管理課					
(追加特特)								
1-2)	広域にわたる大規模地震等による 多数の死者の 発生	津波等の災害から避難する避難所・避難所の整備	防災対策室					
		県民ハザードマップの作成	防災対策室 建設政策課					
		発生・顕在の強い地震や高層ビル の倒壊による死者の発生	農村整備整備課 防災対策課					

IV 国への相談等

国土強靱化地域計画は、その策定の手続きにおいて、国の確認等を受けることが必要となるものではありませんが、連携・協力を行うと効果的です。相談窓口を設けていますので、活用してください。

○地域計画は国の基本計画との調和が保たれたものとする必要があり、また、地域計画に国の施策等を位置付けることを検討する場合があると想定されることから、地域計画の策定にあたっては、**地方公共団体と国が十分に連携・協力することが望ましいと考えられます。**

○このため、**国においては、下記の相談窓口を設置**していますので、地方公共団体においては、**地域計画の策定にあたり必要な場合には、ご連絡**ください。

○また、国においては、全国の地域計画の情報を収集し、策定に取り組まれる地方公共団体等へ情報提供しておりますので、**地域計画の策定に着手した場合や地域計画を策定した場合には、内閣官房国土強靱化推進室の相談窓口にご連絡**をお願いします。

【国土強靱化に関する相談窓口】

① 地域計画の策定等に関する全般的な事項

⇒ 内閣官房国土強靱化推進室

住所：東京都千代田区永田町1-6-1（中央合同庁舎第8号館）

電話：03-6257-1775

② 地域計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項

⇒ 各府省庁の支分部局等（一覧については資料編IV資料8参照）

○なお、地域計画に国の交付金又は補助金が活用できる事業を位置付けたり、位置付けようとする場合には、国や地方公共団体の担当部局への相談等を行いつつ、進めることが有益と考えられます。関係府省庁によりとりまとめた「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁による支援について」（概要については資料編IV資料9参照。詳細については、http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202004_shien.pdf）に対象となる交付金・補助金、問合せ先を掲載していますのでご活用ください。

【出前講座について】

- ・ 地域計画について解説し、疑問に答えるため、有識者・内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣します。
- ・ 派遣の申し込みについては、国土強靱化推進室にて随時受付します（派遣日時、会場等については、調整させていただきます）。
- ・ 詳細については、
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202003_demaekouzapr.pdf
をご覧ください。

(開催イメージ)



国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第7版)
資料編(案)

令和2年●月

目 次

(頁)

I 策定支援ツール	3
1. 策定支援ツールの概要	3
2. リスクシナリオ(最悪の事態)、施策分野の設定(STEP2)	4
(1) 自然災害の想定シート見本	4
(2) リスクシナリオの設定シート見本	5
(3) 施策分野の設定シート見本	8
3. 脆弱性の分析・評価、課題の検討(STEP3)	9
(1) 情報収集シート	9
(2) 脆弱性の分析・評価と課題の検討	11
4. リスクへの対応方策の検討(STEP4)	12
5. 対応方策について重点化・優先順位付け(STEP5)	13
II 策定支援ツール(機能追加版)	14
1. 策定支援ツール(機能追加版)を作成した目的	14
2. 策定支援ツール(機能追加版)を使用した計画策定フロー	15
(1) 策定支援ツール(機能追加版)を使用した計画策定フロー	15
(2) 調査票の記入項目例	15
(3) マクロによる自動化	17
3. 個別の事業一覧作成ツール	18
4. ツールに関する留意事項	19
III 改訂用参考資料	20
IV 資料編	22
(資料1) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化 基本法(平成二十五年十二月十一日法律第九十五号)―抜粋―	22
(資料2) 国土強靱化を推進する上での基本的な方針(国土強靱化基本計画より)	26
(資料3) 特に配慮すべき事項(国土強靱化基本計画より)	28
(資料4) 国土強靱化基本法における脆弱性の評価に関する規定―抜粋―	33
(資料5) 国の基本計画におけるプログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	34
(資料6) 地域独自のリスクシナリオを含む参考用リスクシナリオ	36
(資料7) リスクシナリオに対応する KPI の例	43
(資料8) 国への相談等に係る各府省庁の支分部局等一覧	48
(資料9) 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援に ついて	56

(資料10) “ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)” 58

国土強靱化地域計画に定める事業における交付金・補助金の活用事例 ... 60

I 策定支援ツール

ここでは、実際に策定を進めるために活用できるツールのうち、ガイドライン（第4版）から掲載している「策定支援ツール」について紹介します。

これは原則、市町村での策定を前提とします。

また、ツールはあくまでも参考ですので、策定にあたっては自団体での創意工夫をお願いします。

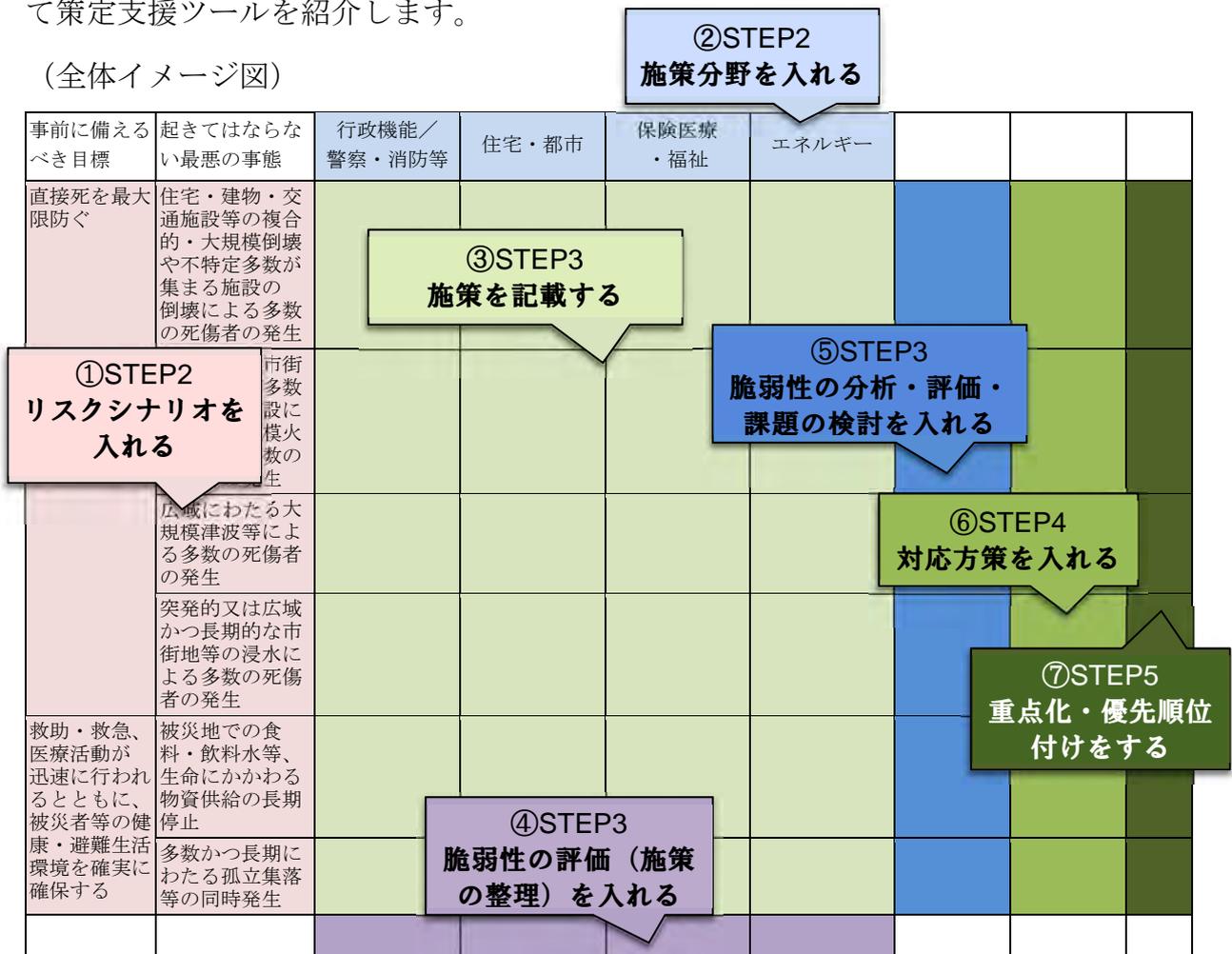
自団体での事情等に応じて、この策定支援ツールとⅡの策定支援ツール（機能追加版）のいずれか活用しやすい方を活用ください。

なお、電話等でご連絡いただければツールをお送りいたします。

1. 策定支援ツールの概要

策定・改訂編の「I 策定手順とそれぞれの策定方法等」の「2. 国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方」において、STEP1 から STEP5 まで順を追って説明した内容をイメージ図にまとめると、以下のような全体像になります。この手順に沿って策定支援ツールを紹介します。

（全体イメージ図）



2. リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定（STEP 2）

(1) 自然災害の想定シート見本

リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を考える際の前提となる災害の想定について整理します。市町村で想定を作成する場合は都道府県の想定が参考になりますので、左に都道府県で想定されている災害に○をつけ、その上で自団体の想定を考えます。自団体の地域防災計画も参考になります。

想定される自然災害	県等の想定	自団体の想定 (特に危惧するものに○を付ける)
大規模災害全般		
地震(巨大地震)		
津波		
豪雨・洪水・高潮などの風水害		
土砂災害		
液状化		
火山噴火		
暴風雪・雪害		
猛暑		
渇水		
林野火災(フェーン)		
竜巻		
突風		
複合災害		
その他()		

※R2年2月時点策定済団体の地域計画よりリスト化したもの

※想定内容が重複する可能性があるのでよく吟味すること

(2) リスクシナリオの設定シート見本

当該地域のリスクシナリオを設定します。まず、基本計画における45のシナリオをベースに、都道府県のリスクシナリオを確認して「県等のリスクシナリオ」の欄に記入し、それを参考に自団体のリスクシナリオを設定してください。各カテゴリーにある1-a、1-b等とある空欄は独自シナリオを設定するための欄です。独自シナリオは資料6（36頁）を参考にしてください。

※以下の表には、国の設定事項が記載されていますが、地域の状況など必要に応じて変更することも必要です。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	リスクシナリオの例	国の基本計画における リスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態 (カッコ内は市町村で解釈する場合の変更例)	県等の リスクシナリオ	当団体の リスクシナリオ
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		
	1-2	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		
	1-3	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生		
	1-4	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
	1-5	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生		
	1-6	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		
	1-a	-			
	1-b	-			
	1-c	-			
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
	2-2	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
	2-3	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
	2-4	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		
	2-5	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
	2-6	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
	2-7	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
	2-a	-			
	2-b	-			
	2-c	-			

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	リスクシナリオの例	国の基本計画における リスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態 (カッコ内は市町村で解釈する場合の変更例)	県等のリスクシナリオ	当団体のリスクシナリオ
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱		
	3-2	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全		
	3-3	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
	3-a	-			
	3-b	-			
	3-c	-			
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		
	4-2	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
	4-3	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
	4-a	-			
	4-b	-			
	4-c	-			
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下(サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下)		
	5-2	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
	5-3	5-3	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
	5-4	5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響		
	5-5	5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響(基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止)		
	5-6	5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響(空路の機能停止)		
	5-7	5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響		
	5-8	5-8	食料等の安定供給の停滞		
	5-9	5-9	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
	5-a	-			
	5-b	-			
	5-c	-			

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	リスクシナリオの例	国の基本計画における リスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態 (カッコ内は市町村で解釈する場合の変更例)	県等のリスクシナリオ	当団体のリスクシナリオ
6 ネットワーキング等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
	6-2	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		
	6-3	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
	6-4	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止		
	6-5	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全		
	6-a	-			
	6-b	-			
	6-c	-			
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
	7-2	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生		
	7-3	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		
	7-4	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生		
	7-5	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃		
	7-6	7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃		
	7-a	-			
	7-b	-			
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
	8-2	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		
	8-3	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態		
	8-4	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
	8-5	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
	8-6	8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響		
	8-a	-			
	8-b	-			
A	8-c	-			
	A-a	-			
	A-b	-			

(3) 施策分野の設定シート見本

リスクシナリオと同様に施策分野を設定します。独自の施策分野については

【例】を参考にしてください。

#	施策分野例	国の基本計画	施策分野	県等の施策分野	当団体の施策分野
個別 施策 分野	(1)	(1)	行政機能／警察・消防等／防災教育等		
	(2)	(2)	住宅・都市		
	(3)	(3)	保健医療・福祉		
	(4)	(4)	エネルギー		
	(5)	(5)	金融		
	(6)	(6)	情報通信		
	(7)	(7)	産業構造		
	(8)	(8)	交通・物流		
	(9)	(9)	農林水産		
	(10)	(10)	国土保全		
	(11)	(11)	環境		
	(12)	(12)	土地利用(国土利用)		
	(a)	-			
	(b)	-			
(c)	-				
<p>【独自の個別施策分野の例】 教育・スポーツ・文化、住民避難・自主防災、消火・救急・救助、避難所の機能確保、病院体育館等の耐震化、防災危機管理、広域連携・行財政運営・協働、首都圏バックアップ、結婚・出産・育児、観光振興と情報発信、安全・安心、国際・文化観光、上下水道、病院</p>					
横断的 分野	(1)	(1)	リスクコミュニケーション		
	(2)	(2)	人材育成		
	(3)	(3)	官民連携		
	(4)	(4)	老朽化対策		
	(5)	(5)	研究開発		
	(a)	-			
	(b)	-			
	(c)	-			
<p>【独自の横断的分野の例】 少子高齢化対策、地域振興、平時に活用される施策の有効活用、総幸福度(GAH)、若者定住、産学官民・広域連携、耐震化、情報共有と防災意識の向上、過疎対策、長寿命化対策、まちづくり、将来的課題、離島、共創(市民参画)</p>					

3. 脆弱性の分析・評価、課題の検討（STEP 3）

STEP 3では、マトリクスを作成した上で、脆弱性の分析・評価、課題の検討を行います。マトリクスの全体的なイメージ図については3頁を参照してください。

(1) 情報収集シート

マトリクスを作成するため、現在実施している施策を洗い出す目的で、各部局に情報提供の依頼をする場合は、あらかじめ情報収集のためのシートを準備し、別途趣旨説明を行うと効率的です。ここでは、2種類のシート見本を掲載します。

① 1施策で1枚のシートにまとめるバージョン

各部局で実施している施策、その具体的事業等をまとめ、マトリクスに書き換えます。

(情報収集シート)

担当課	
-----	--

1.本シートで回答する施策について

事態を回避するための施策の名称	
施策分野(個別施策分野/横断的分野)	
事態を回避するための施策の概要	
施策の実績(現状)	
今後の課題等	

2.上記施策の該当箇所(別に参照すべきリスクシナリオや施策分野の一覧表を準備しておく)

事前に備えるべき目標	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	

3.上記施策の関連情報

指標の名称(KPI)	
指標の現状値	
指標の目標値	

② エクセル等でまとめるバージョン

1 施策を1行にまとめます。マトリクスの完成イメージに近いため、とりまとめ作業は比較的容易です。

(情報収集シート)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	事態を回避するための 施策の名称	施策分野	事態を回避するための 施策の概要	施策の実績(現状)	今後の課題等	指標の名称(KPI)	指標の現状値	指標の目標値	担当課	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生										
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生										

・・・(下まで続く)

(2)脆弱性の分析・評価と課題の検討

(1)で収集した情報を、マトリクス上に記載します。その上で、マトリクスの右側に脆弱性評価のための列を作り、脆弱性の分析・評価と課題の検討の結果を記入します。この時、マトリクスに記載した施策を縦横に確認しながら、部局横断的に脆弱性について話し合うと、非常に効果的です。

(脆弱性の評価・課題記入シート)

	事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	最悪の事態 起きてはならない (リスクシナリオ)	施策分野					脆弱性評価の結果及び課題
							…	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1						
		1-2						
		1-3						
		1-4						
		1-5						
		1-6						
		1-a						
		1-b						
		1-c						
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
脆弱性評価の結果								

4. リスクへの対応方策の検討（STEP 4）

STEP 3 で完成させたマトリクスを基に、各リスクシナリオに対する対応方策を検討します。

※下記の主旨は、「行政が行うこと」「事業者が行うこと」「住民が行うこと」を明示する書き方です。事業者と住民が行わないと、強靱化は実現しないからです。行政の役割は支援です。

（対応方策検討シート）

事前 に備える べき目標 (カテゴリー)	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策分野							脆弱性 評価の 結果及 び課題	対応方策 (完成したマトリクスを基に、 各リスクシナリオに対する 対応方策・取組主体を記入) ※これが、国土強靱化のプ ログラムとなります。
								…		
1	直接死を最大限防ぐ	1-1								
		1-2								
		1-3								
		1-4								
		1-5								
		1-6								
		1-a								
		1-b								
		1-c								
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

※市町村が地域の強靱化を推進するためには、対応方策の取組主体（国、都道府県、市町村や、それらの部署等）を明記することが重要ですが、同時にその実践にあたっては、他の主体（行政のみならず、民間事業者・住民）との間で十分に対話・相談することが重要です。地域の計画としてまとめるにあたっては、これらの主体を明確に示すことが重要です。（策定・改訂編 I 2. (5)参照）

5. 対応方策について重点化・優先順位付け（STEP 5）

STEP 4 で検討した対応方策とリスクシナリオ、STEP 3 で完成したマトリクスを基に、影響の大きさや緊急度から重点化すべき対応方策を決定します。下記の検討項目は一例です。検討の際には○△×、3～1の数値などを埋めていく方法や、有識者会議や庁内会議で意見を集約する方法も考えられます。

（重点化・優先順位付けシート）

事前 に備えるべき 目標 (カテゴリー)	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策分野							脆弱性評価の結果及び課題	対応方策	検討項目(例)				重点化・優先順位	
								...			影響の大きさ	緊急度	施策の進捗状況	平時の活用		
1	直接死を最大限防ぐ	1-1														
		1-2														
		1-3														
		1-4														
		1-5														
		1-6														
		1-a														
		1-b														
		1-c														
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

II 策定支援ツール（機能追加版）

ここでは、実際に策定を進めるために活用できるツールのうち、ガイドライン（第7版）から掲載した「策定支援ツール（機能追加版）」について紹介します。

これは原則、市町村での策定を前提とします。

また、ツールはあくまでも参考ですので、策定にあたっては自団体での創意工夫をお願いします。

自団体での事情等に応じて、この策定支援ツール（機能追加版）とIの策定支援ツールのいずれか活用しやすい方を活用ください。

なお、電話等でご連絡いただければツールをお送りいたします。

1. 策定支援ツール（機能追加版）を作成した目的

地域計画を策定する人手が足りない（事務作業の負担が大きい）、ノウハウが不足している（どのように都道府県計画と調和を図れば良いかわからない、マトリクスまで作成することは難しい）という課題に対し、実際の策定手順を進めるための策定支援ツールを作成し活用できるようにしてきましたが、さらなる事務負担の軽減や作業効率の向上等を図れるよう、策定支援ツールに自動集計機能や地域計画素材の出力機能を付加した「策定支援ツール（機能追加版）」を作成しました。

手順にしたがいツールに必要な事項を入力していくことにより、複数部局にまたがる計画内容が整理できるとともに、煩雑な事務作業を自動化することで、担当者の工数を削減するだけでなく、手作業によるミスを防止します。

2. 策定支援ツール（機能追加版）を使用した計画策定フロー

(1) 策定支援ツール（機能追加版）を使用した計画策定フロー

策定支援ツール（機能追加版）を使用した作業は、主に以下に示す7つのプロセスによって成り立っています。（以下の説明はフロー図中の番号と対応）



(i) 都道府県においては、市区町村の参考情報として、都道府県計画の「最悪の事態」、「施策分野」等を調査票に事前記入します。

(ii) 市区町村では、都道府県計画の参考情報が記入された調査票に対して、まずは主管部署が必要事項を記入します。(iii) その後、各部局に調査票を展開し、各部局が記入した調査票を回収して、(iv) 自動集約することで施策データベースを作成します。

(v) の作業内容を整理したのち、(vi)、施策データベースから「リスクシナリオ別の推進方針・脆弱性評価」や「簡易マトリクス」等の計画素材をマクロで自動出力し、(vii) 計画素材等をもとに地域計画素案を作成します。

(2) 調査票の記入項目例

前述の通り、市区町村の主管部署には都道府県計画の内容を参考にしながら、「事前に備えるべき目標」や「最悪の事態」等を記入します。

(3) マクロによる自動化

各部局が記入した調査票の集約は、Excel ファイル上の「調査票集約ボタン」を押下することにより、自動で行われます。集約された一覧は、主管部署によって整理を行い、施策データベースとして保存します。

さらに、計画素案の策定に必要となる、各種計画素材の出力も自動で実行されるよう、それぞれのボタンを用意しています。(プロセス (iv)、(v)、(vi))

The screenshot displays two main sections: '1. 調査票集約' (Survey Consolidation) and '2. 計画策定用資料作成' (Plan Material Creation).

1. 調査票集約

- ① "参照" ボタンをクリックし、マージを行いたい調査票が格納されているフォルダを選択します。フォルダ選択後、参照フォルダに手順"1."で選択したフォルダのパス、集約対象一覧にフォルダに格納された調査票一覧が表示されます。
- ② "調査票集約" ボタンをクリックし、「はい」をクリックすると集約を実行します。
(※施策データベース(集約後シート)の内容が上書きされますのでご注意ください)

Buttons: ①参照, ②調査票集約. Input fields: 参照フォルダ, 集約対象一覧.

2. 計画策定用資料作成

以下のボタンで、計画策定用の資料を出力することができます。マスタシートおよび集約後シートの更新を行った後、実行してください。
※その他のExcelファイルは閉じた状態で、ローカル環境(デスクトップ等)で実行してください
※出力ファイルを保存する際は、保存先フォルダの同名のファイルを上書き保存しないでください

Buttons: リスクシナリオ別展開, ①推進方針_施策分野別集約, ②推進方針_リスクシナリオ別, ③脆弱性評価_施策分野別, ④脆弱性評価_リスクシナリオ別, ⑤KPI一覧_リスクシナリオ別, ⑥施策一覧_施策分野別, ⑦簡易版マトリックス, ⑧詳細版マトリックス.

3. 個別の事業一覧作成ツール

地域計画では、一定の具体性を持たせることが重要になる場合もあることから、必要に応じ、地域を特定した「個別の事業」を記載することも考えられます。

そこで、地域計画に記載する「個別の事業」を集約・整理するための「個別の事業一覧作成ツール」を作成しました。

「個別の事業」には、県や国といった関係機関等が主体の事業も含まれます（策定・改訂編 I 2. (5)参照）。

① 個別の事業一覧作成ツールのシート

「個別の事業の策定ツール」では、事業名や事業の概要、施策分野等について、記入します。

マスタシートの記入方法については、策定支援ツール（機能追加版）と同様です。指標ごとの目標値や事業主体についても記入します。

事業レベル																				
個別の事業	担当部局	事業の概要	再掲	施策分野の設定(複数選択可)																
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
手動(手入力)	択一式 (ダブルクリックで 複数選択画面を表示)	手動(手入力)	択一式 (ダブルクリックで 複数選択画面を表示)	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式

指標レベル											
指標の設定	指標名	担当部局	単位	指標①				事業主体			
				目標値がある場合の基礎年度	目標値がある場合の基礎値	目標値がある場合の目標年度	目標値がある場合の目標値	市町村	都道府県	その他	
択一式	手動(手入力)	択一式 (ダブルクリックで 複数選択画面を表示)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	択一式	択一式	手動(手入力)

計画素材としては、「施策分野別の『個別の事業』一覧」、「リスクシナリオ別の『個別の事業』一覧」を自動で出力することが可能です。

※上記の項目は記入が考えられる項目の一部であり、詳細は策定支援ツール（機能追加版）の説明資料及び記載要領をご確認ください。

4. ツールに関する留意事項

これらのツールは、事務負担の軽減や効率性の向上を目指し、作成したものです。計画策定に必要な全ての手段を提供しているわけではないため、策定に当たっては、市区町村での創意工夫をお願いします。

ツールで出力した計画素材と、市区町村への策定支援として都道府県から提供された都道府県計画をベースとした市区町村版素案（ひな形）とを併せて計画策定に活用する際には、自地域の強靱化に資する計画となっているかについて、十分な検討をお願いします。

III 改訂用参考資料

ここでは策定・改訂編の「II 計画の推進と不断の見直し等」にある「Action 確認リスト（不断の見直し）」に掲載した災害事案について、参考になる資料を掲載します。

	過去の災害	参考となる資料
地震	令和元年山形県沖を震源とする地震	山形県沖を震源とする地震に係る被害状況等について(内閣府) http://www.bousai.go.jp/updates/r1jishin/index.html
	平成30年北海道胆振東部地震	平成30年北海道胆振東部地震災害検証中間提言(北海道) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/H30saigaikensyou/05tyukanteigen.htm 平成30年北海道胆振東部地震対応検証報告書(札幌市) http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/hokkaido_iburi_earthquake/hokkaido_iburi_earthquake.html
	平成30年大阪府北部を震源とする地震	南海トラフ地震対応の強化策について【提言】(大阪府) http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00296685/190109_teigen.pdf
	平成28年熊本地震	熊本地震を踏まえた国土強靱化関係施策の点検について(内閣官房 国土強靱化推進室) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/dai30/siryos3_1.pdf 熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告(熊本県) https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19236.html
	平成28年鳥取県中部地震	鳥取県中部地震震災記録誌 https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/pressrelease/v153/g151/
	平成26年長野県北部地震	長野県北部地震における白馬村神城堀之内地区における地域住民が中心となった救助・避難活動について(内閣府) http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h26/78/news_01.html
	平成23年東日本大震災	防災対策推進検討会議最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～(中央防災会議防災対策推進検討会議) http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/index.html 災害関連死の死者数等について(復興庁) http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20140526131634.html
風水害・土砂災害	令和元年東日本台風	令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ(中央防災会議 防災対策実行会議) http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/honbun.pdf
	令和元年房総半島台風	令和元年台風第19号に係る被害状況等について(内閣府) http://www.bousai.go.jp/updates/r1typhoon19/r1typhoon19/index.html 令和元年台風15号等への県の対応に関する検証(最終報告)(千葉県) https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoukaku/shingikai/taifuukensyou/kensyoukaigi.html

	令和元年 8 月の前線に伴う大雨	令和元年8月豪雨への対応(国土交通省 九州地方整備局) http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/saigaijohou190828.html
	平成 30 年台風第 21 号	南海トラフ地震対応の強化策について【提言】(大阪府) http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00296685/190109_teigen.pdf
	平成 30 年7月豪雨	平成 30 年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(中央防災会議防災対策実行会議 平成 30 年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ) http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf
	平成 29 年九州北部豪雨	平成 29 年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について(内閣府) http://www.bousai.go.jp/fusuigai/kyusyu_hinan/index.html
	平成 28 年台風第 10 号(岩手県 要配慮者利用施設被災)	平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)(内閣府) http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2016.html
	平成28年北海道豪雨災害	平成 28 年8月北海道豪雨災害被災とその影響、そしてこれから(国土交通省) https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/saigai/splaat000000otsj-att/splaat000000ougk.pdf
	平成 27 年関東・東北豪雨(長時間の浸水)	水害時の避難・応急対策の今後の在り方について(報告)(内閣府) http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/index.html
	平成 26 年広島土砂災害	総合的な土砂災害対策の推進について(報告)(内閣府) http://www.bousai.go.jp/fusuigai/dosyaworking/index.html
(火 風 災 害)	平成 28 年糸魚川大規模火災	糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書(消防庁) http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/itoigawa_daikibokasai/06/houkokusyo.pdf
	平成 30 年2月大雪	冬季道路交通確保対策検討委員会(国土交通省) http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/toukidourokanri/index.html
雪 害	平成 26 年 12 月豪雪	平成 26 年 12 月5日の豪雪による国道 192 号雪害への対応(国土交通省) https://www.skr.mlit.go.jp/road/saigai/2014_sekisetso_3-1.pdf
	平成 26 年 2 月豪雪	発達した低気圧による2月 13 日から2月 19 日の大雪、暴風雪等(気象庁) http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/saigai/saigai_201402.pdf
火 山	平成 27 年口永良部島新岳噴火	口永良部島の噴火状況等について(内閣府) http://www.bousai.go.jp/updates/h270529kazan/index.html
	平成 26 年御嶽山噴火	御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について(内閣府) http://www.bousai.go.jp/kazan/suishinworking/index.html

IV 資料編

(資料1) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年十二月十一日法律第九十五号）－抜粋－

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
- 二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

- 五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 六 事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
- 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。
- 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(国土強靱化基本計画)

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

- 2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
 - 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。
- 5 政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

(国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係)

第十一条 国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

(国土強靱化基本計画の実施に関する勧告)

第十二条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

(資料2) 国土強靱化を推進する上での基本的な方針（国土強靱化基本計画より）

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

(資料3) 特に配慮すべき事項 (国土強靱化基本計画より)

(総合的・長期的な視点による国土及び経済社会システムの構築)

平時のみを念頭に置いて過剰な経済効率性を追求することは、リスクが存在する客観的状況下では、我が国の国土及び経済社会システムが毀損され、結果として追求したはずの経済効率性を喪失してしまう危険性の増大につながる可能性がある。

このため、国土及び経済社会システムの構築や改変、改善に当たっては、平時における効率性・合理性の確保という視点だけではなく、各種のリスクの存在並びにそれらを見据えた災害対応力の向上及び長期的な効率性・合理性の確保を意図した総合的な視点を持ち、平時における市場の失敗を是正する規制誘導等の活用などにより取り組むことが重要である。例えば、東京一極集中など、効率性の観点から過度に集中した国土構造のリスクを分散させるため、地方創生の取組とも連携しながら「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促す効果的な方策について検討を行う。

(官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備)

国土強靱化を実効あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切に連携及び役割分担をして推進するものとする。このため、民の自助や共助の活性化や公助への民の力の活用を進める。特に、企業・団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPOなどの各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、実践的な訓練・教育、リスクの見える化の取組、平時からのコミュニティの活力維持（コミュニティのレジリエンス）等への支援を行うとともに、災害対応において不可欠である民間のスキル・ノウハウや施設設備等の活用を推進する。

さらに、国、地方公共団体の財政が逼迫している状況の中、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入（以下「民間の投資」という。）を促進する。

ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野における多様なニーズを生み出し、これが新たなイノベーションや更なる民間の投資の拡大をもたらすことにより、生産力の強靱化等、民間事業者の災害対応力の向上を通じて、競争力の強化につながるなど、それ自体が我が国の持続的な経済成長に貢献することが期待できる。

このため、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（具体的な被害予測等を含む広報・普及啓発、協議会の開催等）により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等（例えば、バックアップの施設やシステムの整備、施設設備の耐

震化等)を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み(例えば、規制の見直し、税制の活用、経営上優先度が高い事項等とセットにした推進策の設計等)の具体化を着実に進める。また、地方公共団体と地域の民間事業者との双方向のコミュニケーションが積極的に行われるよう、情報提供や啓発を行う。

加えて、大規模自然災害等の発生後に国の経済活動を維持し迅速な復旧復興を可能とするために、中小企業等においては各々の事業形態等を踏まえた実質的な事業継続の取組の普及を図るなどにより民間企業等の事業継続の取組を一層促進するとともに、企業連携型及び地域連携型の事業継続の取組を推進する。

(地方公共団体等における体制の構築)

国土強靱化を効果的に進めるため、国と地方公共団体の間及び地方公共団体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上や強靱化を担う人材の育成など地方公共団体等における組織体制の強化及び国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)の策定の加速化や実施への支援の強化を図る。

また、災害のおそれの状況に応じて、市町村が住民に対して適時的確な対応を取ることができるよう、市町村に対する適切な支援を行う。

(リスクコミュニケーションと人材等の育成)

国土強靱化の担い手は国民一人一人であり、国民と行政が双方向でコミュニケーションを行うこと、国民自らが主体的に国土強靱化について考え、災害によるストレスへの対処法を知り、強靱性を高めること、地域社会、行政機関、企業、団体等におけるリーダーや多様な学術的背景を備えた防災分野の専門家、研究者等の育成・確保等が重要であるため、この育成・確保等及び災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を、男女共同参画の視点にも留意しつつ、国民運動として推進する。

(国土強靱化のイノベーション)

国土強靱化の推進を支えていくため、インフラ・防災・減災分野においてSociety5.0時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用し社会課題を解決していく。

具体的には、人工知能(AI技術)、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS(ソーシャル・ネットワークサービス)など、ICTの技術とサービスの両面での進歩・革新を積極的に活用する。あわせて、システムダウンや記憶媒体の損失への対応、情報収集・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。

その中で、豪雨・地震・津波等の規模の予測と情報提供、被害状況の推定・収集、防災機関間での情報共有・分析、被災者・避難者への災害情報の提供等、インフラ・防災・減災のあらゆる場面に ICT を活用するとともに、人工衛星（観測・測位・通信）も活用して、リアルタイム・即時性、双方向性、地理空間情報（G 空間情報）との連結等の機能を更に高める。

その際、官学の持つ情報に加えて、SNS など民間が運営・提供する多様な情報サービスの活用など、官民学連携を進めるほか、政府等の所有する情報のオープンデータ化を進める。

これらにより、都市部・地方に関わらず日本全国で、デジタルデバイドがなく平時から使い慣れた、即時性がありスマートで分かりやすいコミュニケーションを実現し、全ての人が安全・安心に暮らせるような社会としていく。

また、これらの先端技術の導入促進による国土強靱化のイノベーション推進とともに、我が国の災害経験に即した最新の技術を海外に輸出展開・貢献するという視点にも留意する。

（「仙台防災枠組 2015-2030」の実践等による世界の強靱化の主導）

多くの自然災害を経験してきた我が国は、国際的に見ても国土強靱化を先進的に進めている国の一つであり、国土強靱化に関する様々な分野において国際社会に貢献していくことが重要である。

平成 27 年 3 月に第 3 回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組 2015-2030」（以下「仙台防災枠組」という。）における、「事前の防災投資」や「より良い復興（Build Back Better）」等の趣旨を率先して実行することにより、世界の強靱化をリードする。

具体的には、同年 12 月、第 70 回国連総会本会議において全会一致で採択された「11 月 5 日を『世界津波の日』として制定する決議」を受け、世界各地における、「津波に対する意識向上のための啓発活動」や「津波対策の強化」等を通じ、イニシアチブを発揮していくとともに、経済協力開発機構（OECD）とリスク評価等に関する協力協定を結んだ東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を活用しながら世界をリードしていく役割が求められる。

このような考えに基づき、国土強靱化に関する様々な分野において、情報交換の場づくりや人材の交流等を通じて諸外国との相互理解を深め、高め合いながら、我が国の国土強靱化の取組を一層推進するとともに、その成果を積極的に情報発信することを通じて、国際社会に貢献していく。

(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対策)

国土強靱化は我が国を訪れる外国人に対する一種のおもてなしである。我が国の国土の強靱性に裏付けられた安全・安心な2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実現に向けて、首都強靱化について、東京都を中心とした地方公共団体と緊密に連携を取りつつ、自然災害が発生しても安全・安心な大会の実現や災害時に弱者となる外国人観光客等に必要な対策を計画的かつ総合的に進める。

(平成30年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策)

本計画策定の際に行った脆弱性評価の実施中とそれ以降においても、我が国は、大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、北海道胆振東部地震等の相次ぐ災害に見舞われた。これらの災害等を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」により、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を、災害に対して維持する必要があることについて、以下の具体的事例をはじめとして多くの教訓を得た。

- ・河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間への対応が必要であること
- ・災害拠点病院等について、診療機能を3日程度維持するための設備の増設等が必要であること
- ・土砂災害へのソフト対策について、地方公共団体における災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること
- ・全国の電力インフラについて、各エリアの最大発電所が脱落した場合等においても、一部で運用面での対策を講ずることを前提に、全体としては周波数低下による大規模停電（ブラックアウト）の再発を防止できることが確認されたが、更なる電力供給の強靱化が必要であること
- ・畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等について、停電時の対応計画を作成していない等の課題に対応する必要があること
- ・航空輸送上重要な空港等のターミナルビル等について、非常用電源・電気設備への浸水等に対応する必要があること
- ・幹線道路等の法面・盛土について、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を行う必要があること
- ・豪雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁について対応する必要があること
- ・主要な外貿コンテナターミナルについて、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題に対応する必要があること

- ・携帯電話基地局について、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等の課題に対応する必要があること

さらに、災害を踏まえた検証作業等からも、以下をはじめとする様々な教訓を得た。

- ・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること
- ・気象情報や避難情報等の防災情報を、住民の避難行動に確実に結び付ける必要があること

これらの教訓を踏まえて、第3章で定める国土強靱化の推進方針を個別施策に具体化するとともに、第4章で定める3か年の緊急対策や各プログラムの推進方針の具体化に取り組むこととする。

(資料4) 国土強靱化基本法における脆弱性の評価に関する規定 ー抜粋ー

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
- 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 五 **国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価**（以下「脆弱性評価」という。）**を行うこと。**
- 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第十七条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、**脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。**

- 2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 脆弱性評価は、**起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。**
- 4 脆弱性評価は、**国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。**
- 5 脆弱性評価は、**国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。**
- 6 本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、**実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。**
- 7 本部は、国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かななければならない。
- 8 前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。

(資料5) 国の基本計画におけるプログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 (網掛けは、重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態)
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
		1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全
		3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 (網掛けは、重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態)
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-8 食料等の安定供給の停滞
		5-9 異常温水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6 復旧させる 早期に を最小限に留めるとともに、 設、交通ネットワーク等の被害 ライフライン、燃料供給関連施設、	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害 を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響		

(資料6) 地域独自のリスクシナリオを含む参考用リスクシナリオ

- ・国の基本計画における45の「起きてはならない最悪の事態」に、策定済団体（平成31年1月時点）の設定した独自シナリオを加えて網羅的に作成したものです
- ・国の基本計画における「起きてはならない最悪の事態」の表現では地方公共団体での事態にそぐわないと思われるものは表現を変更し、又は代替表現を提示してありますので、自団体のリスクシナリオ設定の際に参考としてください

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	参考用リスクシナリオ	国の基本計画におけるプログラム	国の基本計画における重点プログラム	起きてはならない最悪の事態
				(カッコ内は代替表現の提示)
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	1-1	○	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	1-2		密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	1-3	○	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	1-4	○	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5	1-5	○	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
	1-6	1-6		暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	1-a	-		避難路における通行不能
	1-b	-		地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水
	1-c	-		暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生(豪雪に伴う被害の拡大)
	1-d	-		積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-e	-		広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
	1-f	-		豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-g	-		(亜炭鉱廃坑跡等の)大規模陥没による市街地崩壊に伴う被害の拡大
	1-h	-		河川湖沼の大規模氾濫
	1-i	-		異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-j	-		防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	1-k	-		列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
1-l	-		国民保護事案による死傷者の発生	
1-m	-		弾道ミサイル等の武力攻撃などにより、多数の死傷者が発生する事態	
1-n	-		近隣地域の被害が大きく、多くの市外避難者が集中し、混乱が発生する事態	
1-o				雪崩や建物倒壊に伴う死傷者の発生

2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	2-1	○	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	2-2		多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	2-3	○	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	2-4		想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	2-5		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	2-6		被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	2-7	○	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-a	-		多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態
		2-b	-		災害救助における活動拠点、資機材等の不足
		2-c	-		観光客等の帰宅困難者の発生
		2-d	-		避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
		2-e	-		緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
		2-f	-		富士山噴火の影響により、飛灰の蓄積・道路通行不良が発生し、県東部エリア及び県外からの避難者受入困難事態
		2-g	-		孤立することにより隣接自治体からの救援援助を受けられない事態
		2-h	-		多数の災害関連死の発生
		2-i	-		救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
		2-j			地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態
		2-k			避難行動要支援者への支援の不足等により、要配偶者に多数の死傷者が発生する事態
		2-l			富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態
		2-m			消防団員の被災、道路の阻絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難
2-n			住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動が殆どできない事態の発生		
2-o			福祉避難所開設のための支援スタッフや救援物資提供の遅延により、民間社会福祉施設を活用した福祉避難所の開設ができない		
2-p			車中泊避難等の多数発生による健康被害の発生		
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	3-1		被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	3-2		首都圏等での中央官庁機能の機能不全
		3-3	3-3		地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-a	-		災害時における病院拠点等施設の倒壊等
		3-b	-		被災者へのきめ細かな支援の不足による心身の健康被害の発生

		3-c	-		災害時における町立病院等の浸水・倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止
		3-d	-		災害時における教育センター(教育委員会)の浸水・津波被害と教育の拠点機能の混乱による教育行政機能の大幅な低下や停止
		3-e	-		広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下
		3-f	-		東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態
		3-g	-		防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺
		3-h	-		甚大な被害を受けた近隣の市町村との相互応援体制が麻痺
		3-i	-		災害時の公助の絶対的不足
		3-j	-		職員の違法行為・不祥事・瑕疵・過失等による市の信用失墜
		3-k	-		財政破綻による行政機能の停止・市民サービスの低下
		3-l	-		新型インフルエンザまん延による各機関の業務停止
		3-m	-		電話、通信回線の被害・輻輳等により災害・被害情報の収集が困難となり、初期の情報発信を適切に実施できない事態
		3-n	-		市職員等の被災や長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレスなどに伴う心身の不調による行政機能の大幅な低下
		3-o	-		市職員の参集困難に伴う初動対応の低下、市町村行政機能の停止
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	4-1		防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	4-2		テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	4-3	○	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		4-a	-		防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-b	-		町防災行政無線施設の損壊による情報提供機能の長期停止
		4-c	-		情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態
		4-d	-		コンピューターシステムの停止(災害発生、サイバー攻撃、不正アクセス、ウィルスの侵入)
		4-e	-		個人情報漏洩による市の信用失墜
4-f	-		高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備		
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	5-1	○	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下(サプライチェーンの寸断等による地元企業生産力低下)
		5-2	5-2		エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	5-3		コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	5-4		海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	5-5	○	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響(基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止)

		5-6	5-6		複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響(空路の機能停止)
		5-7	5-7		金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-8	5-8	○	食料等の安定供給の停滞
		5-9	5-9		異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		5-a	-		事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞
		5-b	-		大規模地震、津波による基幹産業である漁業、農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞
		5-c	-		観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞
		5-d	-		物流機能等の大幅な低下
		5-e	-		福井市ガス工場・福井国家石油備蓄基地の損壊、火災、爆発等
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	6-1	○	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	6-2	○	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	6-3		汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	6-4		新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	6-5		防災インフラの長期間にわたる機能不全
		6-a	-		避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
		6-b	-		応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
		6-c	-		被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生
		6-d	-		防災拠点、避難場所等(公共施設)における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止
		6-e	-		ライフライン(電気、情報通信、燃料等)の長期にわたる機能停止
		6-f	-		農工業用水の長期間にわたる機能停止
		6-g	-		被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	7-1	○	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	7-2		海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	7-3		沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	7-4		ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	7-5		有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-6	7-6	○	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		7-a	-		避難所等における環境の悪化(エコノミー症候群や精神的な苦痛)
		7-b	-		住宅供給困難な状態が継続することによる長期にわたる避難所生活
		7-c	-		原子力発電所の事故による放射性物質の放出
		7-d	-		防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

		7-e	-		消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-f	-		火山噴火による地域社会への甚大な影響
		7-g			農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	8-1		大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	8-2		復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	8-3		広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	8-4		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	8-5		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	8-6		国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響
		8-a	-		被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態
		8-b	-		応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化
		8-c	-		土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
		8-d	-		液状化等の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-e	-		ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態
		8-f	-		後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災
		8-g	-		日光杉並木の倒木による被害の発生
		8-h	-		文化財・観光資源の被災等による観光・MICE 都市としての横浜のブランド力の低下、風評被害等による来街者の大幅な減少
8-i	-		建設業関連など人材の不足による復旧・復興の遅れ		
8-j	-		液状化や地盤沈下の場所に津波の襲来による長期間の浸水		
A	大規模自然災害が発生したときでも観光地や文化財が保全される	A-a	-		文化財等の被災による、観光客等の死傷者の発生
		A-b	-		後世に残すべき貴重な文化遺産の被災
B	防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	B-a	-		企業・住民の流出等による地域活力の低下
		B-b	-		離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生
		B-c	-		人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態
C	太平洋側の代替性確保に必要な可欠な機能が維持される	C-a	-		太平洋側の基幹的な陸・海・空の交通ネットワークの機能停止

D	旧復興に寄与する。	復旧・復興段階で、 広域応援部隊及び近隣 市町との連携の拠点と して活動し、県全体の復 旧復興に寄与する。	D-a	-	広域応援部隊が使用する燃料等の調達が生じ、円滑な 救援行動に支障をきたす事態の発生
		D-b	-	市外からの一時避難者の受け入れ態勢が確保できない事態の発生	
		D-c	-	ボランティアの受け入れ態勢を十分に確保できない事態の発生	
E	理的な情報処 理を実施する	E-a	-	コンピューターシステムの停止(災害発生、サイバー攻撃、不正アクセ ス、ウィルスの侵入)	
		E-b	-	個人情報漏洩による市の信用失墜	
F	する	災害に強い人づくり・地域づくり を進めるとともに、大規模自然災 害発生後であっても、市民・地域が 力を発揮できるように、環境を整備 する	F-a	-	市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や 発災直後の救助活動が不足する事態
		F-b	-	災害時要援護者(配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児など)への地 域の支援が不足する事態	
		F-c	-	避難所開設・運営における住民自主運営体制の不備、女性の視点か らの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事 態	
G		防災・減災と地域成長 を両立させた魅力あ る地域づくり	G-a	-	企業・住民の流出等により、ものづくりのまち浜松らしさが失われ、地 域活力が低下する事態

(注) A～Gは地方公共団体が独自に設定した「事前に備えるべき目標」で、「参
考用リスクシナリオ」欄の英子文字を付したものは地方公共団体が独自に設定
したリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）である。

(都道府県等が独自に事前に備える目標やシナリオを設定する意図)

- ・ 富山県では「太平洋側の代替性確保」を基本目標に入れ、それに対応するリスク
シナリオとして「太平洋側の基幹的な陸・海・空の交通ネットワークの機能停止」
を設定しています。
- ・ 山梨県は、「起きてはならない最悪の事態」設定にあたり、踏まえた地域特性を、
補足説明として付記（例：地震による建物被害の多くは地震動そのものに伴うも
のであるが、甲府盆地南部等では液状化による建物被害も発生する可能性がある）
されました。
- ・ 静岡県は、平成 25 年度に公表した地震被害想定の中で、発災から時系列を追っ
て、災害対策本部、医療救護、交通、ライフライン、住宅対応など、各分野の状
況のシナリオを想定していたため、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の
事態」）の具体化による、より詳細な脆弱性の分析・評価につなげていくことが
できました。また、事前に備えるべき目標として「防災・減災と地域成長を両立
させた魅力ある地域づくり」を挙げ、それに対応するリスクシナリオとして「企

業・住民の流出等による地域活力の低下」を設定しています。国の視点になくとも地域の視点からは重大なリスクといえます。

- ・香川県では「四国の防災拠点としての機能を果たす」を基本目標に入れ、それに対応するリスクシナリオとして他の目標においても挙げられたリスクシナリオを、再掲という形で結びつけています。これにより、リスクシナリオへの対応を強化しています。

(資料7) リスクシナリオに対応する KPI の例

- ・ 策定済市町村で実際に設定された KPI から代表的なものを紹介します。ここにあげたものは一例です。必ず設定しなければならないものでもありません。各地域で実情に合った KPI を設定してください。

起きてはならない 最悪の事態		KPI 例 (代表的なもの)
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅の耐震化率
		市町村施設の耐震化率
		特定天井等非構造部材の定期点検等の対策
		家具などの転倒防止対策実施率
		ハザードマップの作成率
		病院・社会福祉施設等の耐震化率
		橋梁の長寿命化修繕
		家具等転倒防止対策
		津波避難道路の整備率
		避難勧告等判断マニュアルの見直し実施状況
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	市街地再開発の進捗率 (全地区)
		観光地の防災拠点の整備
		観光地の管理用道路整備
		緑の基本計画
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	防災ヘリの臨時離着陸場の指定数
		津波避難ビル等で孤立した避難者に対する救助体制整備
		医療機関における災害 (津波) 対策マニュアルの策定率
		災害発生時医療救護班体制の整備状況
		避難路、緊急輸送道路 (国道のバイパス道路) 整備率
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	地域外へ通じる輸送ルート数
		避難行動要支援者名簿作成
		避難行動要支援者の個別支援計画の作成数
		がけ地カルテの作成
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害 (深層崩壊) 等による多数の死傷者の発生	観光案内サインの設置数
		土砂災害危険箇所表示看板設置数
		土砂災害から保全される人家戸数
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	火山防災マップの作成
		車道除雪機械台数
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	雪みちナビカメラ設置台数
		備蓄量及び備蓄充足率
		災害時応援協定等 (含む物資供給協定) の締結数
		緊急時の輸送道路として活用される道路の整備
		基幹管路の耐震管率
		災害時にヘリコプターが発着できるヘリポート数
		孤立可能性のある集落数
		橋梁の耐震化率
		避難所運営委員会の設立数
		基幹管路の耐震適合率
災害時に活用できる給食サービス施設の数		
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	緊急輸送道路整備率
		中山間地域における臨時ヘリポートの整備数
		道路啓開計画の策定

起きてはならない 最悪の事態		KPI 例（代表的なもの）
		非常用食料、物資の備蓄
		住民情報統合システムシステム整備
		孤立集落無線設置地区数
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防団員の充足率
		防火水槽総数に対する耐震性防火水槽の割合
		消防分団屯所の耐震化整備率
		消防救急無線のデジタル化率
		自主防災組織に消防が訓練を実施した回数
		防災拠点となる公園の整備
		町内ボランティア団体数、登録者数
		津波避難訓練参加人数
2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定数
		従業員用に3日以上飲料水を備蓄している企業の割合
		災害用伝言板サービス等の周知
		帰宅困難者向けリーフレットの作成
		帰宅支援ステーション数
		帰宅困難者対策訓練の実施
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	医療施設の耐震化率
		医療機関における防災医療マニュアル整備状況
		災害対応訓練の実施状況
		医療機関の食料備蓄量
		市内病院、有床診療所のBCP策定率
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	集団予防接種の接種率
		トイレなどの整備状況
		消毒薬剤の備蓄率
		汚泥再生処理センター整備状況（工事進捗率）
		改修済火葬炉数
		感染症研修会等 開催回数
		下水道・合併浄化槽等の汚水処理人口普及率
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	指定避難場所・福祉避難所の指定数
		避難者等のための食糧品備蓄率
		基幹避難所備蓄庫数
		避難所開設訓練実施率
		避難所運営リーダーの養成
		災害時における飲食料、生活物資の供給協力に関する協定数
		要配慮者避難支援に取り組む地域組織を支援した回数
		福祉避難所の設置運営に関する協定数
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	犯罪認知件数
		防犯カメラ設置台数
		防犯アドバイザー派遣回数
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	自治体の業務継続計画（BCP）策定状況
		自治体の受援計画策定状況
		自治体所有施設の耐震化率
		自治体間相互応援協定などの締結数
		災害対策本部非常用電源機能整備
		職員用食糧備蓄率
		業務継続のために必要な発電用燃料の充足度
		災害対策本部の代替機能の整備
災害対策本部訓練の実施回数		

起きてはならない 最悪の事態		KPI 例（代表的なもの）
		ICT-BCP の策定状況
		庁舎の室内安全対策実施率
		外部データセンターへ移設したシステム割合
		災害発生時（地震津波時）の職員の初期対応マニュアル策定と職員への配布
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	消防：通信指令センターとの情報通信の多重化（衛星電話等）整備状況
		市民への情報伝達手段の多重化・同報系デジタル防災行政無線等の整備
		太陽光発電を設置している公共施設の数
		通信ビルの電源機能：大容量蓄電池や非常用発電機配備状況
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	防災行政無線（固定系）のデジタル化率
		市民への情報伝達手段の多重化
		町保有の衛星携帯数
		防災行政無線施設の地震対策 情報伝達訓練の実施回数/年
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	BCP 策定支援事業参加企業数
		港湾連絡道路の整備状況
		中小企業の事業継続計画 の策定割合
		都市計画道路の無電柱化事業の進捗状況 市道路啓開計画策定状況
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	新エネルギー導入量発電容量
		学校施設への太陽光パネル設置数
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	消防：準特定タンク新基準適合率
		消防：屋外タンクの緊急遮断弁設置率
		消防：コンビナート災害対応 消火薬剤の保有数
		応急活動に必要な燃料の確保状況
		石油等の流出による火災に対する消火対策の検討状況 港湾湾外縁部、湾口部の地震・津波対策整備状況
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	緊急輸送道路の整備状況
		耐震補強実施橋梁数
		港湾大規模地震対策施設：耐震強化岸壁整備状況
		空港における基本施設の耐震化率
		インフラ施設の長寿命化の取組状況
		重要橋梁の予防保全型補修工事着手率
		資機材格納施設の高台整備状況 緊急時輸送道路の整備促進状況
5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	町内 JA の事業継続計画（BCP 計画）策定率
		自治体の指定金融機関の事業継続計画（BCP 計画）策定状況
5-8	食料等の安定供給の停滞	他自治体との災害時における相互応援協定締結状況
		食料自給率
		農業用排水機場耐震照査率
		農用地のカバー率（多面的機能支払交付金対象農用地面積） 拠点給水施設の整備率

起きてはならない 最悪の事態		KPI 例（代表的なもの）
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	燃料供給協定締結数
		発電・送電設備の耐震化
		市管理河川における小水力発電施設数
		災害対応型給油所数
		可搬式発電機設置数
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	基幹管路の耐震適合率
		浄水施設の耐震率
		水道：協定書締結数
		上水道の業務継続計画の整備
		水道施設耐震技術研修会実施
		応急給水研修実施
		地域住民との連携や効果的な訓練の実施数
		災害応急用井戸に指定されている事業場数
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道の耐震化率
		下水道業務継続計画（BCP）の策定状況
		合併浄化槽導入率
		災害時応急トイレの整備数
		下水道圧送管バックアップシステム整備率
6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	緊急輸送道路の整備率
		適切な維持管理・補修を要する橋梁の整備率
		自治体運営交通機関施設における耐震性能の確保率
		電線類の地中化実施路線数
		障害物除去等応援対策業務に関する協定数
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	地域設置消火器数
		D 級・C 級ポンプ配備数
		老朽木造住宅の除却助成件数（累計）
		都市防災不燃化促進事業における建替助成件数（累計）
		耐震性防火水槽の設置及び既存防火水槽の耐震補強の整備率
		感震ブレーカー等の普及率
		地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積
		1 人当たり公園面積
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	消防：屋外タンクの緊急遮断弁設置率
		建設：樋門操作従事者による作動点検実施状況
		船舶給油タンク耐震化数
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	住宅の耐震化率
		新規津波避難道路の整備率
		自治体の応急危険度判定委員会数
		空き家件数
		道路啓開に必要な重機、車両等の格納施設の高台整備数
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	整備・更新等を実施したポンプ所数
		農業用ため池の点検、診断実施数
		防災施設維持管理マニュアルの策定状況
		土地改良区の排水機場の改修工事实施箇所数
		砂防、治山、地すべり、急傾斜の基礎調査の実施率
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	消防：救助工作車及び避難誘導に活用できる車両の配備数
		流出防止機能付農業用タンクの設置数
		有害物質の情報把握実施

起きてはならない 最悪の事態		KPI 例 (代表的なもの)
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	土砂災害区域等の指定・周知
		ため池改修計画書の作成数 (累計)
		農業用施設の排水設備整備状況
		中山間地域等直接支払制度の集落で地域農業を支える体制づくりに取り組んだ集落数
		農地や農業用水等を保全するため共同活動に取り組んだ活動組織数
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	水源涵養機能維持増進森林の割合
		災害廃棄物処理応援協定の締結数
		災害廃棄物処理にかかる応急対策マニュアル: 策定済
		災害廃棄物処理計画の策定状況 (進捗率)
		仮置場の候補地数
		建設業災害対策協力会における事業継続計画 (BCP) 策定
8-2	復興を支える人材等 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	協力協定を締結している団体等の総数
		自主防災組織の結成率
		地籍調査の対象面積に対する進捗率
		避難所運営体制検討会の実施避難所数
		道路啓開計画策定
		被災宅地危険度判定士の登録者数
		災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者数
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	定期点検、トンネル補修工事進捗率
		道路啓開計画策定
8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	公園の用地取得
		応急仮設住宅の建設予定地数
		仮設住宅管理等を処理するシステムの導入
8-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	風評被害防止にかかる計画の策定
		自治体メールマガジン登録者数
		水産交流人口
		農業交流人口
		正確な情報収集と情報発信する体制づくりを行う県外での観光情報説明会の開催

(資料8) 国への相談等に係る各府省庁の支分部局等一覧

①国土強靱化地域計画の策定等に関する全般的な事項

府省庁名	相談窓口
内閣官房	内閣官房国土強靱化推進室 03-6257-1775 東京都千代田区永田町1-6-1 (中央合同庁舎第8号館)

②国土強靱化地域計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項

府省庁名	相談窓口
内閣府 (防災)	内閣府政策統括官(防災担当)付 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館 ①内閣府が作成する被害想定について 参事官(調査・企画担当)付 03-3501-5693(直通) ②国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係について 参事官(防災計画担当)付 03-3501-6996(直通) ③上記以外の内容について 参事官(総括担当)付 03-3501-5408(直通)
内閣府 (防災を除く)	内閣府沖縄総合事務局総務部防災・危機管理課 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 098-866-0115(直通)
警察庁	警察庁警備局警備運用部警備第二課災害対策室 東京都千代田区霞が関2-1-2 03-3581-0141(内線5764) saitaishitsu@npa.go.jp 東北管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 022-221-7181(内線5521) tohoku_IPC2@npa.go.jp 関東管区警察局広域調整部広域調整第二課 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 048-600-6000(内線5542) kanto.keibi4@npa.go.jp 中部管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1 052-951-6000(内線5530、5511) chubu_IPC2@npa.go.jp 近畿管区警察局広域調整部広域調整第二課 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17 06-6944-1234(内線5541、5532) kinki_IPC2-2012@npa.go.jp 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 広島県広島市中区上八丁堀6-30 082-228-6411(内線5860、5541) chugoku_IPC2@npa.go.jp

府省庁名	相談窓口
警察庁	<p>中国四国管区警察局四国警察支局広域調整課 香川県高松市サンポート3-33 087-821-3111 (内線 5860、5862) shikoku. IPC2@npa. go. jp</p> <p>九州管区警察局広域調整部広域調整第二課 福岡県福岡市博多区東公園7-7 092-622-5000 (内線 5540、5531) kyushu. IPC2@npa. go. jp</p>
金融庁	<p>金融庁総合政策局総務課 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 03-3506-6000 (内線 3180、3179)</p>
消費者庁	<p>消費者庁消費者政策課 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 03-3507-9186 (直通)</p>
復興庁	<p>復興庁調査・調整班・地域班 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 03-6328-1111 (代表)</p>
総務省 (消防関係)	<p>消防庁総務課 東京都千代田区霞が関2-1-2 03-5253-5111 (内線 42132) fdma-soumuka@soumu. go. jp</p>
総務省 (情報通信関係)	<p>総務省情報流通行政局地域通信振興課 東京都千代田区霞が関2-1-2 03-5253-5756 ict-kyoujinka@soumu. go. jp</p> <p>北海道総合通信局防災対策推進室 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 011-747-6451 hokkaido-bousai@ml. soumu. go. jp</p> <p>東北総合通信局東日本大震災復興対策支援室 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 022-221-0654 kyoujin-toh@ml. soumu. go. jp</p> <p>関東総合通信局防災対策推進室 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 03-6238-1617 kanto-boutaishitu@ml. soumu. go. jp</p> <p>信越総合通信局防災対策推進室 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 026-234-9961 shinetsu-bousaisuishin@ml. soumu. go. jp</p> <p>北陸総合通信局防災対策推進室 石川県金沢市広坂2-2-60 076-233-4479 hokuriku-dpo@soumu. go. jp</p> <p>東海総合通信局防災対策推進室 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-715-5008 bousai-tokai@soumu. go. jp</p> <p>近畿総合通信局防災対策推進室 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 06-6942-8504 kinsou-br@soumu. go. jp</p>

府省庁名	相談窓口
総務省 (情報通信関係)	中国総合通信局防災対策推進室 広島県広島市中区東白島町 19-36 082-222-3371 bousai3-chugoku@ml.soumu.go.jp 四国総合通信局防災対策推進室 愛媛県松山市味酒町 2-14-4 089-936-5020 shikoku-bousai@soumu.go.jp 九州総合通信局防災対策推進室 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 096-326-7334 boutaisuisin-kyushu@ml.soumu.go.jp 沖縄総合通信事務所防災対策推進室 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋B街区 5階 098-865-2300 boutaisuisin-okinawa@ml.soumu.go.jp
法務省	法務省大臣官房秘書課広報室 東京都千代田区霞が関 1-1-1 03-3580-4111 (内線 2051)
外務省	外務省大臣官房総務課危機管理調整室 東京都千代田区霞が関 2-2-1 03-5501-8059 (直通)
財務省	財務省大臣官房総合政策課政策推進室 東京都千代田区霞が関 3-3-1 03-3581-4111 (内線 5162)
文部科学省	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付 東京都千代田区霞が関 3-2-2 03-5253-4111 (内線 2235)
厚生労働省	厚生労働省 東京都千代田区霞が関 1-2-2 03-5253-1111 (代表) ①上水道施設の耐震化の推進、ノウハウの強化等について 医薬・生活衛生局水道課 内線:4008 suidougijutsu@mhlw.go.jp ②広域的かつ大規模な災害の際の、適切な医療機能の提供のあり方及び災害拠点病院等の耐震化の推進について 医政局地域医療計画課 内線: 2558 ③福祉施設の耐震化の推進について (i) 社会・援護局福祉基盤課 内線: 2864 (ii) 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 内線: 3035 (iii) 老健局高齢者支援課 内線: 3927、3928 (iv) 子ども家庭局子育て支援課 内線: 4960、4961 (v) 子ども家庭局保育課 内線: 4837 ④広域的な福祉支援ネットワークの構築について 社会・援護局福祉基盤課 内線: 2864 ⑤予防接種の推進、消毒や害虫駆除等について 健康局結核感染症課 内線: 2375 SARSOPC@mhlw.go.jp ⑥その他厚生労働省案件 大臣官房厚生科学課 内線: 3840

府省庁名	相談窓口
農林水産省	<p>①食料・農業農村整備に関する施策について</p> <p>東北農政局農村振興部設計課事業調整室 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 022-263-1111（内線4343）</p> <p>関東農政局農村振興部設計課事業調整室 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-0600（内線3571）</p> <p>北陸農政局農村振興部設計課事業調整室 石川県金沢市広坂2-2-60 076-263-2161（内線3521）</p> <p>東海農政局農村振興部設計課事業調整室 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 052-201-7271（内線2626）</p> <p>近畿農政局農村振興部設計課事業調整室 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 075-451-9161（内線2523）</p> <p>中国四国農政局農村振興部設計課事業調整室 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 086-224-4511（内線2628、2611）</p> <p>九州農政局農村振興部設計課事業調整室 熊本県熊本市西区春日2-10-1 096-211-9111（内線4726）</p> <p>国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課 北海道札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎 011-709-2311（内線5560）</p> <p>内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 098-866-0031（内線83341）</p>
	<p>②森林・林業に関する施策について</p> <p>(i) 国有林について</p> <p>北海道森林管理局総務企画部企画課 北海道札幌市中央区宮の森3条7-70 011-622-5228（直通）</p> <p>東北森林管理局総務企画部企画調整課 秋田県秋田市中通5-9-16 018-836-2276（直通）</p> <p>関東森林管理局総務企画部企画調整課 群馬県前橋市岩神町4-16-25 027-210-1150（直通）</p> <p>中部森林管理局総務企画部企画調整課 長野県長野市大字栗田715-5 026-236-2515（直通）</p>

府省庁名	相談窓口
農林水産省	<p>近畿中国森林管理局総務企画部企画調整課 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75 06-6881-3403 (直通)</p> <p>四国森林管理局総務企画部企画調整課 高知県高知市丸ノ内 1-3-30 088-821-2160 (直通)</p> <p>九州森林管理局総務企画部企画調整課 熊本県熊本市西区京町本丁 2-7 096-328-3511 (直通)</p> <p>(ii) (i) 以外の森林・林業施策について 農林水産省林野庁森林整備部各事業担当課 (都道府県林務担当部局経由) 東京都千代田区霞が関 1-2-1 03-3502-8111 (内線 計画課 6143、整備課 6172、治山課 6194)</p> <p>③水産に関する施策について 農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 東京都千代田区霞が関 1-2-1 03-3502-8111 (内線 6902)</p>
経済産業省	<p>経済産業省資源エネルギー庁長官官房総務課 東京都千代田区霞が関 1-3-1 03-3501-2669 (直通)</p> <p>北海道経済産業局総務課 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 011-709-1773 (直通)</p> <p>東北経済産業局総務課 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 022-221-4856 (直通)</p> <p>関東経済産業局総務課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 048-600-0213 (直通)</p> <p>中部経済産業局総務課 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 052-951-2683 (直通)</p> <p>中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局総務課 富山県富山市牛島新町 11-7 富山地方合同庁舎 3 階 076-432-5588 (直通)</p> <p>近畿経済産業局総務課 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 06-6966-6001 (直通)</p> <p>中国経済産業局総務課 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 082-224-5615 (直通)</p> <p>四国経済産業局総務課 香川県高松市サンポート 3-33 087-811-8503 (直通)</p> <p>九州経済産業局総務課 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 092-482-5405 (直通)</p> <p>内閣府沖縄総合事務局経済産業部政策課 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 098-866-1726 (直通)</p>

府省庁名	相談窓口
国土交通省	<p>①地方整備局関係</p> <p>東北地方整備局東北圏広域地方計画推進室 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 022-225-2171 (内線 3156、6132) thr-kou-suishin2@mlit.go.jp</p> <p>関東地方整備局首都圏広域地方計画推進室 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 048-601-3151 (内線 3116、3213) ktr-kouiki-shutoken@mlit.go.jp</p> <p>北陸地方整備局北陸圏広域地方計画推進室 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 025-370-6687 (直通) hokuriku-localplan@hrr.mlit.go.jp</p> <p>中部地方整備局中部圏広域地方計画推進室 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 052-953-8127 (直通) cbr-cusui@mlit.go.jp</p> <p>近畿地方整備局近畿圏広域地方計画推進室 大阪府大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 06-6942-1141 (内線 3116) kkr-otayori@mlit.go.jp</p> <p>中国地方整備局中国圏広域地方計画推進室 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 082-221-9231 (内線 3221) opinionkokudo@cgr.mlit.go.jp</p> <p>四国地方整備局四国圏広域地方計画推進室 香川県高松市サンポート3-33 087-811-8309 (直通) skr-kokudokyoujin@mlit.go.jp</p> <p>九州地方整備局九州圏広域地方計画推進室 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎 092-476-3543 (直通) qsr-kokudokyoujin@mlit.go.jp</p> <p>内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 098-866-1901 (直通)</p> <p>②北海道開発局関係</p> <p>北海道開発局開発監理部開発調整課 北海道札幌市北区北8条西2丁目 011-709-9216 (直通) hkd-ky-infra@gxb.mlit.go.jp</p> <p>③地方運輸局関係</p> <p>北海道運輸局総務部安全防災・危機管理調整官 札幌第二合同庁舎 北海道札幌市中央区大通西10丁目 011-290-2711 (直通) hkt-kyojinka@gxb.mlit.go.jp</p> <p>東北運輸局総務部総務課 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎 022-791-7504 (内線 219) tht-som-akc@ou.mlit.go.jp</p> <p>北陸信越運輸局総務部総務課 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 025-285-9000 (直通) hokushin-bosai@mlit.go.jp</p>

府省庁名	相談窓口
国土交通省	<p>関東運輸局総務部総務課 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 17 階 045-211-7204 (直通) ktt-som-som@ou.mlit.go.jp</p> <p>中部運輸局総務部総務課 愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 052-952-8002 (直通) cbt-chubusoumu@nyb.mlit.go.jp</p> <p>近畿運輸局総務部安全防災・危機管理課 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 06-6949-6412 kkt-kinki-anki@gxb.mlit.go.jp</p> <p>神戸運輸監理部総務企画部安全防災・危機管理調整官 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎 078-321-3473 (直通) kbm-anzen-bousai@gxb.mlit.go.jp</p> <p>中国運輸局総務部安全防災・危機管理調整官 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 082-228-3434 (内線 4102) cgt-bousaitantou01@gxb.mlit.go.jp</p> <p>四国運輸局総務部安全防災・危機管理調整官 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 087-802-6715 (直通) skt-kyojinka1@gxb.mlit.go.jp</p> <p>九州運輸局総務部総務課 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 092-472-2312 (直通) qst-anbouhan-gaibu1@gxb.mlit.go.jp</p> <p>内閣府沖縄総合事務局運輸部総務運航課 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 098-866-1836 (直通)</p> <p>④海上保安関係 海上保安庁総務部政務課 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 03-3580-2083 (直通) jcghseimu11-4b4j@mlit.go.jp</p> <p>⑤その他 国土交通省国土政策局総合計画課 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 2 号館 03-5253-8356</p>
環境省	<p>環境省 東京都千代田区霞が関 1-2-2</p> <p>①「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」の提供について 環境保健部環境安全課 03-3581-3351 (内線 6390) ehs@env.go.jp</p>

府省庁名	相談窓口
環境省	<p>②自然生態系が有する防災・減災機能の評価について 自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 03-5521-8275（直通） NBSAP@env. go. jp</p> <p>③利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備について 自然環境局自然環境整備課 03-5521-8281（直通） shizen-seibi@env. go. jp</p> <p>④森林等の荒廃を防ぐための鳥獣管理について 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 03-5521-8285（直通） shizen-choju@env. go. jp</p> <p>⑤災害廃棄物、浄化槽関連の施策・事業について 環境再生・資源循環局総務課 03-5521-9268（直通） hairi-kikaku@env. go. jp</p> <p>⑥上記以外の内容について 大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室 03-5521-8326（直通） kikaku-pr@env. go. jp</p>
防衛省	<p>北海道防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 北海道札幌市中央区大通西12丁目（札幌第3合同庁舎） 011-272-7571 chouseika@hokkaido. rdb. mod. go. jp</p> <p>東北防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15（仙台第3合同庁舎） 022-297-8212</p> <p>北関東防衛局企画部地方協力基盤整備課事態対処支援室 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1（さいたま新都心合同庁舎2号館） 048-600-1800（内線2707）</p> <p>南関東防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 神奈川県横浜市中区北仲通5-57（横浜第2合同庁舎） 045-211-7102</p> <p>近畿中部防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67（大阪合同庁舎第2号館） 06-6945-4956</p> <p>中国四国防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 広島県広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎4号館） 082-223-7153</p> <p>九州防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7（福岡第2合同庁舎） 092-483-8816</p> <p>沖縄防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 098-921-8181（内線213、220、237） h-kakuho@okinawa. rdb. mod. go. jp</p>

(資料9) 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援について

趣旨等

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体等を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠。

地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定及び当該計画に基づく取組等の推進に向けた、政府による支援策の一環としてとりまとめ、公表するもの。

概要

○ 関係府省庁の支援方針

地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対し、交付金制度の特性に留意し実効性を考慮しつつ、これまでの「一定程度配慮」に加え、更に重点配分、優先採択等の重点化を行うことにより支援の充実を図る。

支援を講じる交付金・補助金は、以下の関係9府省庁所管の46の交付金・補助金。

○ 関係府省庁の支援の内容

・ 予算配分、採択において、重点配分、優先採択等の重点化

【内閣府】 地方創生整備推進交付金

【警察庁】 都道府県警察施設整備費補助金（警察施設整備関係）、特定交通安全施設等整備事業に係る補助金

【総務省】 放送ネットワーク整備支援事業費補助金、無線システム普及支援事業費等補助金（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業）、無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）、無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線LAN環境整備支援事業）、ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業、消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金

【文部科学省】 学校施設環境改善交付金

【厚生労働省】 社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金

【農林水産省】 農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金、治山事業、林業・木材産業成長産業化促進対策、水産基盤整備事業、

浜の活力再生・成長促進交付金、農山漁村地域整備交付金、海岸事業（漁港海岸）

【国土交通省】防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金のうち道路事業

・ 交付金・補助金の交付の判断にあたって、一定程度配慮。

【厚生労働省】地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金、地方改善施設整備費補助金

【農林水産省】森林・山村多面的機能発揮対策交付金

【経済産業省】災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金、災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費、離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費（過疎地等における石油製品の流通体制整備事業）、次世代燃料供給体制構築支援事業費（SS過疎地対策計画策定支援事業）

【国土交通省】住宅市街地総合整備促進事業費補助、都市安全確保促進事業費補助金、特定洪水対策等推進事業費補助、特定土砂災害対策推進事業費補助、海岸保全施設整備連携事業、大規模海岸保全施設改良事業、道路事業費補助、港湾の防災力向上推進事業、下水道防災事業費補助

【環境省】循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）

注：本件「関係府省庁による支援について」の詳細については、

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202004_shien.pdf

を参照してください。なお、本件「関係府省庁による支援について」に係る交付金又は補助金に関するお問合せ先についても、併せて掲載しています。

(資料10) “ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)”

「国土強靱化地域計画賞」について

「ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞)」は、次世代に向けたレジリエンス社会構築のため、全国から“強くてしなやかな国づくり、地域づくり、人づくり、産業づくりに資する活動、技術開発、製品開発等”を実施している企業・団体を評価・表彰する(社)レジリエンスジャパン推進協議会の制度です。

国土強靱化基本法が制定されて以来、全国の地方公共団体で国土強靱化地域計画策定が推進され都道府県での策定が終わり、これからは市区町村での策定が本格化することが期待されます。

このような中、今後策定される地方公共団体に国土強靱化地域計画の意義やメリットを理解いただき今後の策定が円滑に進捗して地域の強靱化が進むことを目的に、



地域計画策定に工夫して取組み、地域の国土強靱化を推進している先導的な地方公共団体を表彰する「国土強靱化地域計画賞」が新たな賞として設けられ、今年度は、金賞1団体、優秀賞3団体が受賞しました。

<http://www.resilience-jp.biz/20200317100637/>

【金賞 受賞団体】 神奈川県横浜市

団体名	受賞理由
神奈川県横浜市	<ul style="list-style-type: none">○ 脆弱性評価において、「発災」から「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に至るまでの発生プロセスを表した脆弱性評価フロー図を作成するとともに、リスクを細分化した上で段階評価するなどの工夫を講じ、わかりやすいものとなっている。○ 自団体での策定とともに、県内の未策定市町村に対して策定手法等の説明や資料提供を実施する等、神奈川県と連携して積極的な支援も実施。

【優秀賞 受賞団体】 北海道紋別市、青森県八戸圏域8市町村(八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町)、鹿児島県鹿児島市

国土強靱化地域計画に定める事業 における交付金・補助金の活用事例

内閣府所管の交付金・補助金の活用事例

【事例1】 石川県(地方創生道整備推進交付金事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
の防止
山間部における孤立集落の発生を防止するため、
緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備
を推進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 地方創生整備推進交付金
(事業費1,148百万円 / 国費572百万円)

事業概要と効果

- ・ 市町村道、広域農道、林道を一
体的に整備(新設・改良等)
- ・ 迂回路・緊急避難路として利用可
能な防災・減災、国土強靱化に資
する道路ネットワークを構築
- ・ 農林業・観光業の振興、交流人
口の拡大



【事例2】 大分県(地方創生港整備交付金事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

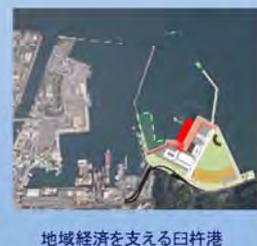
- 基幹的陸上海上交通ネットワーク構築
大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機
能不全に陥らせないため、海上輸送拠点である港湾
の整備など、広域交通網の着実な整備を推進し、輸
送の代替性の確保を図る。

活用した交付金・補助金

令和元年度 地方創生整備推進交付金
(事業費580百万円 / 国費251百万円)

事業概要と効果

- ・ 東九州の地域経済を支える
臼杵港の海上輸送拠点及び
防災拠点を確保するため、耐震
強化岸壁及び背後の緑地整備。
- ・ 緊急物資搬入等の港の防災
機能の強化や大規模自然災害
発生後の迅速な物流・経済活動
再開の確保に寄与。



警察庁所管の交付金・補助金の活用事例

【事例3】 岡山県(警察施設の耐震化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 警察・消防庁舎の耐震化等
耐震化が未実施の警察施設は、老朽化・狭隘化
が著しいため、建て替えによる耐震化を計画的に
進めることで、災害発生時における警察機能及び
救助活動拠点機能の保持を図る。

活用した交付金・補助金

令和元年度 都道府県警察施設整備費補助金
(事業費7,093百万円 / 国費1,516百万円)

事業概要と効果

- ・ 警察本部庁舎の建て替え
整備により、庁舎の耐震化及
び本部所属の集約化を実施
し、災害発生時における拠点
施設としての運用に寄与



【事例4】 千葉県(警察施設の耐震化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 警察施設の耐災害性の強化
警察署をはじめとした警察庁舎の耐震化を継続
的に進めるなどして、警察施設の耐災害性の強化
を図る。

活用した交付金・補助金

令和元年度 都道府県警察施設整備費補助金
(事業費65百万円 / 国費30百万円)

事業概要と効果

- ・ 千葉県茂原警察署庁舎の
耐震改修を実施し、警察署
庁舎の災害発生時における
機能維持、警察職員による
迅速な災害対応活動に寄
与



警察庁所管の交付金・補助金の活用事例

【事例5】兵庫県(特定交通安全施設等整備事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 迅速な道路交通情報の把握、交通渋滞・事故を回避するための信号機電源付加装置の整備
自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握のための取組及び停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞・事故を回避するための対策を推進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 特定交通安全施設等整備事業に係る補助金(警察庁)
(事業費29百万円/国費14百万円)

事業概要と効果

- ・ 信号機電源付加装置の整備を実施し(4台)、停電時における信号機の機能停止の防止に寄与
- ・ 交通情報板の整備を実施し(1基)、災害発生時における道路状況、交通規制情報等の提供に寄与



信号機電源付加装置 交通情報板

【事例6】鳥取県(特定交通安全施設等整備事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 交通管制システムの高度化の推進、道路等インフラの機能強化
緊急輸送道路を優先して、交通信号制御機や交通情報板、信号機電源付加装置等の更新・整備等を行うことで、停電時の信号機能の停止を回避し、災害発生時の交通管制の円滑化を図る。

活用した交付金・補助金

令和元年度 特定交通安全施設等整備事業に係る補助金(警察庁)
(事業費167百万円/国費58百万円)

事業概要と効果

- ・ 信号機電源付加装置の整備を実施し(6台)、停電時における信号機の機能停止の防止に寄与
- ・ 信号制御機の更新の整備を実施し(57基)、信号制御機の老朽化を解消し、災害対応力の向上に寄与



新設した信号機電源付加装置 更新された信号制御機

総務省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例7】北海道中札内村 (公衆無線LAN環境整備支援事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

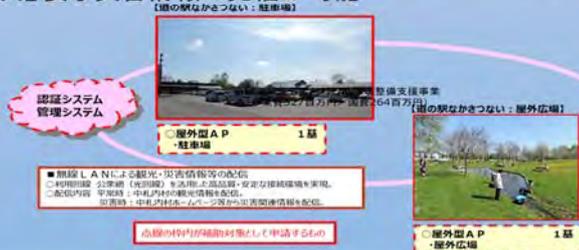
- 観光客・住民等への伝達体制の強化
・ 公衆無線LANの整備など、多様な手段による災害情報の伝達体制強化を推進する。
・ 外国人を含む観光客に対する公衆無線LANの整備や災害情報の伝達体制の強化など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 公衆無線LAN環境整備支援事業
(事業費4.2百万円 / 国費2.8百万円)

事業概要と効果

避難場所となっている道の駅において、災害発生時に住民・観光客への迅速な初動対応の誘導及び避難収容施設への移動等に関わる情報支援を実施。災害時の自動切替機能により必要な災害情報の発信が可能



【事例8】山梨県 (公衆無線LAN環境整備支援事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 公衆無線LAN環境の整備促進
災害時等を想定し、県内のどこからでも、誰もが無線LAN(Wi-Fi)にアクセスできるようにするため、防災拠点等の県有施設へのアクセスポイントの整備を図る必要がある。

活用した交付金・補助金

令和元年度 公衆無線LAN環境整備支援事業
(事業費5.3百万円 / 国費2.6百万円)

事業概要と効果

※事業費及び国費は交付決定額

- ・ 地域の拠点であり、多数の県民の出入りが予想される県の合同庁舎(3施設)への無線LANアクセスポイント整備
- ・ 平時は行政情報や観光情報の取得等に活用。
- ・ 災害時は利用者登録・認証や利用時間等の利用制限を無くし利用可能とし、災害情報を入手しやすくする。



文部科学省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例12】 愛知県名古屋市(学校施設の長寿命化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 小中学校等における非構造部材等の耐震対策
避難所における必要な機能の確保のため、老朽化した校舎等を改修するとともに、窓ガラスの飛散防止など非構造部材の耐震対策を実施する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 学校施設環境改善交付金
(事業費1,445百万円 / 国費479百万円)

事業概要と効果

- ・老朽化した校舎等について、屋上防水や外壁、内装の一体的な改修を実施するとともに、受変電設備や受水槽等を更新し、避難所としてのニーズに対応するための機能を確保。



【事例13】 愛知県豊橋市(学校施設の長寿命化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進
避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する

活用した交付金・補助金

令和元年度 学校施設環境改善交付金
(事業費1,123百万円 / 国費254百万円)

事業概要と効果

- ・老朽化した建物の長寿命化に資する工事(内部及び外部の全面更新、ライフラインの更新等)を行うことにより避難者の安全な避難生活を確保。



文部科学省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例14】 青森県おいらせ町(学校施設の耐震化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 公立学校施設等の耐震化
児童生徒の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図る。

活用した交付金・補助金

令和元年度 学校施設環境改善交付金
(事業費61百万円 / 国費20百万円)

事業の効果

- ・天井材等落下防止対策により安全で快適な教育環境の整備及び避難所としての安全性の確保に寄与



厚生労働省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例15】 富山県富山市(拠点整備推進事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 拠点整備推進事業
インフラの維持管理・更新や老朽化対策を効率的に実施するため、児童厚生施設の施設整備を行う。

活用した交付金・補助金

平成31年度 次世代育成支援対策施設整備交付金
(事業費150百万円 / 国費22百万円)

事業概要と効果

- ・施設の老朽化等により、富山市立星井町児童館の改築を実施。
- ・改築による施設の耐震化に伴う、利用者の安全確保。
- ・魅力ある施設の整備による、児童の健全な遊び場の確保。



【事例16】 高知県高知市(学校・保育所の耐震化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 学校・保育所の耐震化
園児の安全を確保するため、未耐震の保育所およびブロック塀の改修を推進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 保育所等整備交付金
(事業費563百万円 / 国費335百万円)

事業概要と効果

- ・未耐震および老朽化の激しい保育所の耐震改築事業による安心安全な保育環境の整備
- ・ブロック塀の改修事業により地震発生時の倒壊を防ぐ



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例17】 福井県(湛水被害防止対策)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 用排水施設等の整備
災害リスクに対応した農業用水利施設等の保全管理や機能強化を図るため、用排水施設等の計画的な整備などの農村地域の防災・減災対策を推進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農村地域防災減災事業
(事業費1,710百万円 / 国費941百万円)

事業概要と効果

- ・県内10地区において、用排水路や排水機場の更新設備を実施し、集中豪雨等による災害時の農業生産や周辺地域の被害軽減に寄与。



【事例18】 奈良県(ため池の老朽化対策)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 農業用ため池の整備
老朽化した農業用ため池の改修を促進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農村地域防災減災事業
(事業費73百万円 / 国費39百万円)

事業概要と効果

- ・整備の必要な老朽化した農業用ため池について、堤体・取水施設・余水吐等の改修を実施し、災害発生時の未然防止を図る。



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例19】 岐阜県羽島市 (農業水利施設の整備・補強)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 農業関連施設の整備
土地改良施設の維持管理の財政負担の軽減、平準化を図る。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業
(事業費25百万円 / 国費13百万円)

事業概要と効果

- ・当該地区は、排水路樋門の老朽化が進行しており、維持管理労力の増加等が問題になっている。
- ・そのため、樋門の改修と併せて、電動化を実施することにより、維持管理労力の軽減と、突発的な豪雨等に対してより迅速な樋門操作を可能とし、湛水被害の軽減を図る。



【事例20】 沖縄県(農業水利施設の整備・補強)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策
農林水産業の振興を図るとともに、自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕のため、土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を行う。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業
(事業費64百万円 / 国費51百万円)

事業概要と効果

- ・フラップゲートの変形等の損傷及び断面不足により、台風時、潮位上昇及び集中豪雨が重なった際等に、農地に浸水被害が発生している。
- ・そのため、フラップゲートの改修により浸水被害の防止を図る。



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例21】 岡山県岡山市(卸売市場施設の耐震化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 市場施設機能の維持(市場施設の耐震化)
・耐震化が必要な3施設について、耐震化の取り組みを促進する必要がある。
<指標(現状)>
・耐震化率 100%(26/26棟)(R2.2)

活用した交付金・補助金

令和元年度 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
(事業費211百万円 / 国費67百万円)

事業概要と効果

- ・地震による被害の未然防止や軽減を目的として、卸売市場施設における柱・梁・脚柱の補強等の耐震化対策を実施
- ・被災時においても食料の安定的な供給体制等を確保



梁・脚柱の補強工事を実施

【事例22】 熊本県(鳥獣被害対策の推進)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 鳥獣被害対策の推進
市町村と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

活用した交付金・補助金

令和元年度 鳥獣被害防止総合対策交付金
(事業費39百万円 / 国費38百万円)

事業概要と効果

- ・「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進することで、野生鳥獣による農作物被害を軽減するとともに、農地及び森林等の荒廃を防ぎ、大規模災害発生時の被害拡大の防止に寄与。



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例23】 山梨県(治山施設の整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 治山事業による土砂災害対策の着実な推進
山間部の集落周辺の森林の山地災害防止機能を確保するための整備を適切に実施する。更に、山地災害危険地区における治山事業未着手地区の解消を目指す。

活用した交付金・補助金

令和元年度 治山事業
(事業費3,562百万円 / 国費1,810百万円)

事業概要と効果

- ・山地災害危険地区における要配慮者利用施設周辺に治山施設を優先的に整備し、施設や道路等を山地災害より保全



【事例24】 長野県(防災マップの作成)

国土強靱化地域計画に定めた対応

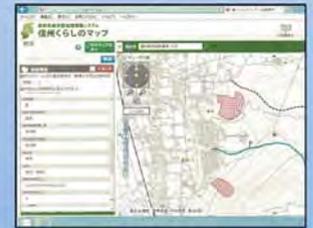
- 森林荒廃対策
県は、森林整備と施設整備が一体となった治山事業により、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進します。
また、既存治山施設の長寿命化と、航空レーザ測量データを活用した山地災害危険箇所の抽出を計画的に進めます。

活用した交付金・補助金

令和元年度 林業成長産業化総合対策のうち
山村地域の防災・減災対策
(事業費47百万円 / 国費23百万円)

事業概要と効果

- ・地域の防災意識の向上を図るため、山地災害危険地区の基礎データを整備し、防災マップとして県庁HPで公表。



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例25】 岩手県(漁港の耐震・耐津波化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 港湾・漁港の耐震・耐津波化・体制整備
災害時において、地域防災計画で海上輸送拠点に位置付けられている漁港が、近隣漁業集落への緊急物資や人員の輸送拠点としての役割を果たすことができるよう、漁港施設機能強化事業等により、防波堤及び岸壁等の耐震・耐津波の強化を推進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 水産基盤整備事業
(事業費176百万円 / 国費88百万円)

事業概要と効果

- ・地震・津波発生時における泊地や航路の安全な利用を確保するとともに、漁業活動・救援活動等の停止期間の短縮に寄与



【事例26】 石川県(漁港施設の老朽化対策)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 農業水利・漁港施設の老朽化対策
漁港施設について、個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 水産基盤整備事業
(事業費330百万円 / 国費185百万円)

事業概要と効果

- ・漁港施設の老朽化対策の実施により、漁業生産、労働環境等の維持及び将来の施設補修コストの削減が期待できる。



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例27】愛知県(離島における漁港機能の確保)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
漁港施設の耐震、耐津波性の強化、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図る。

活用した交付金・補助金

令和元年度 水産基盤整備事業
(事業費15百万円 / 国費9百万円)

事業概要と効果

- ・篠島漁港(離島)におけるフェリー岸壁の耐震・耐津波性を強化する。
- ・災害発生時における離島孤立化を防ぐとともに、水産物流通機能の早期再開及び継続を図る。



【事例28】島根県(防災の拠点となる漁港の整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 交通施設の安全化、輸送路の整備等(交通施設の安全化、防災空間の確保)
災害時の緊急物資等の輸送基地としての機能を維持するため、港湾施設について岸壁等の整備に加え状況に応じ防災点検及び補強工事等を行う。
- 農林水産基盤の強化(漁業施設災害の防止対策)
拠点漁港において機能診断を実施し、耐震対策を推進。

活用した交付金・補助金

令和元年度 水産基盤整備事業
(事業費315百万円 / 国費210百万円)

事業概要と効果

- ・災害時における被災者や援助物資、資機材等を輸送するための拠点、及び漁業者、地域住民に対して安全な漁業地域の形成に寄与。



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例29】鹿児島県(事業継続計画の策定)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 漁港BCPの策定
大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う。
行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、漁港BCPの策定を促進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 水産基盤整備事業
(事業費7百万円 / 国費3.5百万円)

事業概要と効果

- ・平時より、関係者間の情報共有体制を確立するとともに、災害後の水産物の生産・供給機能の早期回復に寄与。



【事例30】静岡県(津波避難施設の整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 津波避難対策
最大クラスの巨大地震によるL2津波により、多数の人的被害が見込まれるため、津波避難施設等の整備により津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア(避難困難エリア)の解消を図る。

活用した交付金・補助金

令和元年度 浜の活力再生・成長促進交付金
(事業費238百万円 / 国費158百万円)

事業概要と効果

- ・焼津漁港では、多くの水産関係者が漁港内で就業。当該漁港は、東海地震の震源域内であり、短時間で堤内地の安全な場所への避難が困難であるため、津波緊急待避施設を整備を実施。



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例31】岡山県

(緊急輸送等のための交通ネットワークの確保)

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 農地整備事業(通作条件整備)

災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生防止や地域交通ネットワークを担う農道の整備を引き続き推進する。特に農道橋や農道トンネルの点検・診断を実施し、適正な維持管理や保全対策を進める。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農山漁村地域整備交付金
(事業費156百万円 / 国費78百万円)

事業概要と効果

・避難路及び第一次緊急輸送道路に接続する基幹農道において耐震対策等を実施し、地域交通ネットワークの機能確保に寄与。



事業実施前

事業実施後
(コンクリート巻立て)

【事例32】岐阜県坂祝町

(農業集落排水施設の機能保全)

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 農業集落排水事業

農業集落排水施設について、長期的な汚水処理機能の確保のため、施設管理者である市町村等による機能診断等を支援するなど、計画的に施設の機能保全を推進。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農山漁村地域整備交付金
(事業費102百万円 / 国費85百万円)

事業概要と効果

・機能強化にて汚水処理方式を生物膜法から浮遊生物法に変更することにより、処理水の水質改善に加え、機械設備やコンクリートの劣化原因となる硫化水素(H_2S)の発生を抑制し、施設の長期的な汚水処理機能の確保に寄与。



機能強化 (処理方式の変更)

農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例33】大分県大分市(海岸保全施設の整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 海岸保全施設の整備

・高潮・越波等による被害を防止するために、一尺屋地区の上浦漁港海岸の離岸堤の整備を行う。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農山漁村地域整備交付金
(事業費40百万円 / 国費20百万円)

事業概要と効果

・既設護岸は天端高が不足し、台風等の高潮で背後の住宅や道路が浸水。
・護岸の前面に離岸堤を整備することで、高潮による被害を未然に防止し、住民の生命及び財産を守る。



【事例34】青森県(高潮対策事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 津波防災施設の整備

・高潮、波浪又は津波等による被害から海岸を防護するため、堤防や護岸などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農山漁村地域整備交付金
(事業費144百万円 / 国費72百万円)

事業概要と効果

・越波による人家や国道への浸水被害を防止し、地域住民の生命・財産を保全するため、老朽化した離岸堤や護岸の改良・機能回復を実施。



背後地への越波・浸水状況



離岸堤工事の状況

農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例35】新潟県(避難路、輸送路の整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 災害時における輸送路の整備等
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、農林道開設整備等の推進
- ・老朽化対策等の適正な道路管理の推進

活用した交付金・補助金

令和元年度 農山漁村地域整備交付金
(事業費965百万円 / 国費482百万円)

事業概要と効果

- ・林道開設10路線
- ・改良、点検保全16路線
- ・林道開設等による地域林業の振興
- ・主要道路被災時の迂回路、緊急輸送道路として利用



【事例36】熊本県(治山施設の整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 山地・土砂災害対策の推進
- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了し、市町村と連携して豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農山漁村地域整備交付金
(事業費1,382百万円 / 国費660百万円)

事業概要と効果

- ・谷止工、山腹工を実施し、集落や公共施設(道路等)を落石や山腹崩壊等の山地災害より保全



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例37】岐阜県 (農林水産分野の災害対応力強化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 林道施設の点検診断の実施
- 岐阜県緊急輸送道路ネットワークに位置付けられた林道等の整備や橋梁の点検・診断を実施することにより、災害発生時における国道や県道、市町村道を補完する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農山漁村地域整備交付金
(事業費44百万円 / 国費22百万円)

事業概要と効果

- ・林道橋、トンネルの点検診断の実施
- ・孤立集落の発生防止
- ・避難路や代替輸送路機能の確保



【事例38】福岡県(林道の整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 林道の整備
- ・災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている林道の整備(改良)を行う。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農山漁村地域整備交付金
(事業費17百万円 / 国費6百万円)

事業概要と効果

- ・森林整備の促進、主要道路被災時の避難路、代替、迂回道路として活用するため林道の機能向上を図る。



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例39】 福岡県(林道開設)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 林道の整備
 - ・災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている林道の整備(開設)を行う。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農山漁村地域整備交付金
(事業費165百万円 / 国費81百万円)

事業概要と効果

- ・林道開設3路線
(いずれも開設中)
- ・林道開設による森林整備の促進、主要道路被災時の避難路、代替、迂回道路として活用



【事例40】 福岡県(林道の保全)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 林道の整備
 - ・林道を管理している市町村が個別施設計画に基づいて実施する、トンネルや橋梁の点検・診断に対し支援を行う。

活用した交付金・補助金

令和元年度 農山漁村地域整備交付金
(事業費36百万円 / 国費18百万円)

事業概要と効果

- ・個別施設計画に基づき、林道施設の点検診断を実施し、施設の長寿命化を図る。



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例41】 東京都(避難路の整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 避難路の整備
 - ・島しょ地域において、南海トラフ巨大地震等による巨大な津波に対応するための、津波到達までの時間が短く、港の利用者が高所などへ避難できない港においては、津波避難施設を整備する。

活用した交付金・補助金

平成30年度 農山漁村地域整備交付金(繰越)
(事業費122百万円 / 国費81百万円)

事業概要と効果

- ・津波避難施設を整備することにより、南海トラフ巨大地震を起因とした津波の脅威にさらされている漁港利用者の避難に寄与。



(令和元年6月完成)

【事例42】 三重県(海岸保全施設の整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 堤防・海岸の整備
 - ・河川堤防や海岸堤防について、脆弱箇所の補強対策及び耐震対策を進める。なお、海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策の検討を進める。

活用した交付金・補助金

令和元年度 海岸事業(漁港海岸)
(事業費284百万円 / 国費190百万円)

事業概要と効果

- ・他海岸の直轄事業及び三重県が計画する海岸事業と一体的に、堤防の改修・補強等の施設整備を行うことで、大規模地震に対する背後地の人命・財産を防護。



農林水産省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例43】高知県(海岸保全施設の整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 海岸保全施設の整備

・発生頻度の高い津波に対しては浸水を防ぎ、最大クラスの津波においても避難時間を稼ぐため、防波堤、河川、海岸堤防や水門等の地震・津波対策を着実に推進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 海岸事業(漁港海岸)
(事業費900百万円 / 国費600百万円)

事業概要と効果

・比較的発生頻度の高い津波に対して、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化等の観点から海岸保全施設を整備



経済産業省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例44】大阪府泉佐野市 (避難所の確保と運営体制の充実)

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 避難所の確保と運営体制の充実

・地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、避難者等の発生規模や指定避難所の施設設備等の老朽化や受入れ人数等についてあらかじめ評価し、必要な避難所指定や避難所受入れを体制を確保する。

活用した交付金・補助金

平成31年度 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)
(事業費406百万円 / 国費132百万円)

事業概要と効果

・避難所の機能向上のため、市内小中学校の体育館などに、LPガスを利用した空調機器、発電機などを設置
・平時は、児童、生徒の熱中症対策に空調機器を活用



【事例45】岐阜県岐阜市 (バルクシステムの導入)

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 公的備蓄の充実

・熱源の確保のため、避難所や地域災害対策本部となる公民館のエアコン設備の更新とあわせて、災害対応型LPガスバルクシステムの導入を進めているが、導入施設の拡大を図る。

活用した交付金・補助金

平成31年度 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)
(事業費22.5百万円 / 国費2.3百万円)

事業概要と効果

・公民館に災害対応LPガスバルクと自家発電設備を設置
・大規模災害時に対応する、避難所設備の充実
・地域防災の意識向上



国土交通省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例46】 島根県(道路の法面・盛土対策)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 交通施設の安全化、輸送路の整備等
災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路上にある法面・盛土の危険箇所への対策を推進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 防災・安全交付金
(国費3,515百万円の内数)

事業概要と効果

- ・国道261号 島根県邑智郡川本町川下において、道路防災点検における要対策箇所の法面对策を実施
- ・被災時の緊急輸送道路の交通確保、避難経路の安全性や防災機能向上に寄与

施工前



施工後



【事例47】 群馬県

(市街地の整備・緊急輸送道路等の無電柱化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 市街地の整備・緊急輸送道路等の確保
迅速な避難活動や応急活動の実施、避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や市町村と連携を図り、狭隘な幹線街路の拡幅や歩道の整備、緊急輸送道路、避難路となる街路の整備や無電柱化等を推進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 防災・安全交付金
(国費427百万円の内数)

事業概要と効果

- ・主要地方道前橋館林線 群馬県伊勢崎市連取町において、無電柱化を実施
- ・被災時の緊急輸送道路の交通確保、避難経路の安全性や防災機能向上に寄与

施工前



施工後



国土交通省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例48】 和歌山県(防波堤の粘り強い化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

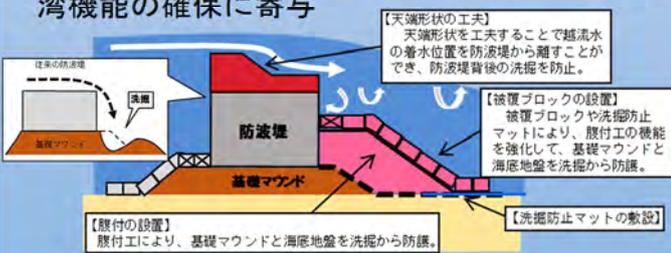
- 港湾における防波堤の粘り強い化
津波被害の軽減等を図るため、港湾の既存施設の嵩上げ等、港湾施設の機能強化に資する必要なハード整備を優先的に実施する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 防災・安全交付金
(国費310百万円の内数)

事業概要と効果

- ・湯浅広港における粘り強い構造の防波堤の整備
- ・津波被害の軽減や早期の復旧・復興に資する港湾機能の確保に寄与



【事例49】 高知県(耐震強化岸壁の整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 耐震強化岸壁(防災拠点港)の整備
今後30年以内に70~80%の確率で発生が予想される南海トラフ地震では、大規模な被害の発生が想定されている。災害時における海上からの緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備を推進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 防災・安全交付金
(国費30百万円の内数)

事業概要と効果

- ・久礼港における耐震強化岸壁の整備
- ・災害時における防災拠点港として、災害時における緊急物資等の海上輸送機能の確保に寄与



国土交通省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例50】大阪府大阪市
(防潮堤の津波等浸水対策の推進)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 防潮堤の津波等浸水対策の推進
地震時の堤防、護岸の亀裂、崩壊による二次災害(津波による浸水等)を防止するため、液状化等を考慮した堤防、護岸の耐震補強を行う。

活用した交付金・補助金

令和元年度 防災・安全交付金
(国費3,075百万円の内数)

事業概要と効果

- ・南海トラフ地震により止水機能の喪失が想定される堤防について、南海トラフ地震や直下型地震にも対応できるよう耐震改修を実施する



【事例51】静岡県
(河川及び洪水調節施設等の整備)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 河川及び洪水調節施設等の整備
・施設整備については、広域にわたり甚大な浸水被害が想定される河川を優先して河道拡幅や遊水地の整備などの予防型対策を着実に推進する。
・近年浸水被害のあった河川において、再び大きな被害を発生させない災害対応型対策の重点化を図り実施する。等

活用した交付金・補助金

令和元年度 防災・安全交付金
(国費1,051百万円)

事業概要と効果

- ・巴川等において、洪水のピーク時流量の低減を目的とした遊水地の整備などを推進
- ・近年浸水被害のあった沼川等において、放水路や護岸、河道掘削等の整備を実施



→異常気象等による市街地等の浸水の軽減に寄与

国土交通省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例52】富山県富山市
(公共下水道(雨水)の整備による浸水対策)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 公共下水道(雨水)の整備による浸水対策
富山市の中心市街地において、都市化の進展及び局地的な集中豪雨による雨水流出量の増加へ対応するため、雨水貯留施設や雨水管の整備を行い、浸水被害の軽減を図る。

活用した交付金・補助金

令和元年度 防災・安全交付金
(国費1,653百万円の内数)

事業概要と効果

- ・富山市の中心市街地における浸水対策のため、雨水貯留施設や雨水管の整備を実施
- ⇒浸水被害面積を軽減(10年確率降雨時浸水想定面積51.5ha→19.7ha(約62%減))することにより、安心・安全、コンパクトなまちづくりに寄与し、地方創生を後押し



【事例53】和歌山県(大規模建築物の耐震化)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 大規模建築物の耐震化
多数の人が利用する建物の倒壊による被害を防ぐため、耐震診断から設計、改修までの経済的な支援を実施するとともに、災害時には避難所として活用することで地域防災への貢献を図る。

活用した交付金・補助金

令和元年度 防災・安全交付金
(国費464百万円の内数)

事業概要と効果

- ・耐震診断が義務化された大規模建築物において耐震診断から設計、改修への経済的な支援
- ・災害時に避難所として活用→地域防災に寄与



国土交通省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例54】愛知県(都市公園等事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 災害対応の体制・資機材強化
- 自治体等の活動の支援
- 火災に強いまちづくり等の推進

広域避難場所・防災活動拠点等となる県営都市公園の整備を促進し、円滑な救助・救援活動等に必要環境を整える。

活用した交付金・補助金

令和元年度 防災・安全交付金
(国費549百万円の内数)

事業概要と効果

- ・大高緑地ほか4公園
- ・公園の整備を進めることで、災害時の救助・救援活動等に必要環境を整えるとともに、平時の緑豊かな都市環境の形成を推進する

県営公園で実施した救助・救援訓練の状況



環境省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例55】石川県小松市 (環境配慮・防災まちづくり事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 生活排水やし尿施設対策
- ・大規模自然災害発生時における下水道や污水处理施設等の長時間にわたる機能停止に備えた生活排水対策として、合併浄化槽の普及促進を行う。

活用した交付金・補助金

令和元年度 循環型社会形成推進交付金
(事業費5.2百万円 / 国費2.4百万円)

事業概要と効果

- ・発災後、住宅や避難場所等から生活排水を速やかに排除することができ、市民の生活環境を確保することができる。



【事例56】栃木県小山市 (環境配慮・防災まちづくり事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 下水処理施設の整備
- ・災害発生時における污水处理施設等の長時間にわたる機能停止や、老朽化した浄化槽の被災による破損を防ぐため、公共下水道等の整備区域外において合併浄化槽の普及を推進する。

活用した交付金・補助金

令和元年度 循環型社会形成推進交付金
(事業費56百万円 / 国費22百万円)

事業概要と効果

- ・災害時における浄化槽の破損と污水处理機能の停止を防ぎ、感染症等を予防することで市民の安全を確保することができる。



環境省所管の交付金・補助金の活用事例

【事例57】長野県伊那市
(手良公民館太陽光発電設備設置事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 必要不可欠な行政機能の確保
- ・災害時の地域の拠点または現地対策本部に、災害対応の機能を確保するため、太陽光をはじめとする自然エネルギー設備の導入を推進し、停電や通信設備の途絶等による活動麻痺や長期中断を防ぐ。

活用した交付金・補助金

平成30年度補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 (事業費30百万円 / 国費22百万円))

事業の効果

- ・災害時のエネルギー供給等の機能発揮が可能となるため、災害対応の機能の確保が可能



【事例58】神奈川県
(県有施設太陽光発電等導入事業)

国土強靱化地域計画に定めた対応

- 避難所の確保・整備
- ・神奈川県地域防災計画等により災害時に避難施設等に位置付けられた県有施設(5施設)に太陽光発電設備等を整備し、平時の温室効果ガス排出抑制と災害時の電力供給等の機能発揮を図る。

活用した交付金・補助金

平成30年度補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 (事業費95百万円 / 国費47百万円))

事業の効果

- ・災害時のエネルギー供給等の機能発揮が可能となるため、事業継続性の向上に寄与

